

土地改良施設管理 Q&A
(施設管理関係質疑応答集)

農林水産省農村振興局水資源課施設保全管理室

令和4年3月

土地改良施設管理Q & A

目 次

頁

1. 施設管理の総論

Q 1－1	土地改良施設の定義	1
Q 1－2	土地改良施設の管理主体（体系図）	2
Q 1－3	予定管理方法等の作成	4
Q 1－4	都道府県営及び市町村営土地改良事業の造成施設の取扱い	6
Q 1－5	土地改良区営土地改良事業の造成施設の取扱い	8
Q 1－6	農業用ため池の地区編入と管理権限	10
Q 1－7	ため池敷地が官有の場合の所管省庁	12
Q 1－8	土地改良財産の定義	13
Q 1－9	水利権の土地改良財産上の取扱い	14
Q 1－10	国有財産法の規定に基づく処分	16
Q 1－11	土地改良財産の公共用財産と普通財産の区分	18
Q 1－12	土地改良財産の用途廃止	21
Q 1－13	他者所有の財産に係る工事の取扱い	23
Q 1－14	土地改良財産を農業目的以外に使用する場合の取扱い	25
Q 1－15	代行財産の定義及び管理処分	27
Q 1－16	土地改良財産にならない国営造成施設	29
Q 1－17	寄附の受納	31
Q 1－18	河川に造成される土地改良施設の取扱い	33
Q 1－19	開拓財産たる敷地にある土地改良財産の取扱い	35
Q 1－20	管理規程について	37
Q 1－21	予定管理者が所有する土地に、国営土地改良施設を設置する場合の 用地取得について	38

2. 管理委託

Q 2－1	管理委託の概要	39
Q 2－2	管理委託の手続	40
Q 2－3	管理委託をする土地改良財産の範囲（その1）	43

Q 2－4	管理委託をする土地改良財産の範囲（その2）	45
Q 2－5	管理委託の相手方の範囲	46
Q 2－6	管理者の選定	47
Q 2－7	一施設の複数の管理者への委託	48
Q 2－8	管理受託者の管理の範囲	50
Q 2－9	予定管理者の変更	51
Q 2－10	管理の再委託	52
Q 2－11	管理受託財産（土地）の境界立会及び筆界確認の証明	53
Q 2－12	土地改良区合併に伴う受託財産の取扱い	54
Q 2－13	管理受託施設の災害復旧	55
Q 2－14	海岸法による区域指定がある場合の取扱い	57
Q 2－15	土地改良施設の河川の指定等	59

3. 譲与

Q 3－1	譲与の概要	61
Q 3－2	条件付譲与の手続	63
Q 3－3	条件付譲与財産の範囲	66
Q 3－4	施設単独の譲与	68
Q 3－5	譲与の相手方の範囲	69
Q 3－6	譲与財産の構造の変更又は地積の増減等	71
Q 3－7	譲与財産に不用な施設や土地が生じた場合の手続	73
Q 3－8	条件付譲与した排水路が河川として管理される場合の取扱い	74
Q 3－9	条件付譲与財産の改築、追加工事等及び他目的使用等	75
Q 3－10	譲与財産の調査及び報告	76
Q 3－11	譲与財産の敷地が法定外公共物の場合	77
Q 3－12	道路法に基づく譲与の手続	79
Q 3－13	事業実施中の道路法による譲与	80
Q 3－14	管理費内譲与の手続	81
Q 3－15	譲与施設に国営更新事業等で工事を施行する場合の取扱い	84

4. 他目的使用等及び財産使用

Q 4－1	他目的使用等の概要	85
Q 4－2	他目的使用等の申請手続	87
Q 4－3	農業用排水路に廃水を排出させる場合の取扱い	92

Q 4－4	施設の一部又は用地上に広告看板の設置要望がある場合の取扱い	95
Q 4－5	レジャー利用させる場合の取扱い	97
Q 4－6	携帯電話等の中継施設の設置	99
Q 4－7	他目的使用等に係る使用期間	100
Q 4－8	他目的使用料の算定及び徴収	102
Q 4－9	他目的使用料が無償の場合	104
Q 4－10	他目的使用者が交替する場合の取扱い	107
Q 4－11	他目的使用範囲が拡大する場合の取扱い	109
Q 4－12	他目的使用等の目的、使用期間等の変更	110
Q 4－13	他目的使用等の更新手続の管理受託者への事務委任	111
Q 4－14	他目的使用等の承認手続の期間	112
Q 4－15	同一目的（国営附帯事業）で財産を使用する場合の取扱い（財産使用）	113
Q 4－16	新たな受益地が水路等を使用する場合の取扱い	121
Q 4－17	農業用排水施設に小水力発電を設置する場合の取扱い	122
Q 4－18	再調達原価の算出方法	124
Q 4－19	消流雪用水の取扱い	125

5. 改築、追加工事等

Q 5－1	改築、追加工事等の概要	126
Q 5－2	改築、追加工事等の申請手続	128
Q 5－3	改築、追加工事等に伴う土地の増減の取扱い	140
Q 5－4	区分地上権の設定地において、他事業の工事が施行される場合の取扱い	142
Q 5－5	改築、追加工事等に伴う相互所管換	144
Q 5－6	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に伴う他目的使用等及び改築、追加工事等の申請手続（従来型）	145
Q 5－7	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業で整備した資機材の取扱い（緊急3か年対策型）	146

6. 原因者工事

Q 6－1	原因者工事の概要	147
Q 6－2	原因者工事の申請手続	149
Q 6－3	土地改良財産の敷地の原形を変更する場合	154

7. 共有持分の付与

Q 7－1	共有持分付与の概要	155
Q 7－2	共有持分付与の手続	157
Q 7－3	共有持分付与の対価算定	160

8. 他用途転売

Q 8－1	他用途転売の概要	161
Q 8－2	他用途転売契約の指定期日	162
Q 8－3	他用途転売契約の指定期間	164
Q 8－4	他用途転売の土地の価格	165
Q 8－5	アバラ他転	166

9. 地上権設定地の工事協議

Q 9－1	地上権設定地の工事協議の概要	167
Q 9－2	地上権設定地の工事協議の手続	169
Q 9－3	地上権設定地における工作物の設置基準等	174
Q 9－4	地上権設定対価の返還請求	176
Q 9－5	地上権の設定範囲	177
Q 9－6	ほ場整備事業実施に伴う地上権の変更の取扱い	179
Q 9－7	抵当権設定地への地上権設定	180
Q 9－8	地上権設定地の上部への捨土行為	181
Q 9－9	不用となった地上権の取扱い	182
Q 9－10	道路管理者から地上権の解除（抹消）を要求された場合の 取扱い	183

10. 国営土地改良事業の完了に伴う事務手続

Q10－1	国営土地改良事業実施中に行う土地改良財産関係の整理事務	184
Q10－2	完了数年前に行う財産関係の整理事務	187
Q10－3	完了年度に行う財産関係の整理事務	189
Q10－4	土地改良財産台帳の付属図面	191
Q10－5	財産台帳の図面作成上の留意事項	192

Q10－6	土地改良施設の資産評価の概要	194
Q10－7	土地改良施設台帳の作成	196

1 1. 土地改良財産管理事務

Q11－1	施設整理台帳と財産台帳の調製	197
Q11－2	財産使用する場合の土地改良施設整理台帳等の記載の取扱い	199
Q11－3	管理状況報告	200
Q11－4	財産が滅失・損傷した場合の報告	202

1 2. 国営更新事業

Q12－1	国営更新事業の概要	204
Q12－2	工事施行部分の通知	205
Q12－3	工事施行部分の財産の管理	206
Q12－4	不用となった土地等の取扱い	207
Q12－5	土地改良財産台帳の調製方法等	208
Q12－6	国営更新事業完了後の管理委託協定書の取扱い	210
Q12－7	管理使用させる場合の取扱い	211
Q12－8	国営更新事業の工事で支障となる他目的使用等施設の取扱い	212

1 3. 管理一般（土地改良区等による施設管理）

Q13－1	施設へのゴミの不法投棄	213
Q13－2	土地改良区造成施設の管理委託	214
Q13－3	施設が法定外公共物上の場合の管理権	215
Q13－4	河川改修により引渡しを受けた施設の管理と整備補修	216
Q13－5	ため池や水路への土砂や汚濁水流入	217
Q13－6	ため池への漁業権の設定	219
Q13－7	水路に浄化水等を放流する場合の取扱い	220
Q13－8	水路に進入路（床版等）を設置させる場合の取扱い	221
Q13－9	農道の交通規制	222
Q13－10	農道の使用及び形状変更	224
Q13－11	農道改修による残地（赤線である既設農道）の取扱い	225
Q13－12	水路の安全管理対策について	226

Q13-13	土地改良施設が道路敷地を使用する場合の対応	227
Q13-14	地上権設定期間満了時の対応について	228
Q13-15	鉱業法第 64 条に基づく協議の取扱い	229

凡 例

「法」	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
「令」	土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）
「規則」	土地改良施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）
「取扱規則」	土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）
「基本通知」	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知 （昭和 60 年 4 月 1 日 60 構改 B 第 499 号）

1. 施設管理の総論

Q 1 - 1	土地改良施設の定義
土地改良施設とは何か。	

A 1 - 1	土地改良施設とは、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設です。 (例) 貯水池、頭首工、揚水機場、水路、農道、階段工、土留工、防風林、防災ダム、温水ため池等
---------	--

☆回答の詳細☆

土地改良施設とは、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設と定義されています。

なお、農業用排水施設とは、貯水池、頭首工、揚水機場、水路等が該当します。

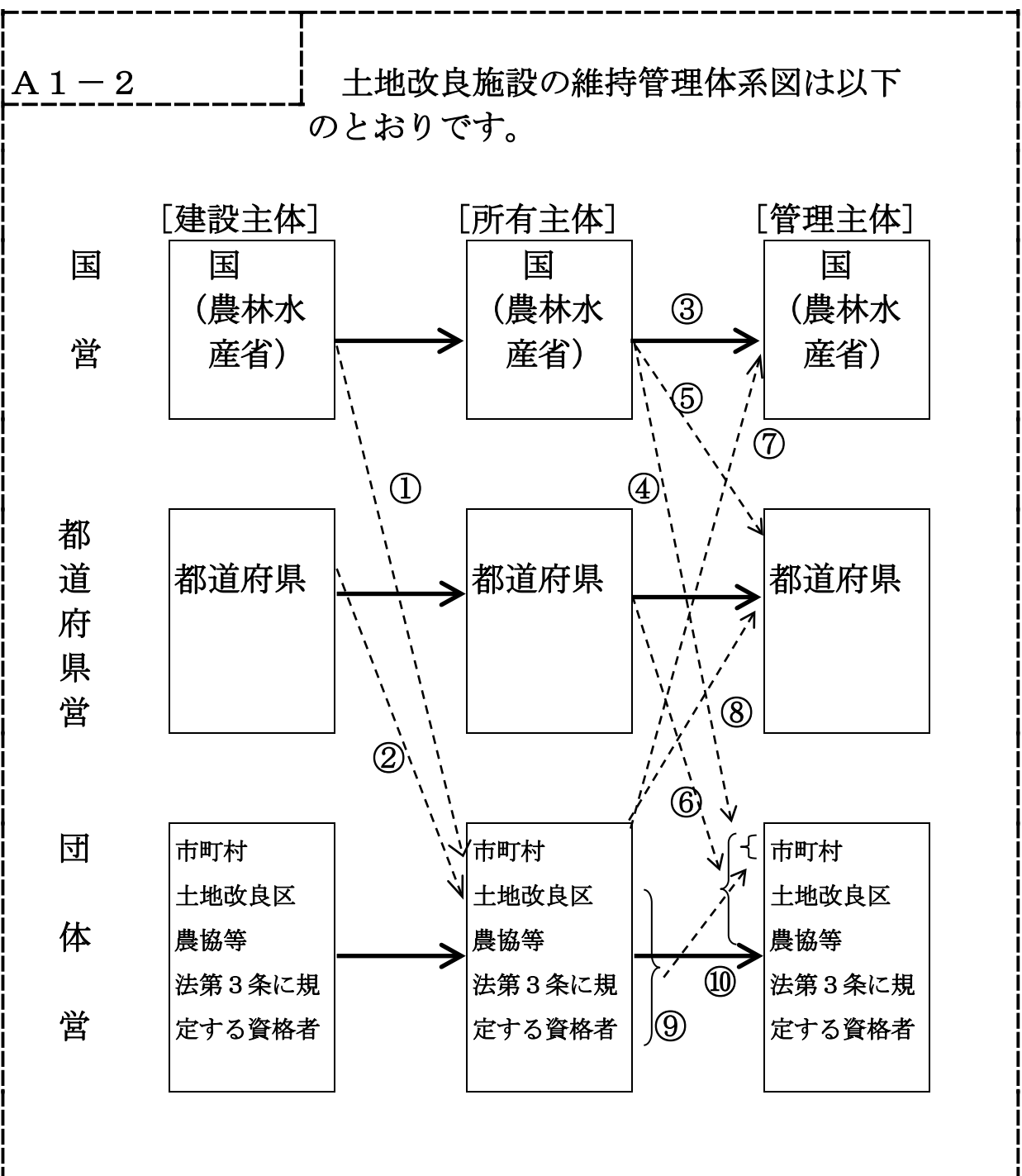
また、その他農用地の保全又は利用上必要な施設とは、土壌侵食、農用地の災害や農産物の冷害の防止を目的とした階段工、土留工、防風林、防災ダム、温水ため池等が該当します。

◇法令等◇

法第2条第2項第1号

規則第1条第1項

Q 1 - 2	土地改良施設の管理主体（体系図）
土地改良事業の実施により造成された土地改良施設の管理の体系は、どうなっているのか。	



- | | |
|------|----------------------------|
| (注)① | 法第 94 条の 3 による譲与（条件付譲与） |
| ② | 条例による譲与（地方自治法第 238 条の 5） |
| ③ | 法第 85 条による直轄管理 |
| ④⑤ | 法第 94 条の 6 による管理委託 |
| ⑥ | 法第 94 条の 10 又は条例による管理委託 |
| ⑦⑧⑨ | 法第 93 条又は第 96 条の 4 による申出管理 |
| ⑩ | 法第 57 条による管理（建設主体の管理義務） |

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良施設は、農業生産を維持し拡大することを目的に造成されたものであるので、これらの施設を良好な状態に維持し保存しなければなりません。

また、これらの施設は地域排水の排除や良好な環境を維持する機能も果たしていますので、施設の管理に当たっては、管理主体は適期、的確な整備の実施や施設の運転操作をする必要があります。

- 2 土地改良施設の管理は、受益団体である土地改良区が管理することを原則としていますが、大規模でかつ公共性の高い施設については国（農林水産省）による管理が行われ、また、都道府県及び市町村が管理（一般的に「公的管理」という。）する施設への国の助成が行われています。

なお、土地改良区等が管理する施設の定期的な整備補修への助成及び管理技術に対する地方連合会による指導等への助成（一般的に「公的支援」という。）も行われています。

◇法 令 等◇

法第 57 条、第 85 条、第 93 条、第 94 条の 3、第 94 条の 6、
第 94 条の 10、第 96 条の 4
地方自治法第 238 条の 5

Q 1 - 3	予定管理方法等の作成
国営及び都道府県営土地改良事業の開始手続において定められる予定管理方法等とは何か。	

A 1 - 3	予定管理方法等とは、土地改良事業によってダムその他のえん堤及び揚水施設が造成される場合に、将来の維持管理の円滑化のために定める管理者及び管理方法に関する基本的事項をいいます。
---------	--

☆回答の詳細☆

予定管理方法等の定め方については、国営土地改良事業の場合は、「国が行う土地改良事業の開始手続等について」（昭和 49 年 月 17 日 49 構改 B 第 732 号 農林事務次官通知）にその基本となるべき事項が次のように示されています。

◎ 予定管理方法に定める基本的事項及び記載事項

国営〇〇土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

- 1 管理者
- 2 管理すべき施設の種類
- 3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
- 4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法
施設及び水の管理に必要な標準年間経費の概算額を示し、その負担方法、負担区分、負担率及び反当負担額等を記載する。
この場合、施設管理費は整備費、補修費、電力料及び賃金等施設の維持保存に必要な経費とし、水管理費は水利調整又は洪

水調節等を含む水の管理及び施設の運用を行う職員の給与、旅費及び諸経費並びに調査のための経費とする。

5 その他管理方法に関する基本的事項

主として他事業との関連がある場合の管理に関する協定事項を記載し、その管理に関する特殊事項を記載する。

◇法令等◇

法第85条第2項、第85条の2第2項、第85条の3第2項、
第85条の4第3項、第87条の2第2項
規則第54条の3第2項

Q 1 - 4	都道府県営及び市町村営土地改良事業の造成施設の取扱い
都道府県営土地改良事業及び市町村営土地改良事業で造成された土地改良施設の管理は何に基づいて行われるのか。	

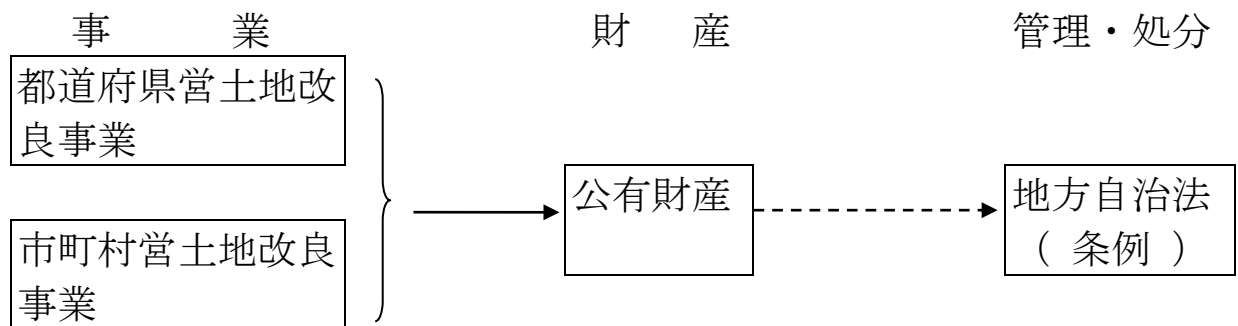
A 1 - 4	都道府県営及び市町村営造成施設は、法第 94 条に規定する土地改良財産に該当せず、都道府県及び市町村の公有財産として扱われます。 したがって、管理処分については、地方自治法第 237 条等の規定に基づき条例を制定して行われます。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 都道府県営土地改良事業や市町村営土地改良事業で造成された土地改良施設は、法第 94 条に規定する土地改良財産には該当しませんので、地方自治法第 238 条の規定により都道府県や市町村の公有財産として扱われます。
- 2 公有財産の管理及び処分については、地方自治法第 237 条の規定により条例等を制定して行われます。
また、都道府県営土地改良事業で造成された土地改良施設については、法第 94 条の 10 の規定により土地改良区等に管理委託できるほか、条例等により譲与することもできることとなっています。
しかし、市町村営土地改良事業で造成された土地改良施設については、法第 96 条の 4（同法第 57 条本文を準用）により市町村自らが管理するものと規定されています。
なお、都道府県や市町村が自ら行う管理については、必ずしも

土地改良事業としてこれを行う必要はありません。

〔地方公共団体有財産の管理・処分概念図〕



◇法令等◇

法第 94 条、第 94 条の 10、第 96 条の 4

地方自治法第 237 条、第 238 条、第 238 条の 4

Q 1 - 5	土地改良区営土地改良事業の造成施設の取扱い
土地改良区営土地改良事業で造成された土地改良施設の管理は、何に基づいて行われるのか。	

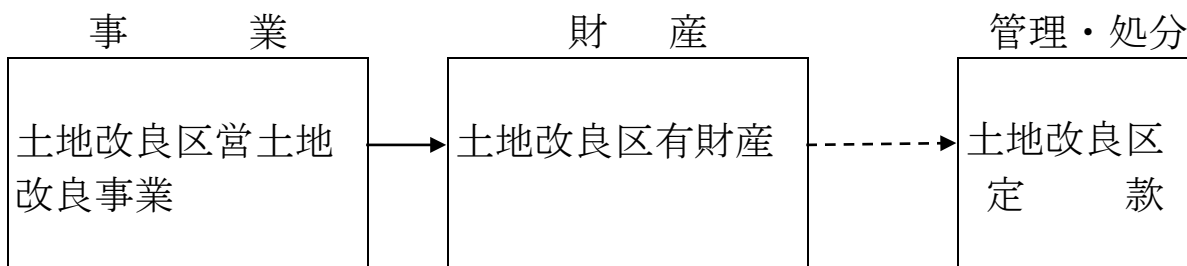
A 1 - 5	法第 57 条の規定により、施行主体である土地改良区が引き続き管理していくことが義務付けられています。
---------	---

☆回答の詳細☆

法第 57 条に規定されているとおり、土地改良事業の工事が完了した場合には、その事業によって造成された土地改良施設を施行主体である土地改良区が引き続き維持管理していくことが義務付けられています。この場合、その旨を定款に記載しなければならないこととなっています。

なお、既設の土地改良区が事業の完了に伴い新たに施設の管理を行う場合にあっては、維持管理事業として新たな土地改良事業を行う法手続（法第 48 条）を経たうえで定款を変更する必要があります。

〔土地改良区有財産の管理・処分概念図〕



◇法令等◇

法第 48 条、第 57 条、
規則第 14 条の 2 第 1 項第 6 号

Q 1 - 6	農業用ため池の地区編入と管理権限
集落が所有するため池を土地改良区が地区編入する場合や、ため池の受益地がすべて転用された場合の取扱いは、どのようにすべきか。	

A 1 - 6	一定地域に編入する場合は、従前の管理団体と土地改良区の間での打合せや協議で定められます。 受益地がなくなった場合は、敷地の所有権者（又は集落）にため池を引き渡します。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良事業の一定地域の地区内に点在等するため池を地区に編入する場合は、従前どおり関係水利組合や集落が管理を継続するか又は土地改良区が管理を引き受けるかは、当事者間で打合せや協議で定められることとなります。
また、ため池の土地が個人の所有に属さず、公図上青線で示されている敷地は、市町村の公有財産として所有している場合が多く、この場合、土地改良事業の一定地域に編入するには、法第5条第6項の規定により、その土地を管理する行政庁または地方公共団体の承認を得る必要があります。
- 2 農地転用等によりため池の受益地がなくなった場合には、土地改良区が管理を継続すべき要件を欠くこと（受益地の転用及び地区除外）から、土地改良法に基づく法手続を経て管理対象の施設から除外することとなります。この場合、通常は、管理権は敷地の所有権者に引き渡されます。

◇法令等◇

法第5条第6項

Q 1 - 7	ため池敷地が官有の場合の所管省庁
ため池敷地の登記名義が官有地又は内務省となっている場合の所管庁はどこか。	

A 1 - 7	国土交通省が所管省庁です。
---------	---------------

☆回答の詳細☆

- 1 ため池の所有名義については、①国有のもの、②地方公共団体有のもの、③土地改良区有のもの、④共有のもの、⑤個人又は農業団体等所有のものとなっています。
- 2 特に、「①国有のもの」については、昭和 22 年 12 月 31 日で内務省の官制廃止により、関係省及び内閣所管となりましたが、公共用財産の大部分は建設院（内閣所属）に引継がれ、さらに昭和 23 年 7 月 10 日設置の建設省（現：国土交通省）に引継がれました。
 以上のことから、ため池敷地の登記名義が官有地又は内務省となっているものは、国土交通省が所管庁です。

◇法 令 等◇

「内務省官制廃止に伴ふ国有財産関係事務の処理について」（昭和 23 年 1 月 17 日付け内事局発会第 3 号内事局長官通知）

Q 1 - 8	土地改良財産の定義
土地改良財産とは何か。	

A 1 - 8	法第 94 条各号に規定されており、次に示す公共用財産又は普通財産であるものと定められています。 1. 国営土地改良事業によって生じた工作物、その他の物件（土地は含まない。）、水の使用に関する権利 （例）ダム、頭首工、道水路等 2. 国営干拓事業により公有水面埋立法の定めるところに従って新たに造成された土地である堤防等の土地改良施設敷地等 3. 国営土地改良事業のために取得した土地、権利、立木、工作物、その他の物件（農地法によって買収した土地（開拓財産）、権利、物件を除く。） （例）ダム敷地、道水路敷地、防風林等 4. 国有の土地、権利、立木、工作物、その他の物件で農林水産大臣がその所管大臣と協議して国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの （例）一般的には所管換又は所属替により取得された土地、工作物等
---------	---

◇法令等◇
法第 94 条

Q 1 - 9	水利権の土地改良財産上の取扱い
法第 94 条第 1 号に「国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利」とあるが、この「水の使用に関する権利」には河川法で規定する水利権が含まれているのか。	

A 1 - 9	「水の使用に関する権利」とは、一般にはため池から引水する場合の権利とされており、河川法で規定する水利権は含まないと解釈されています。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 水利権が国有財産であるか否かについては、国有財産法精解（中村稔編）の第 2 条（国有財産の範囲）の解説では次のとおり記述（要約）されています。

「流水利用権（水利権）は民法その他の法律で定められていないことから、慣習法上のこの権利を物権と認めるかどうかは議論のあるところですが、通説及び判例は物権的効力を認めています。

しかし、国有財産法上、水利権を国有財産法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「特許権、・・・その他これらに準ずる権利」として認めるかどうかについては消極的に解されています。

- 2 土地改良財産は、国有財産であることが大前提であり、このように、「水利権」は国有財産であるかについて消極的に解釈されていることから、土地改良財産に含まないとされています。

（参考）水利権とは

- ある特定目的のために、必要な限度において、河川の流水を一定量の取水等に、法律上の保護を受けながら継続的に使用する

ることを「水利使用」といい、その権利を「水利権」と呼んでいます。

通常は河川法第 23 条に基づき許可を受けて取得されますが、法律上の呼称ではなく、河川の流水の使用の一形態をさします。
(河川法解説 (河川法研究会編) 要約)

- 水利権は一種の財産権であって、他人の侵害に対しては物権に準じて妨害排除及び損害賠償の請求が認められ、取引の対象ともなるものとされています。(新法律学辞典 (我妻栄) 要約)

◇法令等◇

河川法第 23 条

国有財産法第 2 条

法第 94 条

Q 1－10	国有財産法の規定に基づく処分
土地改良財産の管理処分について、土地改良法令等に定めのない事項については、どのように取扱うのか。	

A 1－10	土地改良法令等の定めのない事項については、国有財産関係法令等の定めによることとなります。
--------	--

☆回答の詳細☆

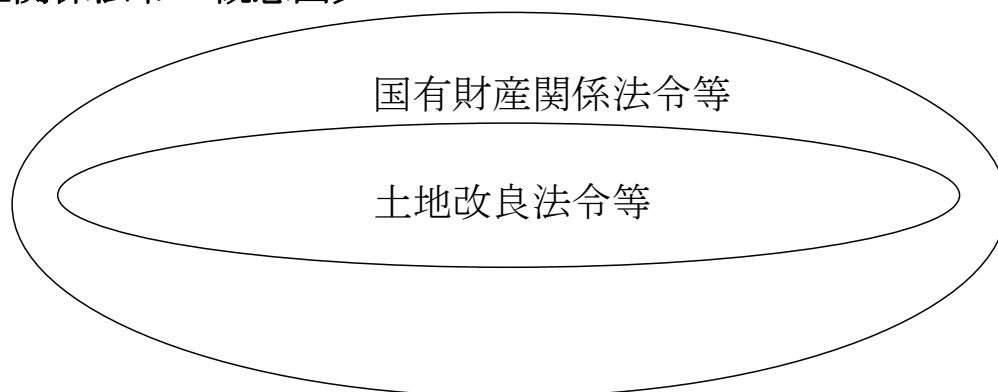
法第 94 条から第 94 条の 7 までは、土地改良財産の管理及び処分について国有財産法の特例を規定したもの（特別法）です。

したがって、土地改良法令等に定めのない事項については、国有財産に関する一般法である国有財産法の適用があることはいうまでもありません。

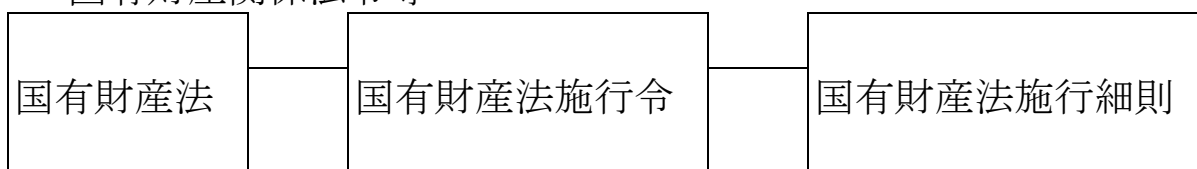
なお、国有財産関係法令等とは、国有財産法、同法施行令、同法施行細則を始めとしたすべての国有財産関係の法令、訓令、通知等をさしています。

また、土地改良法令等とは、土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、農林水産省所管国有財産取扱規則、土地改良財産取扱規則、土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知等の土地改良財産の管理及び処分関係訓令、通知等をさしています。

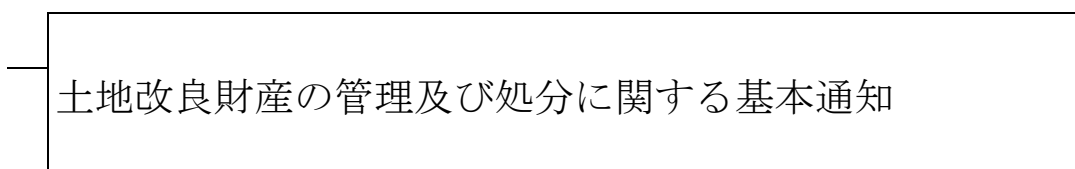
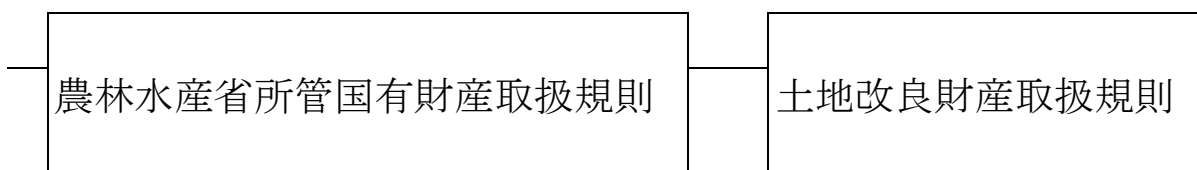
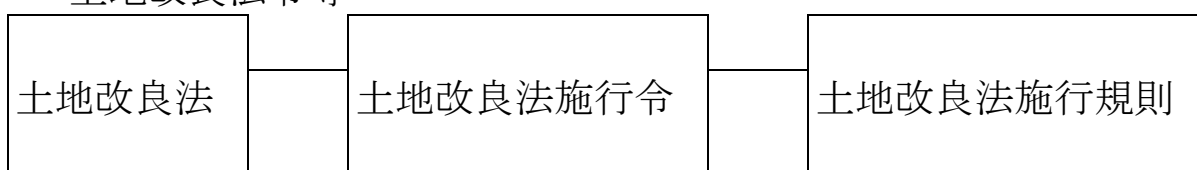
〔財産関係法令の概念図〕



国有財産関係法令等



土地改良法令等



◇法 令 等◇

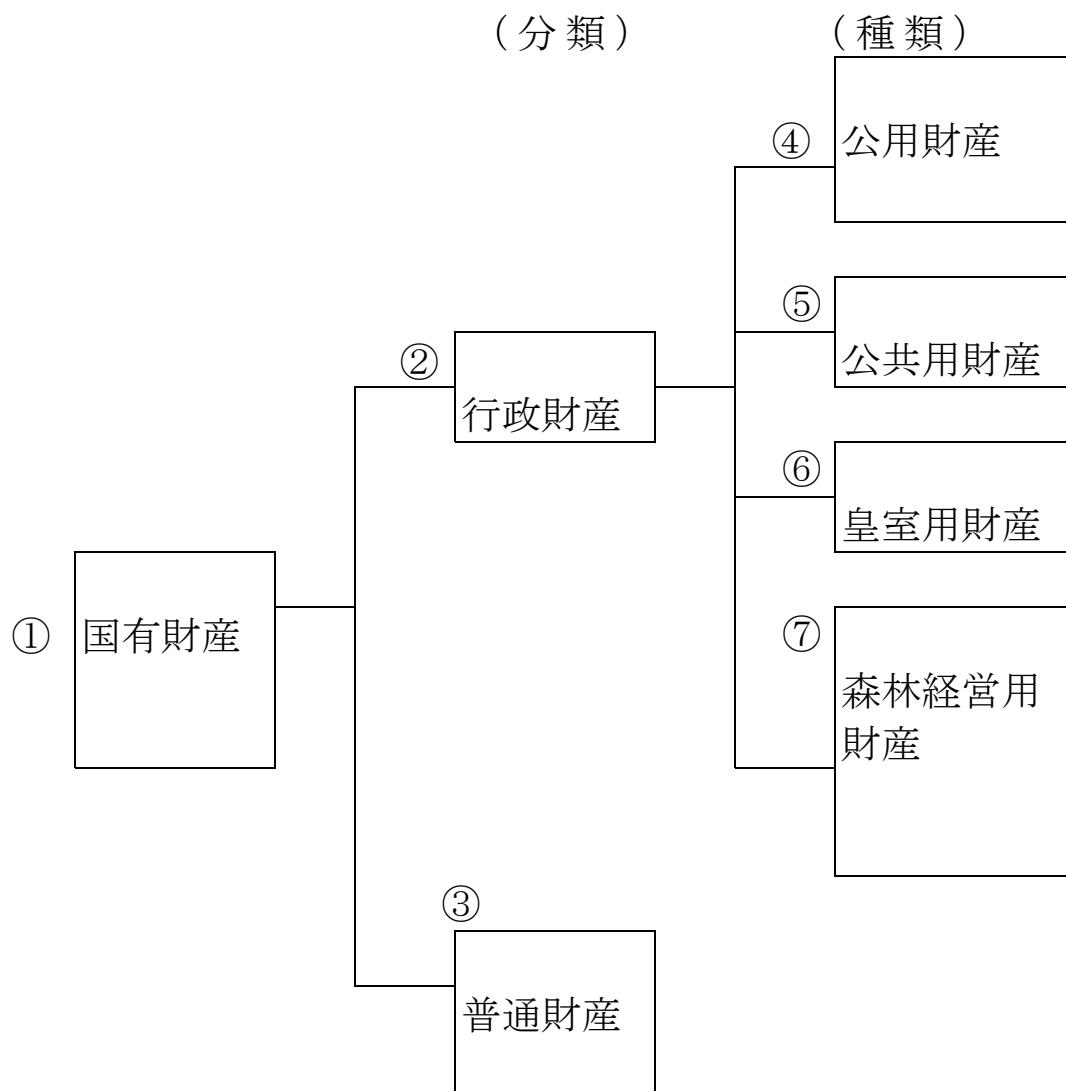
法第94条～第94条の7

Q 1－11	土地改良財産の公共用財産と普通財産の区分
法第 94 条に規定する土地改良財産のうち、公共用財産又は普通財産とは何か。	

A 1－11	土地改良財産は、国営土地改良事業により土地改良施設として直接公共の用に供することを目的に造成（又は取得）されたものがほとんどであり、公共用財産に属します。 ただし、用途廃止した土地改良施設や干拓地内において民有地を買収した土地（土地改良施設の敷地以外の土地）は、普通財産に属します。
--------	---

☆回答の詳細☆

国有財産の分類、種類の概要は、以下のとおりです。



① 国有財産

国の負担により国有となった財産、法令の規定により国有となった財産、寄附により国有となった財産

② 行政財産

国の行政目的に直接供用される国有財産

③ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産で、国有の私物として財政財産又は収益財産の性質を有するもの

(土地改良財産としては用途廃止した土地改良施設、干拓地内の民有地の買収地が該当します。)

④ 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

(例) 庁舎、国家公務員宿舎等

⑤ 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの
(土地改良財産は土地改良施設として直接公共の用に供することを目的に造成(又は取得)されたものがほとんどであるので、一般に公共用財産に属します。)

(例) 河川、道路、海浜地等、港湾、国営公園、漁港、土地改良財産

⑥ 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

(例) 皇居、御所、御用邸等

⑦ 森林経営用財産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの

(例) 国有林野事業用地

◇法 令 等◇

国有財産法第3条

法第94条

Q 1 - 12	土地改良財産の用途廃止
土地改良財産の用途廃止は、どのような場合に行うのか。	

A 1 - 12	土地改良財産を譲与する場合又は当該財産を公共用財産として使用する必要がなくなった場合及び当該財産が滅失・損傷した場合です。
----------	---

☆回答の詳細☆

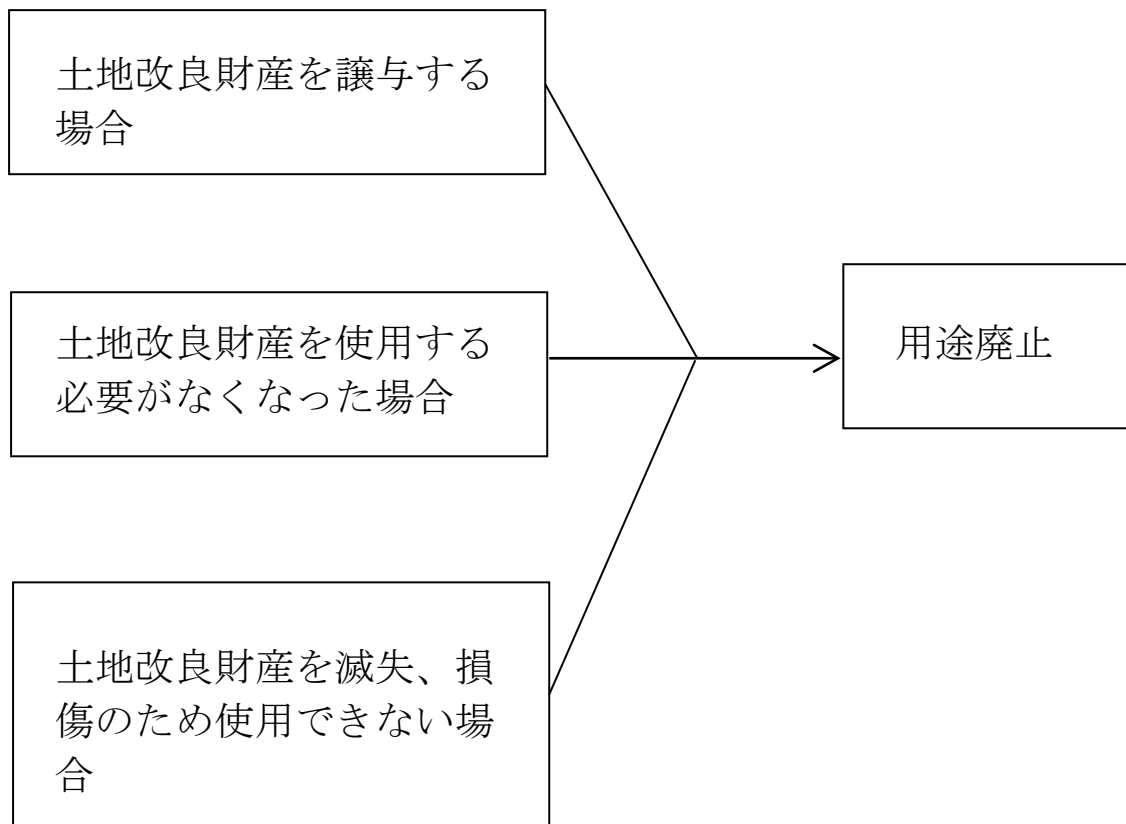
土地改良財産の用途廃止は、以下のような場合に行います。

- (1) 土地改良財産を譲与する場合（法第 94 条の 3 第 1 項、同法第 94 条の 4 及び道路法第 90 条第 2 項）
- (2) 当該土地改良財産を引き続き公共用財産として使用する必要がなくなったと認めた場合（取扱規則第 18 条）
- (3) 当該財産が滅失・損傷し、公共用財産として使用できなくなった場合

なお、(2)、(3) の場合については管理委託財産であるときは、管理受託者の意見を聞き、委託協定の解除又は変更を行います。

また、用途廃止の具体的な手続は、基本通知 7 - 土 18 - 1 に定めるところにより行います。

〔用途廃止をする場合の概念図〕



◇法 令 等◇

道路法第 90 条第 2 項

法第 94 条の 3 第 1 項、第 94 条の 4、第 94 条の 6 第 1 項

取扱規則第 18 条

基本通知 7－土 18－1

Q 1－13	他者所有の財産に係る工事の取扱い
他者の所有する財産につき、国営土地改良事業の目的を達成するために必要な工事を施行する場合の取扱いはどうすべきか。 また、当該工事のために新たに土地の買収等が必要になった場合の取扱いは、どうすべきか。	

A 1－13	国営土地改良事業実施担当部局は、あらかじめ、当該財産の取扱い等について施設所有者等と協議し、契約を締結することになります。 また、当該工事（法第94条の3第2項に定める補償工事を除く。）のために新たに土地の取得等が必要になる場合については、工事の施行時期、工事完了後の施設の所有区分、施設の管理（運用含む。）の方法及び維持管理費の負担方法等について、施設所有者等と事前に十分な協議を行うことが必要となります。
--------	--

☆回答の詳細☆

他者の所有する財産につき、国営土地改良事業の目的を達成するために必要な工事を施行する場合には、「基本通知」2－0－3に基づき、当該財産の取扱いについて相手方と協議し、あらかじめ、当該工事の施行方法、当該工事により造成される施設の帰属及び管理方法について相手方と協議し、契約を締結しておくものとなっています。

協議の結果によっては、

- ア 造成された施設を国が取得する場合
- イ 造成された施設を国と施設所有者が共有する場合
- ウ 工事前の施設所有者に帰属する場合

があります。

また、当該工事（法第94条の3第2項に定める補償工事は除く。）のために新たに土地の取得等が必要となる場合は、民法第537条の規定による第三者のためにする契約に準じて行う方法があります。

なお、この基本通知2－0－3は、工事によって生じた工作物等を施設所有者に帰属させる規定ではなく、施設所有者等との協議手続を規定したものであることに留意する必要があります。

◇法令等◇

基本通知 2－0－3

Q 1 - 14	土地改良財産を農業目的以外に使用する場合の取扱い
土地改良財産を設置目的以外に使用し、又は使用させる場合には、どのような制度があるか。	

A 1 - 14	①他目的使用等、②改築、追加工事等、③原因者工事、④共有持分の付与、⑤地上権設定地の工事協議があります。（事務手続きについては、①Q 4 - 2、②Q 5 - 2、③Q 6 - 2、④Q 7 - 2、⑤Q 9 - 2参照）
----------	---

☆回答の詳細☆

- 1 社会経済的情勢の変化に伴う都市化等により、土地改良施設の都市用水、発電用水、公園、駐車場等への利用の要請等があり、設置目的の確保や限られた地域資産の有効的利用の増進という観点から、この要請等に対応し適切な利用を図るために、他目的使用等、改築、追加工事等、原因者工事、共有持分の付与の手續制度が定められています。

また、民法第 269 条の 2 に基づいて設定された区分地上権設定地に係る工事協議が必要な場合もあります。

- 2 行政財産である土地改良財産（公共用財産）については、国有財産法第 18 条第 2 項と同様の趣旨から、法第 94 条の 4 の 2 第 1 項、第 2 項、令第 59 条の規定に、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、「他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる」とされています。

◇法 令 等◇

国有財産法第 18 条第 2 項

法第 94 条の 4 の 2 第 1 項、第 2 項

令第 59 条

民法第 269 条の 2

Q 1 - 15	代行財産の定義及び管理処分
代行財産とは何か。 また、その管理及び処分は、どのように取り扱うのか。	

A 1 - 15	法第 89 条の規定により都道府県知事に委任された工事（代行事業）によって造成された土地改良財産は、一般に代行財産と呼ばれています。 令第 72 条の規定により、当該財産（都道府県が管理受託者であるものを除く。）に係る農林水産大臣の管理及び処分に関する権限は、都道府県知事に委任されています。
----------	--

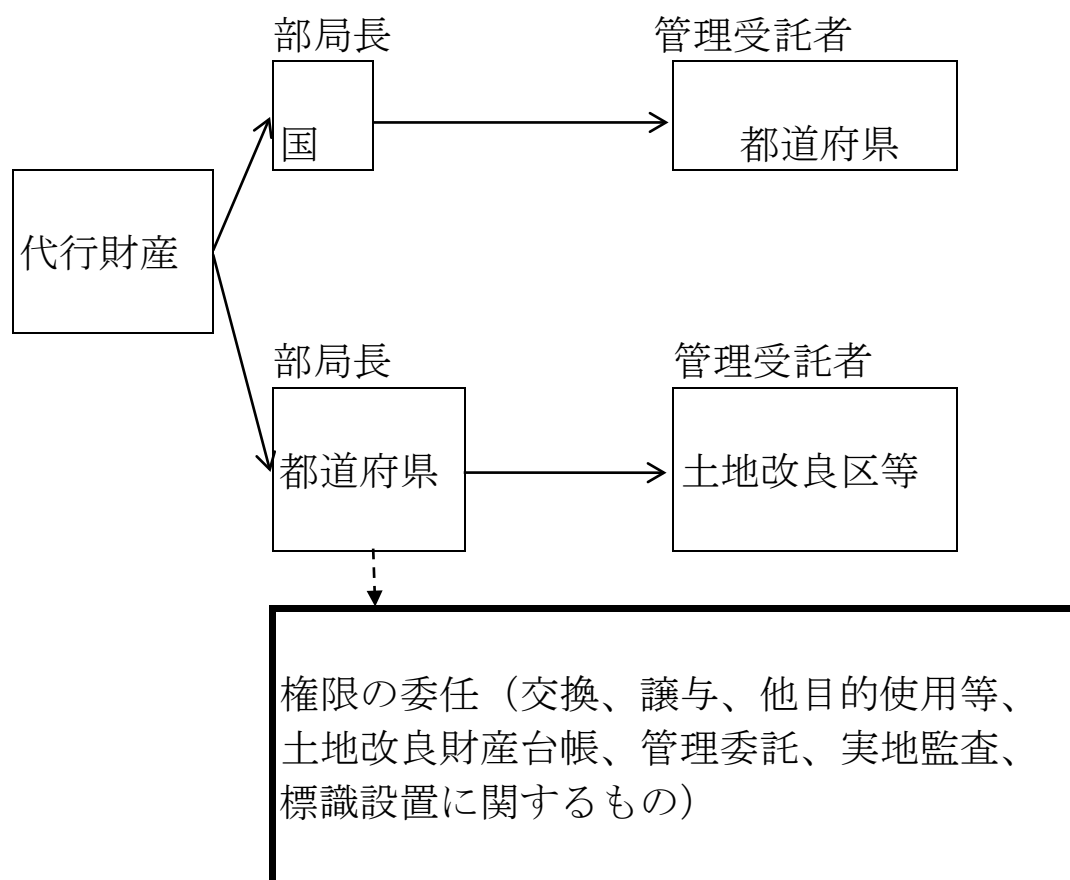
☆回答の詳細☆

- 1 法第 89 条の規定により行われた代行事業により造成された財産の管理及び処分については、令第 72 条第 1 項第 1 号の規定により、当該財産に係る農林水産大臣の権限は、一部を除いて都道府県知事に委任されています。
ただし、都道府県が管理受託者である財産についての部局長は国であり、権限は委任されていません。
- 2 委任された権限は、交換、譲与、他目的使用等、土地改良財産台帳、管理委託、実地監査、標識設置に関するものです。
なお、代行財産に係る第三者に改築、追加工事等を行わせる場合及び地区編入についての権限は都道府県知事に委任されておらず、農林水産大臣（財産管理の部局長）の承認が必要です。
- 3 なお、本条の規定により都道府県が行うことができる工事としては、従来、令において、一定規模以下の国有未墾地の農用地造

成事業の工事のうち土地改良施設の整備等が定められていましたが、平成 21 年の農地法改正により、当該事業は廃止されました。

これに伴い、令の当該規定も廃止されたことから、現在、本条の規定により都道府県知事が行うこととすることができる工事及びその手続は規定されていません。

〔代行財産の権限委任概念図〕



◇法 令 等◇

法第 89 条

令第 72 条第 1 項第 1 号

Q 1－16	土地改良財産にならない国営造成施設
国営土地改良事業で造成した施設等であっても、土地改良財産にならないものは何か。	

A 1－16	埋立て又は干拓の事業の場合に、新たに造成される土地のうち配分される土地や、公有水面埋立法により条件が付されて管理者（地方公共団体）へ帰属するもの（堤防、道路）が該当します。 また、区画整理事業や農用地造成事業の場合に、新たに造成される道水路等の施設で、当該施設の土地を国以外の者が換地処分等により取得する場合です。
--------	---

☆回答の詳細☆

- 1 埋立て又は干拓の事業の施行により、公有水面埋立法の定めるところに従って新たに造成された土地のうち、法第94条の8又は第94条の8の2の規定により配分される土地（原始取得として配分を受ける者が竣工の通知をする日に直接取得する）、公有水面埋立法の免許条件が付されたことにより管理者（地方公共団体）へ帰属する堤防、道路等が該当します。
- 2 また、区画整理事業や農用地造成事業の施行により、法第53条の3の規定に基づき新たに造成される道路、水路等の土地改良施設であって、土地改良事業計画に定められる「換地計画の概要」において国以外の者が取得者と定められたものが該当します。

◇法 令 等◇

法第53条の3、第89条の2、第94条の8、第94条の8の2

規則第 14 条の 2
公有水面埋立法第 2 条

Q 1 - 17	寄附の受納
国営土地改良事業のための寄附の受納とは何か。	

A 1 - 17	国営土地改良事業のために土地改良財産にする目的で契約により国以外の者から無償で土地等の土地改良財産を取得することです。 なお、地方公共団体からの寄附については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」の施行により、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」附則第 5 条が廃止されたことから、地方公共団体の自主的な判断に委ねられています。
----------	--

☆回答の詳細☆

- 1 国営土地改良事業のために土地等の寄附を受ける場合には、相手方から申請書を提出させ承諾書を交付することとなります。
- 2 寄附とは民法上の「贈与」のことであり、国が契約により国以外の者から無償で行政財産を取得することです。
国が公共用財産とする目的で寄附を受けようとする場合は、財務大臣に協議は要しません（国有財産法施行令第 11 条第 3 号）。
なお、地方公共団体からの寄附については、当該地方公共団体の自主的な判断により行われることとなります。

◇法 令 等◇

国有財産法第 2 条、第 14 条
国有財産法施行令第 11 条第 3 号

地方財政法第4条の5

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）

取扱規則第4条

Q 1－18	河川に造成される土地改良施設の取扱い
土地改良事業主体が河川管理者と河川法第 20 条の規定に基づき協議し、造成した農業排水路等の取扱いは、どのようにすべきか。	

A 1－18	造成した土地改良施設（排水路）については、造成後直ちに河川管理者に引き渡すことになります。
--------	---

☆回答の詳細☆

国営土地改良事業の実施に当たって、河川法第 20 条の規定に基づき河川管理者の承認を受けて造成した土地改良施設（排水路）の実務上の取扱いは、造成施設が当然に河川管理施設になること、河川及び河川管理施設を構成する財産は一般的に国土交通省所管の公共用財産とされていることから、国土交通省に帰属させることが適当であるとの考え方にたって、それぞれ次のように事務処理されています。

（１） 工作物

帰属の方法としては、工事が竣工したときに、当該施設を国土交通省に引き渡しているところもあります。

（２） 土地

土地改良事業主体が買収した土地を国営土地改良事業の場合は国土交通省に帰属、又は事業主体が地権者との間で、民法第 537 条の第三者のためにする契約を締結して、地権者から国土交通省に土地の所有権を移転します。

なお、都道府県営土地改良事業や団体営土地改良事業の場合は寄附行為等が行われます。

◇法令等◇

河川法第3条、第20条、第26条
民法第537条

Q 1－19	開拓財産たる敷地にある土地改良財産の取扱い
開拓財産たる敷地に存置する土地改良財産たる工作物（道路）の管理及び処分は、どのように取り扱うのか。	

A 1－19	元一般会計又は元国有林野事業特別会計所属の財産であった開拓財産たる敷地に造成された土地改良財産（道路）は、路線認定を受けた場合は、なお従前の例によることとされている平成 21 年改正前の農地法第 74 条の 2 の規定による譲与か、同法第 80 条第 1 項の不用地認定を行い、旧所管省庁へ所管換又は所属替をします。
--------	--

☆回答の詳細☆

- 1 「開拓財産」とは、旧自作農創設特別措置法第 30 条及びなお従前の例によることとされている平成 21 年改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第 44 条の規定に基づき国が買収した土地及び同法第 72 条の規定に基づき買戻した土地をいいます。
- 2 土地改良財産である道路の一路線のすべてについて、元一般会計又は元国有林野事業特別会計所属の財産であった開拓財産たる敷地に造成された土地改良財産である道路（工作物）については、道路法による路線認定を受けた場合は、当該土地を、旧農地法第 74 条の 2 の規定により譲与する場合を除き、同法第 80 条第 1 項の不用地認定を行い旧所管省へ所管換(注1)又は所属替(注2)することとなっています。
- 3 旧農地法第 74 条の 2 の規定により土地を譲与する場合は、土地改良財産である工作物をその一部に含むときは、当該財産所管

部局と協議のうえ、土地の譲与と土地改良財産の工作物の処理とを同時に行うこととなっています。

また、当該土地が、なおその効力を有するとされる同法第 80 条第 1 項の規定により所管換又は所属替をする場合は、道路を構成する土地改良財産である工作物その他の物件については、その用途を廃止すれば譲与は不要とされています

(注1)所管換とは、各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すこと

(注2)所属替とは、同一所管内で国有財産の所属を替えること

〔開拓財産上の土地改良財産の取扱概念図〕

道路	開拓財産	(農地法)	土地改良財産 (土地改良法)
敷地	開拓財産	(農地法)	

◇法令等◇

旧自作農創設特別措置法(昭和 27 年 10 月 21 日施行廃止)第 30 条
旧農地法第 44 条、第 72 条、第 74 条の 2、第 80 条第 1 項

基本通知 7-土 22 の 2-4

「農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理事務処理要領について」第 4

「開拓財産たる道路敷地の所管換または所属替事務処理要領の制定について」

「開拓財産たる道路敷地の所管換または所属替に伴う土地改良財産の取扱いについて」

「農地法関係事務処理要領（未墾地の部）について」

Q 1－20	管理規程について
農業用ダムから事前放流を行う場合、法に基づく管理規程を変更する必要があるのか。	

A 1－20	ダムを管理する国、都道府県、市町村及び土地改良区等は、法第 57 条の 2 等の規定に基づく管理規程を定める必要がありますが、ダムから洪水調節機能の強化を目的に事前放流を行うために河川法第 47 条の規定に基づく操作規程を変更した場合、管理規程においても同様の規定を位置付ける必要があります。
--------	--

☆回答の詳細☆

農業用ダムにおいて洪水調節機能の強化を目的に事前放流を実施する場合、河川法第 47 条の規定に基づく操作規程を変更し、「取水水位を低下させ、空き容量の確保に努めること」との規定を位置付けることとされています。

また、法に基づく管理規程については、「土地改良施設の管理規程について」（昭和 40 年 5 月 20 日付け 40 農地 B 第 1629 号）記 4 に基づき、操作規程の内容と矛盾が生じないように定める必要があるため、操作規程の変更内容に基づく変更が必要となります。

◇法 令 等◇

法第 57 条の 2、第 93 条の 2、第 96 条の 4 第 1 項

河川法第 47 条

「土地改良施設の管理規程について」（昭和 40 年 5 月 20 日付け 40 農地 B 第 1629 号）記 4

Q 1－21	予定管理者が所有する土地に、国営土地改良施設を設置する場合の用地取得について
予定管理者が所有する土地に、国営土地改良施設を設置する場合は、用地取得を行うのか。	

A 1－21	国営土地改良施設の安定的な財産の保全のため、当該施設を設置する土地は予定管理者が所有する場合であっても、国が所有権を取得することが望ましいですが、所有権の取得が困難な場合は、土地使用貸借契約等により、施設の設置について担保しておく必要があります。
--------	--

2. 管理委託

Q 2 - 1	管理委託の概要
土地改良財産を管理委託するとは、どのようなことか。	

A 2 - 1	国が土地改良財産を一定の目的に従って管理することを条件として、その管理を国以外の者に委託することです。 土地改良財産の管理をその施設により利益を受ける者に行わせることが便宜であり、かつ、適切な管理が行われるということから、都道府県、市町村、土地改良区（土地改良区連合含む）、農業協同組合、農業協同組合連合会に委託することとしています。
---------	--

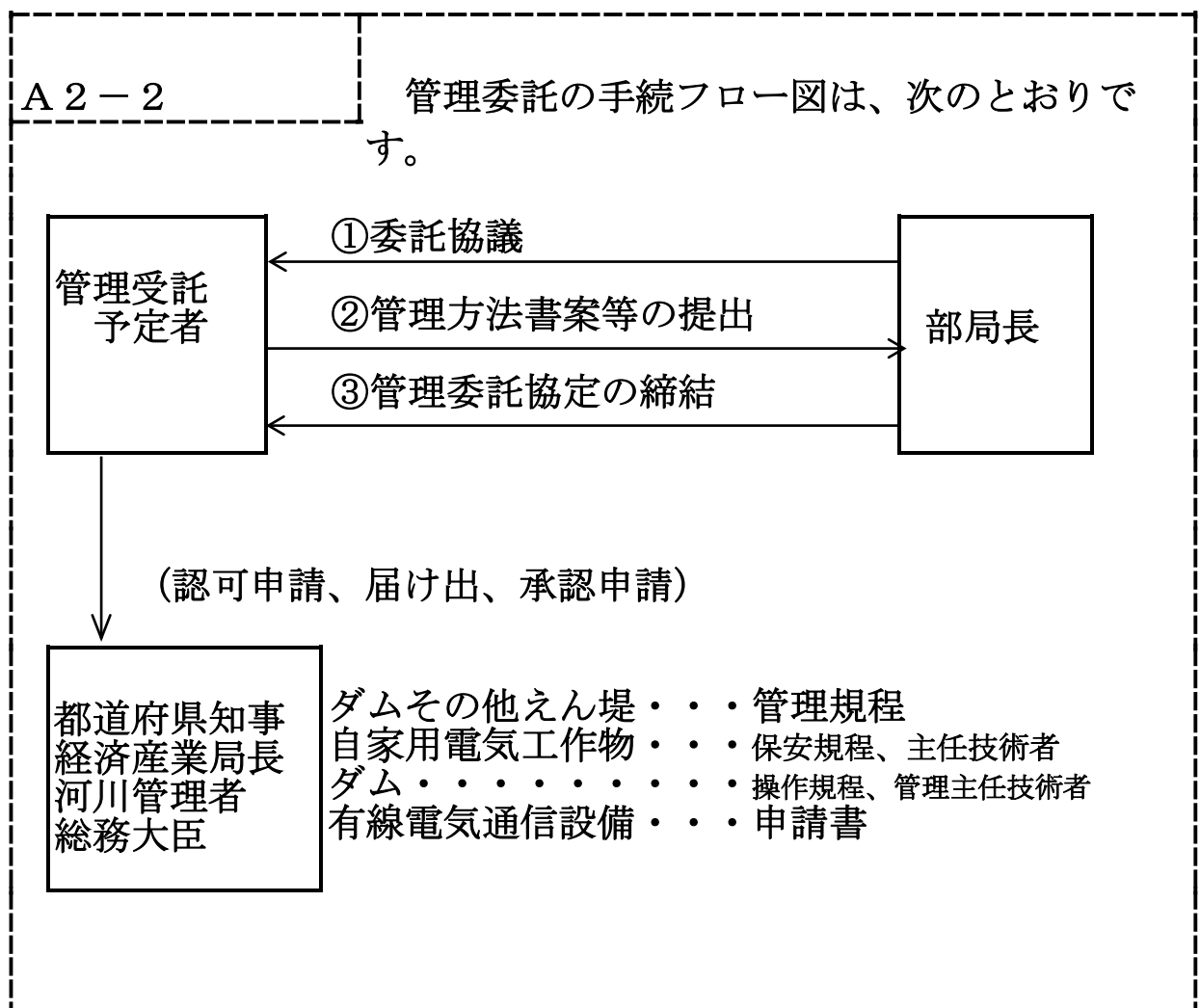
☆回答の詳細☆

- 1 管理の委託は、一種の公法上の契約と解されており、その手続等は令第 56 条から第 68 条までに規定されています。
- 2 管理委託における管理の定義は、「維持、保存及び運用をいい、これらのためにする改築、追加工事等を含む。」（令第 56 条）とされています。
- 3 また、具体的な管理行為は、すべて管理受託者が担当することとなりますが、国は管理受託者による管理行為を監督する権限及び責任を有し、当該財産の所有権も有しています。

◇法令等◇

法第 84 条、第 94 条の 6 第 1 項
令第 56 条～第 68 条

Q 2 - 2	管理委託の手續
管理委託の手續は、どのようになっているのか。	



☆回答の詳細☆

管理委託に伴う事務は、以下のとおりです。

(1) 建設関係部課から管理関係部課への通知

建設関係部課は、国営土地改良事業のすべての工事の完了予定又は施設完了予定年度の前年度に、該当地区名、土地改良施設の区分種目、種類、所在、構造・規模及び数量並びに完了予

定年月日等の必要事項を管理関係部課へ通知します。

(2) 管理受託予定者の確認

管理関係部課は、(1)の通知があった場合には、速やかに建設関係部課及び関係都道府県とともに、法第85条第2項等に定める予定管理方法等又は基本通知の記の3等により既に定められている土地改良施設の管理受託予定者を確認の上、管理委託計画を樹立するものとします。

(3) 管理受託予定者との協議

管理関係部課は、管理委託計画樹立後、速やかに基本通知3-土5-4に定められた事項を通知し、建設関係部課とともに基本通知3-土5-6から3-土5-11までに規定する管理委託に伴う注意事項を周知するものとします。

(4) 建設関係部課から管理関係部課へ土地改良施設の移管

建設関係部課は、国営土地改良事業のすべての工事の完了又は施設完了により、造成された土地改良施設を管理関係部課に移管する場合には、次の書類の引渡しをもって行うものとします。

- ア 国営土地改良事業のすべての工事の完了の場合にあっては、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」第2の2(1)イの様式第2号に定める事業成績書
- イ 施設完了の場合にあっては、施設完了の認定に係る関係書類

(5) 管理委託協定の締結

管理関係部課は、建設関係部課から(4)により土地改良施設の移管を受けたときは、直ちに、土地改良財産台帳に登録するとともに、管理受託予定者と速やかに管理委託協定（基本通知様式第2号）を締結します。

なお、管理委託協定書の内容が管理方法書、水利使用規則又は管理規程等と整合性がとれていることはいうまでもありません。

また、共同工事で造成された土地改良施設については、当該共同施行に関する協定書に基づき、共同施設の管理に関する協定書を共同施行者及び管理受託者と締結しなければなりません。

◇法令等◇

法第 85 条第 2 項

基本通知 3－土 5－4、3－土 5－6～11

「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」

(平成 24 年 11 月 20 日 24 農振第 150 号)

Q 2 - 3	管理委託をする土地改良財産の範囲（その 1）
土地改良財産のうち基幹的な土地改良施設を管理委託することとなっているが、その施設は何か。	

A 2 - 3	基幹的な施設とは、①ダム及びため池（ダムにより流水を貯留するものに限る。）並びにこれらに附帯する施設、②農林水産大臣が指定するえん堤（ダムを除く。）、水路、揚水施設並びにこれらに附帯する施設です。
---------	---

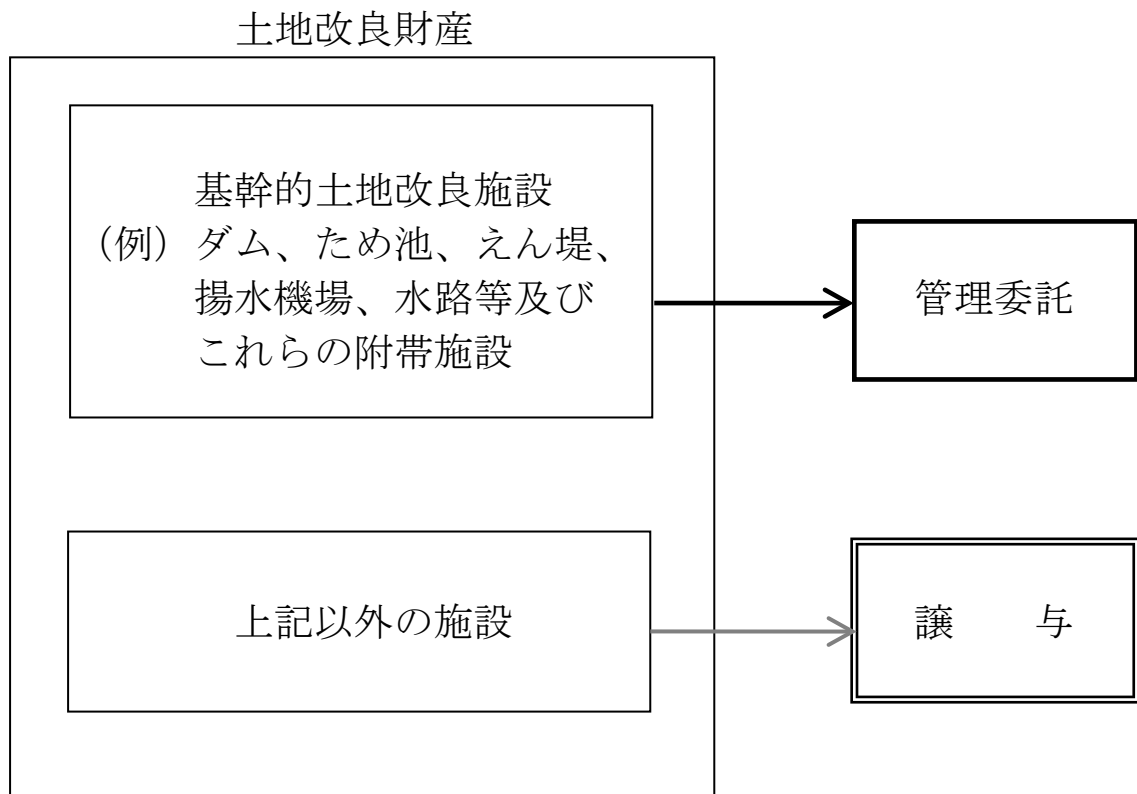
☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産のうち管理委託するものは、法第 94 条の 3 第 1 項で基幹的な土地改良施設以外の施設は譲与できるとされていることから、結果的には次に示す基幹的な土地改良施設とされています。
- 2 基幹的な土地改良施設とは、令第 55 条の 2 に掲げるもので、以下のとおりです。
 - ア ダム及びため池（ダムにより流水を貯留するものに限る。）並びにこれらに附帯する施設
 - イ えん堤（ダムを除く。）、水路及び揚水施設並びにこれらに附帯する施設で農林水産大臣が指定するもの
- 3 なお、ため池であってもダムによらず天水を貯留するだけのものは、基幹的な土地改良施設に含まれません。

また、えん堤（ダムを除く。）、揚水機場、水路並びにこれらに附帯する施設について行われる農林水産大臣の指定は、個別に

行うこととなっています。

〔管理委託及び譲与施設概念図〕



◇法令等◇

法第94条の3、第94条の6
令第55条の2

Q 2 - 4	管理委託をする土地改良財産の範囲（その2）
ダムを管理委託する場合、管理に必要な船舶も土地改良財産として管理委託することができるのか。	

A 2 - 4	国が取得した船舶であっても、土地改良財産の管理に必要不可欠（例えば、流木処理等として必要）であれば、土地改良財産として土地改良区等に管理委託することは、可能です。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 ダム管理事務所や車両等の土地改良財産の管理に必要不可欠な不動産・動産を管理委託することは可能です。

Q 2 - 5	管理委託の相手方の範囲
土地改良財産を管理委託する相手方はどこか。	

A 2 - 5	土地改良財産を管理委託できるのは、都道府県、市町村、土地改良区（土地改良区連合含む）、農業協同組合、農業協同組合連合会です。
---------	--

☆回答の詳細☆

土地改良財産は、法第 94 条の 6 の規定により都道府県又は土地改良区等に管理させることができます。

ここでいう土地改良区等とは、同法第 94 条の 3 の規定により土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者です。

また、農林水産大臣の指定する者とは、「昭和 40 年 10 月 26 日農林省告示第 1299 号」において農業協同組合、農業協同組合連合会となっています。

このことから、管理委託の相手方には、一部事務組合、任意の水利組合などは該当しないこととなります。

◇法 令 等◇

法第 84 条、第 94 条の 3、第 94 条の 6

昭和 40 年 10 月 26 日農林省告示第 1299 号

Q 2－6	管理者の選定
土地改良財産である土地改良施設の管理主体（予定管理者）をどのように定めるべきか。	

A 2－6	原則として、①ダムその他のえん堤及び揚水施設は予定管理方法等においてその管理者として定められた者に、②道路法による路線認定を得られる道路は道路管理者となる者に、③干拓堤防は都道府県又は市町村に、④それ以外は土地改良区等にそれぞれ管理を委託します。
-------	---

☆回答の詳細☆

土地改良財産は、原則として、次の施設（これと一体的に管理すべき樋門、防災施設、水管理施設、発電施設等及び附帯施設を含む。）ごとに、次に掲げる者に対して管理の委託を行います。

- (1) ダムその他のえん堤及び揚水施設・・・当該施設に係る予定管理方法等においてその管理者として定められた者
- (2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による路線認定を得られる道路・・・当該施設につき道路管理者となる者
- (3) 干拓堤防・・・都道府県又は市町村
- (4) (1)、(2) 及び (3) に掲げる以外の施設・・・土地改良区等

なお、国営又は都道府県営造成施設の管理主体のあり方については、「土地改良施設の管理主体の選定指針について」（構造改善局長通知）に示すとおりですが、地域の実情によりこの選定指針により難しい場合には関係機関が協議、調整の上、管理者を選定することとなっています。

◇法 令 等◇

基本通知 3－土 5－2

「土地改良施設の管理主体の選定指針について」（平成 6 年 7 月 6 日付け 6 構改 A 第 476 号構造改善局長通知）の別紙

「土地改良施設の管理主体の選定指針」

Q 2 - 7	一施設の複数の管理者への委託
一施設の受益地が複数の市町村又は土地改良区等にわたる場合の管理委託は、どのようにすべきか。	

A 2 - 7	管理委託の協定締結は、市町村又は土地改良区との連名となり、協定書に財産種類別管理受託者一覧表を添付することとします。
---------	---

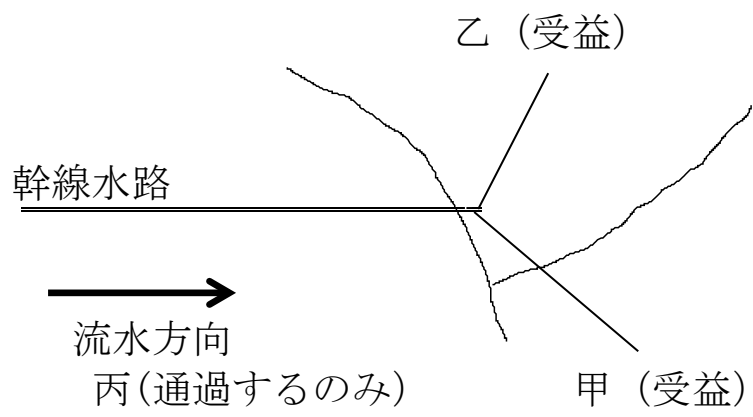
☆回答の詳細☆

- 1 管理委託の事前の事務において、管理受託予定者が複数の市町村又は土地改良区等の場合は、施設毎の管理者の選定を行い「財産種類別管理受託者一覧表」を作成します。
- 2 管理委託に当たっては、管理委託協定書の付属書として「財産種類別管理受託者一覧表」を添付するとともに、この旨を協定書に明記します。

(参考) 財産種類別管理受託者一覧表の例

種類	受託者名	甲	乙	丙	丁
A	ダ ム	○	○	○	○
B	導水路	○	○	○	○
C	幹線水路	○	○		
D	支線水路	○			
E	揚水機場	○			

例えば、幹線水路の施設が乙、丙に存置しても、受益地が甲、乙の場合は甲、乙に管理委託することとなります。



Q 2 - 8	管理受託者の管理の範囲
管理受託者が行う管理の権限範囲は、どこまでか。	

A 2 - 8	管理は、維持、保存及び運用をいい、これらのためにする改築・追加工事等を含むとされています。管理受託者は、財産の引継を受けたときは管理の責に任ずることとなります。 したがって、施設の整備補修又は機器類の更新等のほか、善良な管理者の注意をもって管理することとなります。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 管理委託における管理は、「維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築・追加工事等を含む。（令第56条）」とされており、委託された土地改良財産に関する具体的な管理行為は、すべて管理受託者が担うこととなります。
また、管理受託者は、管理委託協定書に基づき土地改良財産の適切な管理を行うこととなります。そのため、関係法令を遵守して善良な管理者の注意をもって良好に管理しなければなりません。
- 2 なお、管理受託者は、管理に必要な費用を負担することになりますが、整備補修等については各種補助事業があるので、その地区に合った事業について検討され、その活用を図ることが重要です。

◇法 令 等◇

法第94条の6第1項
令第56条～第68条

Q 2 - 9	予定管理者の変更
予定管理方法等に定められた予定管理者が地域の事情変化等で受託が困難になった場合には、予定管理者の変更は可能か。	

A 2 - 9	事情変化等により、予定管理者に定められた者に対して管理委託することができない場合は、関係機関が協議の上、新たな予定管理者を定めることもやむを得ません。
---------	--

☆回答の詳細☆

土地改良財産の管理委託又は譲与は、国と予定管理者との間で、協定又は契約をもって成立するものであるため、あらかじめ十分に予定管理者と協議の上行うべきものです。

しかし、事情変化等による予定管理者の変更については、法第 85 条第 2 項に規定する「予定管理方法等」の見直しであり、地元関係機関はあらかじめ財産管理の部局と調整しながら、新たな管理者を選定すべきものです。

◇法 令 等◇

基本通知 3 - 土 5 - 1

「土地改良施設の管理主体の選定指針について」（平成 6 年 7 月 6 日付け 6 構改 A 第 476 号構造改善局長通知）の別紙「土地改良施設の管理主体の選定指針」

Q 2－10	管理の再委託
管理受託者が他の者に管理を再委託することができるか。	

A 2－10	管理の再委託は認められません。
--------	-----------------

☆回答の詳細☆

- 1 管理委託は、国有財産の管理上極めて例外的な管理方法であり、法律による根拠を付与するとともに、管理委託する相手方も都道府県、市町村、土地改良区（土地改良区連合含む）、農業協同組合、農業協同組合連合会に限定されています。

立法の趣旨に鑑み、管理委託する場合には、当該財産が適切に管理されるようにあらかじめ管理受託者の管理体制等を十分に把握して決定します。

- 2 また、法第94条の6第2項では、「管理の委託は、予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、」と規定されています。

こうした管理委託の制度の主旨から、管理受託者が他の者に管理を再委託することは認められていません。

なお、操作運転業務を中心とした業務の委託は可能です。

◇法令等◇

法第84条、第94条の6

基本通知3－土5－1～2

Q 2 - 11	管理受託財産（土地）の境界立会及び筆界確認の証明
隣接する土地所有者に対して、土地改良財産との筆界確認の証明書を管理受託者が発行できないか。	

A 2 - 11	管理受託者は独自で発行できません。
----------	-------------------

☆回答の詳細☆

国有財産法第 31 条の 3 の規定により隣接する土地の境界確認については、土地の所有者がその場所に立ち会って境界の確定につき協議を行い、調整が整った場合には、確定された境界を明らかにすることとなっています。

したがって、現地立会は、管理の一部業務として、財産管理の部局長から委任を受けて管理受託者が行うことはできますが、その証明は所有者である財産管理の部局長の応諾が必要です。

◇法 令 等◇

国有財産法第 31 条の 3

Q 2 - 12	土地改良区合併に伴う受託財産の取扱い
土地改良区が合併する場合には、管理受託の財産関係の手続はどうなるのか。	

A 2 - 12	合併により消滅した土地改良区の土地改良施設に関する権利義務は、新設合併の場合は新たな土地改良区に、吸収合併の場合は存続する土地改良区に包括的に承継されます。
----------	--

☆回答の詳細☆

土地改良区の合併には、新設合併と吸収合併とがありますが、いずれの場合も、合併により消滅した土地改良区の権利義務は新たな土地改良区又は存続する土地改良区に包括的に承継されます。

したがって、土地改良施設に関する権利義務も当然に承継します。

なお、具体的な手続は、新設合併では旧理事長から新理事長へ、吸収合併では解散する土地改良区理事長から存続する土地改良区理事長へ、合併前日現在の財産等（事業報告書、収支決算書、財産目録及び清算内訳書等）として引継がれます。また、この場合には土地改良財産台帳の記載事項の変更が必要ですので、新理事長又は存続する土地改良区理事長が財産管理の部局長に速やかに通知して下さい。

◇法 令 等◇

法第 75 条

Q 2－13	管理受託施設の災害復旧
土地改良区等が管理受託している施設が、地震、洪水等により損傷、滅失の災害があったときの復旧は、どのように取扱ったらよいのか。	

A 2－13	管理受託者は、当該災害の状況等を把握し、財産管理の部局長に報告するとともに、原形に復旧するための方法を検討の上、災害復旧事業を行うこととなります。
--------	--

☆回答の詳細☆

- 1 災害復旧事業とは、地震、洪水等により災害を被った農地、農業用施設(注1)を原形に復旧することを目的とする工事で、1カ所の工事費が40万円以上(注2)のものをいいます。

(注1) 用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農道、堤防、災害防止施設等

(注2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第7項

- 2 災害復旧事業の制度体系については、法の規定に基づく申請又は急施の場合と、法に基づかない場合とに分けられます(制度体系図を参照)。

したがって、土地改良区等は、被災した施設等の状況、復旧に要する費用等を調査、検討の上、関係機関と打ち合わせて対応策を決定することとなります。

なお、管理受託施設の被災に関しては、Q11－4の回答を参照して下さい。

◇法 令 等◇

法第2条第2項第5号、第48条、第49条、第85条、第87条2、第96条の3、第96条の4

主な災害復旧事業制度

区 分	事 業 名	事 業 内 容	補助根拠
災害復旧事業	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	暫定法(※1)
	農業用施設災害復旧事業	被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧	暫定法(※1)
	直轄災害復旧事業	国が造成した農業用施設が被災した場合の復旧（完了地区を含む）	土地改良法
災害関連事業	農地災害関連区画整備事業	農地の復旧と併せて実施する周辺農地の区画整理	予算補助
	農業用施設災害関連事業	農業用施設の復旧と併せて実施する改良工事	予算補助
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の復旧と関連して実施する生活環境施設の復旧	予算補助

(※1) 暫定法とは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の略称である。

(参考) その他の補助災害復旧事業制度

区 分	事 業 名	補助根拠
復旧事業	海岸保全施設災害復旧事業	負担法(※2)
	地すべり防止施設災害復旧事業	負担法(※2)
	湛水排除事業	激甚法(※3)
	除塩事業（発生の都度要綱を作成し対応）	予算補助
	干害応急対策事業（発生の都度要綱を作成し対応）	予算補助
関連事業	ため池災害関連特別対策事業	予算補助
	特殊地下壕対策事業	予算補助
	海岸保全施設災害関連事業	海岸法
	地すべり防止施設災害関連事業	地すべり等防止法
	災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり等防止法
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	予算補助

(※2) 負担法とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の略称である。

(※3) 激甚法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略称である。

Q 2－14	海岸法による区域指定がある場合の取扱い
土地改良施設が存する地域が、海岸法による海岸保全区域に指定される場合の取扱いはどうするのか。	

A 2－14	財産管理の部局は、土地改良施設が存する地域が海岸保全区域に指定されると、改築等の工事に一定の制限が加えられるので、あらかじめ、関係機関と協議調整を図る必要があります。 また、都道府県知事から当該区域の指定をする旨の連絡があったときは、農村振興局長の指示を受けることとなっています。
--------	--

☆回答の詳細☆

- 1 海岸法における「海岸保全施設」とは、都道府県知事が指定した海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁等とされています。
このため、埋立て又は干拓事業で造成されたいわゆる干拓堤防等の土地改良財産が存在する地域について、海岸保全区域の指定がなされる場合があります。
- 2 したがって、財産管理の部局としては、海岸法第3条の規定による海岸保全区域の指定が土地改良財産である干拓堤防等が存在する地域につき行われた場合には、当該干拓堤防等は土地改良法の規定に基づく管理（管理の委託を含む。）のほか、海岸法の規定により海岸管理者の管理権による規制が加えられることとなるので留意が必要です。
- 3 なお、部局長は、土地改良財産の存する区域が海岸保全区域の指定を受けたときは、当該海岸保全区域の公示した都道府県公報の写しを土地改良財産台帳にとじ合わせるものとします。

◇法 令 等◇

海岸法第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 13 条

取扱規則第 9 条

基本通知 4－土 9－1

Q 2 - 15	土地改良施設の河川の指定等
土地改良財産である農業用排水路等について、河川管理者から河川法に基づく河川の指定又は河川管理施設としたい旨の申し入れがあった場合の手続は、どのようにするのか。	

A 2 - 15	財産管理の部局としては、あらかじめ土地改良施設が河川の指定又は河川管理施設とされる場合には、農業用水の確保等の施設管理に支障が生じないか否か等について河川管理者と調整等を行い、農村振興局長の指示を受ける必要があります。
----------	--

☆回答の詳細☆

- 河川法における「河川の指定」とは、同法第4条により一級河川は国土交通大臣が、同法第5条により二級河川は都道府県知事が行うこととなります。

また、「河川管理施設」とは、河川法第3条第2項の規定で、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等とされています。
- 土地改良財産である土地改良施設が一級河川に指定される場合には、河川法第4条第3項の規定により国土交通大臣があらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見をきくこととされています。

このため、財産管理の部局としては、一級河川、二級河川を問わず、あらかじめ河川の指定又は河川管理施設にすることにより将来においても農業用水の確保等の施設管理に支障が生じないかについて河川管理者と調整等を行う必要があります。
- 財産管理の部局長は、土地改良財産が河川として指定又は河川

管理施設とされることにつき、あらかじめ農村振興局長の指示を受ける必要があります。

農村振興局長から差し支えない旨の指示があった場合には、部局長は、土地改良財産が河川管理施設との兼用工作物となったものを除き、原則として当該施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を国土交通大臣に所管換することとなります。

◇法 令 等◇

河川法第3条、第4条、第5条

取扱規則第8条、第8条の2

基本通知4－土8－1、4－土8の2－1

3. 譲与

Q 3 - 1	譲与の概要
土地改良財産の譲与とは何か。	

A 3 - 1	法による譲与と、道路法による譲与とがあります。 法による譲与とは、土地改良財産のうち、一定規模以下の土地改良施設について、直接の利用者である土地改良区（土地改良区連合含む）、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会の自らの財産として自主管理に委ねるために所有権を移転するものです。（詳細はQ 3 - 2 ～ -11、-14、-15） また、道路法による譲与とは、道路法による路線の認定を受け、都道府県道又は市町村道とすることが適当である場合に道路管理者である地方公共団体へ所有権を移転するものです。（詳細はQ 3 -12～Q 3 -13）
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 法による譲与は、次のとおりです。
 - (1) 土地改良財産のうち、一定規模以下の土地改良施設については、直接の利用者である土地改良区等に所有権を移転し、自主管理に委ねた方がより適切な管理が期待できるものも多いため、法第94条の3第1項の規定に基づき、当該

土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件に、土地改良財産である土地や工作物等を土地改良区等に譲与できることになっています。

この譲与は、一般に「条件付譲与」といいます。

- (2) 土地改良財産の用途を廃止したもの（普通財産）を同法第94条の4第1号の規定に基づき、実質的に管理の費用を負担した土地改良区等に負担した費用の範囲内で譲与できることになっています。

この譲与は、一般に「管理費内譲与」といいます。

- (3) 土地改良区等から寄附された土地改良財産である土地や工作物等について、その用途を廃止したときは、同法第94条の4第2項の規定に基づき、寄附に係る土地や工作物等を寄附者である土地改良区等に譲与（ただし、寄附の際に特約をした場合や寄附を受けた後20年を経過したものについては除く。）できることになっています。

- 2 道路法による都道府県道又は市町村道とすることが当該道路の取得の目的、管理の状況等から見て適当であると認めるときは、所定の手続を経て、道路法による路線の認定を受け、道路法第90条第2項の規定に基づき当該道路の道路管理者である地方公共団体へ譲与することとなっています。

この譲与は、一般に「道路法譲与」といいます。

◇法令等◇

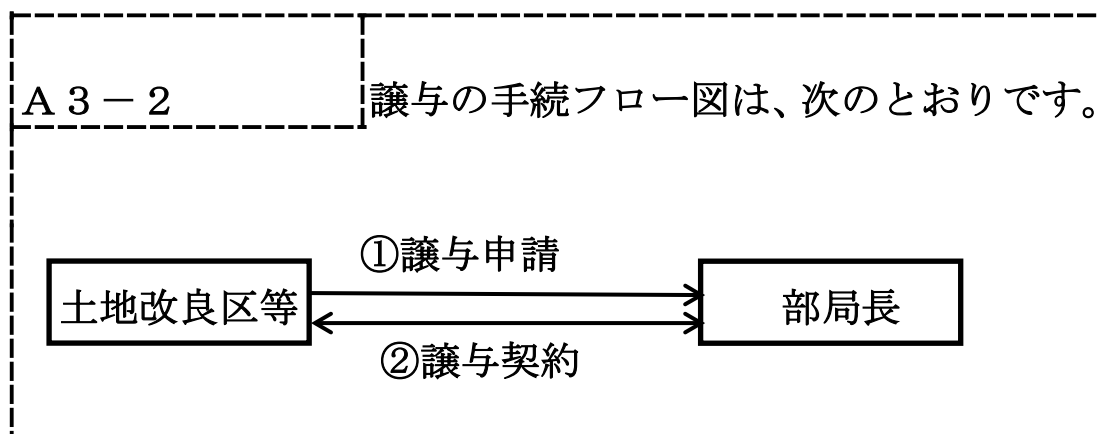
法第94条の3第1項、第94条の4

道路法第90条第2項

取扱規則第7条、第20条、第22条、第22条の2

基本通知第7

Q 3 - 2	条件付譲与の手續
譲与の手續は、どのようになっているのか。	



☆回答の詳細☆

法第 94 条の 3 第 1 項の規定に基づく譲与の手續は、次のとおりです。

(1) 事前協議の実施

財産部局と譲与を受けようとする者との間で、譲与財産の種類、譲与契約の内容、譲与手續の進め方、その他について事前に十分協議しておく必要があります。

(2) 譲与申請

譲与申請書に次の書類を添付する必要があります。

- ア 市町村にあっては条例、土地改良区（土地改良区連合含む）、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては定款又は規約
- イ 当該年度の収支予算書又は前年度の収支決算書
- ウ 維持管理計画書の概要書
- エ 関係図面

(3) 内容審査

当該財産の種類、構造、規模等に応じた管理体制を具備する土地改良区等に譲与するために、次の内容について審査を行います。

- ア 譲与財産と土地改良財産台帳の記載事項の照合
- イ 譲与の相手方の適格性
- ウ 維持管理計画
- エ 受益地域の農業地域として存続する見通し
- オ その他

(4) 協議

譲与することを適当と認めた後、財産部局と譲与の相手方との間で次の事項について協議を行います。

- ア 譲与契約の内容
- イ 土地の所有権移転登記の嘱託手続
- ウ その他

(5) 契約

協議が成立した場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を締結します。

- ア 相手方の氏名又は名称及び住所
- イ 当該土地改良財産の明細
- ウ 譲与の条件
- エ 引渡しの年月日
- オ 関係図面
- カ その他必要な事項

(6) 譲与物件の引渡し及び受領証の提出

譲与契約書に定められた日に譲与物件をその所在する場所において相手方に引渡します。その際、譲与を受けた者は、受領証を提出する必要があります。

(7) 譲与手続上の注意事項

- ア 土地改良施設の受益地域が、将来農業地域として存続する見通しのない地域に存する場合には、当該土地改良施設は譲与してはなりません。

イ 登記について

譲与契約書第4条に基づき譲与物件の所有権は、本契約締結と同時に譲受者に移転するものとなっています。

したがって、契約締結後に譲受者は所有権移転登記の請求を速やかに行う必要があります。

ウ 譲与対象物件である道路の下に、土地改良財産である水路が埋設されているときは、譲受者に了知させるため譲与契約書にその旨を記載するとともに、図面に埋設管の位置を明示する必要があります。

エ 事業実施中において他目的使用等を許可したものについては、譲受予定者及び他目的使用者に対して、その内容について通知し、完了後の他目的使用等について支障のないように、他目的使用等調書に整理しておく必要があります。

◇法令等◇

法第94条の3第1項

取扱規則第20条

基本通知7－土20－1～8

Q 3 - 3	条件付譲与財産の範囲
譲与できる土地改良施設とは、どのような施設か。	

A 3 - 3	譲与できる土地改良施設は、おおむね次のとおりです。
ア 水路 ダムその他のえん堤又は揚水施設（イに掲げるものを除く。）に直接関連する基幹水路以外の水路 イ 揚水施設 農業以外の用水の用に供されない揚水施設又は農地以外の排水受益面積が2割以下で、かつ、排水能力が一定規模（口径500mm、出力37kw（電動機）又は50ps（発電機））以下の揚水施設 ウ 道路 道路法による路線の認定を得られない道路 エ 堤 河川、海岸又は湖岸等の第1線堤以外の堤 オ 前各号に掲げる施設に附帯する施設 水路に附帯するスプリンクラー又は揚水施設に附帯する通信施設等 カ 保安林指定のあった防風林	

☆回答の詳細☆

法第94条の3第1項及び同法施行令第55条の2の規定により譲与できる土地改良施設は、公共性の比較的高くない小規模のもので、当該財産の受益団体の自主的管理を適当とするもの又は法令に基づき当該財産の管理が適切になされると認められるもので、基本通知7－土20－1に規定された施設です。

なお、「ダムその他のえん堤」とは、河川を横断して水流を阻止するために設けられた工作物をいい、通常、ダムのほか頭首工が該当します。

また、「直接関連する」とは、取水施設の操作等に直接影響を与えるという意味です。

◇法 令 等◇

法第94条の3第1項

令第55条の2

取扱規則第20条

基本通知7－土20－1

Q 3－4	施設単独の譲与
施設（工作物）のみを譲与することができるか。	

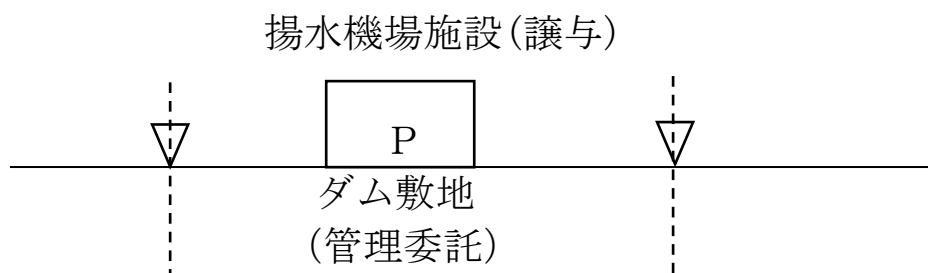
A 3－4	施設管理に支障がなく、譲与対象のも のであれば、施設（工作物）単独の譲与 ができます。
-------	---

☆回答の詳細☆

土地改良施設の敷地については、通常では事業主体が買収等により取得しますが、土地の使用貸借や占用により施設を設置している場合もあります。

例えば、使用貸借契約により他人の土地に施設を設置している場合や、道路管理者との協議で道路下に水路等の工作物を設置している場合など、このような場合には、土地の譲与が伴わなくても、工作物のみを土地改良区等に譲与することができます。

〔施設単独の譲与概念図〕



◇法 令 等◇

基本通知 7－土 20－1

Q 3 - 5	譲与の相手方の範囲
土地改良財産を法で譲与する場合の相手方は誰か。	

A 3 - 5	土地改良財産を譲与できる相手方は、 ①法第 94 条の 3 の場合は土地改良区（土地改良区連合含む）、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、②法第 94 条の 4 第 1 号の場合は管理の費用を負担した①の者、③法第 94 条の 4 第 2 号の場合は寄附者である①の者です。
---------	---

☆回答の詳細☆

1 法第 94 条の 3 の規定により譲与できる相手方は、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者です。

また、農林水産大臣の指定する者とは、「昭和 40 年 10 月 26 日農林省告示第 1299 号」において農業協同組合、農業協同組合連合会となっており、都道府県は含まれません。

2 法第 94 条の 4 の規定により譲与できる相手方は、管理の費用を負担した 1 に掲げた者、法第 94 条の 4 第 2 項の規定により譲与できる相手方は、寄附者である 1 に掲げた者となっています。

3 法第 94 条の 4 第 1 号の規定は、法第 94 条の 6 の規定により管理委託された土地改良財産に適用し、法第 94 条の 3 第 1 項の規定により譲与され用途廃止し、国に返還した土地改良財産には適用されません。

◇法 令 等◇

法第 84 条、第 94 条の 3、第 94 条の 4
昭和 40 年 10 月 26 日農林省告示第 1299 号

Q 3 - 6	譲与財産の構造の変更又は地積の増減等
施設の構造、規模、位置の変更又は地積の増減等が生じた場合に、譲受管理者は、部局長に対して報告の義務はあるのか。	

A 3 - 6	報告の義務はありません。 ただし、部局長が、当該施設の構造、規模、位置等が著しく変わったことについて、実地調査又は報告を徴することが必要と判断した場合は、それを行うこととなります。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 法第 94 条の 3 第 1 項の規定に基づく譲与は、用途廃止した場合には国に返還することを条件に、譲与を受ける者に譲与物件の所有権を与えて管理させるものです。
したがって、部局長は、譲与を受ける者と譲与契約を締結して行うこととなりますが、当該契約書には譲与後の工事により施設の構造、規模、位置の変更又は地積の増減等が生じた場合の報告義務は特に定められていません。
- 2 これは、譲与管理が譲受者に所有権を付与して財産の管理をさせることから、指定された用途に供している限りにおいては、管理者の裁量に委ねたものであるからです。
ただし、当該施設の構造、規模、位置等が著しく変わる場合等、部局長は必要があるときは、その管理状況に関し、実地調査し、又は当該財産の譲与の相手方から報告を徴するものとなっています。

◇法 令 等◇

取扱規則第 20 条

基本通知 7－土 20－7

Q 3－7	譲与財産に不用な施設や土地が生じた場合の手續
施設の改築等により不用な施設又は土地が生じた場合は、どのような手續が必要か。	

A 3－7	譲与契約書に基づき、譲与契約を解除し、財産を国に返還します。
-------	--------------------------------

☆回答の詳細☆

譲与管理財産について、施設の移設や改築等により不用な施設又は土地が生じた場合は、当該不用施設等についてその用途を廃止し、譲与契約を解除の上、財産を国に返還します。

なお、譲与契約解除に伴う施設の返還方法等について、事前に十分な協議が必要となりますが、原則として譲与契約書や民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定によるものとします。

◇法 令 等◇

基本通知 7－土 20－6（別紙様式第 9 号）

Q 3－8	条件付譲与した排水路が河川として管理される場合の取扱い
譲与施設である農業排水路が河川として管理される場合等においては、どのような手続が必要となるのか。	

A 3－8	譲与契約を解除し、当該財産を国に返還の上、河川管理者に所管換します。
-------	------------------------------------

☆回答の詳細☆

- 1 条件付譲与した土地改良財産について、本来の用途又は目的以外に使用させる場合で、本件のように水路が河川指定を受ける場合は、譲与契約を解除し、当該財産を部局長に返還します。
- 2 部局長は、返還された財産について河川の指定又は河川管理施設となることにつき、Q 2－15 の回答のとおり所定の手続を経て当該財産を河川管理者に所管換を行うこととなります。

◇法 令 等◇

基本通知 4－土 8－1、4－土 8 の 2－1、7－土 20－6

Q 3 - 9	条件付譲与財産の改築、追加工事等及び他目的使用等
譲与財産である土地改良施設を改修したり、他の用途に使用するには、どのような手続が必要となるのか。	

A 3 - 9	本来の用途又は目的を妨げない範囲での改築、追加工事等及び他目的使用等については、部局長の承認は不要です。 ただし、部局長が実地調査又は報告を徴することが必要と判断した場合は、それを行うこととなります。
---------	---

☆回答の詳細☆

条件付譲与した財産については、譲与契約で「指定の用途」に供すること、「所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けてはならない」ことの制限を付しているだけであり、本来の用途又は目的を妨げない範囲での改築、追加工事等及び他目的使用等について部局長の承認は不要となっています。

なお、部局長は、必要があるときは、その管理状況に関し、実地調査し、又は当該財産の譲与の相手方から報告を徴するものとなっています。

◇法 令 等◇

基本通知 7 - 土 20 - 6、7 - 土 20 - 7

Q 3－10	譲与財産の調査及び報告
譲与財産について、どのような調査や報告義務があるのか。	

A 3－10	用途廃止及び換地処分が行われたときの報告の義務以外は特に定められたものはありません。 ただし、部局長が実地調査又は報告を徴することが必要と判断した場合は、部局長の指示によりそれを行うこととなります。
--------	--

☆回答の詳細☆

譲与契約書に定められているとおり、譲与財産の用途を廃止したときと換地処分が行われたときは、部局長に対しての報告義務があります。

ただし、部局長は、必要があるときは、その管理状況に関し、実地調査し、又は当該財産の譲与の相手方から報告を徴するものとなっています。

◇法 令 等◇

基本通知 7－土 20－6、7－土 20－7

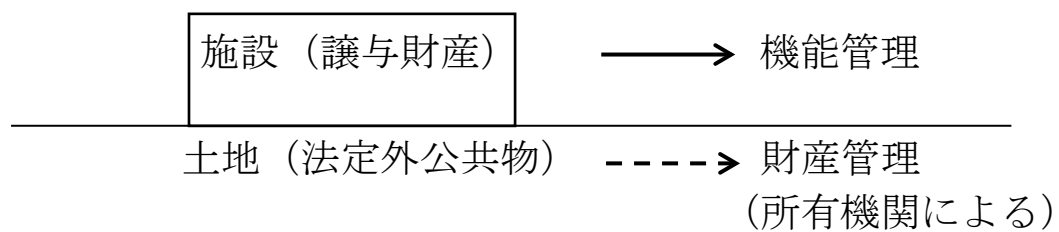
Q 3 - 11	譲与財産の敷地が法定外公共物の場合
譲与された施設の土地が法定外公共物で、その施設に改築、追加工事等や他目的使用等が行われる場合には、土地の所有者である市町村の承認は必要か。	

A 3 - 11	法定外公共物の管理に関する条例等が定められ、手続きを要する場合には、市町村等管理部局の指示を受けることとなります。
----------	--

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良施設である工作物は、管理者である土地改良区等が土地改良法の所定の手続きを経て土地改良事業（維持管理）として、用水、排水等の機能管理を行います。
- 2 一方、法定外公共物については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）により、その大部分が市町村へ譲与され、市町村の管理部局において管理を行っています。
- 3 土地改良区等が管理する工作物に係る改築、追加工事等や他目的使用等は、維持管理の範疇の行為であると解されますが、法定外公共物の管理者である市町村等が条例や規則等で管理の方法を定めている場合には、その指示に従うものとします。

〔譲与財産の敷地が法定外公共物の場合の管理概念図〕



◇法令等◇

法第2条第2項

Q 3 - 12	道路法に基づく譲与の手続
道路法第 90 条第 2 項の譲与とは何か。	

A 3 - 12	土地改良財産である道路で、道路法による都道府県道又は市町村道の認定を受けたものについては、道路管理者に譲与するものです。
----------	--

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産である道路について、道路法による都道府県道又は市町村道とすることが当該道路の取得の目的、管理の状況等からみて適当であると認めるときは、財産管理の部局長は、都道府県知事又は市町村長に対し、道路法による都道府県道又は市町村道の路線の認定をすべき旨を申し入れることになっています。
- 2 その認定を受けた場合には、道路法第 90 条第 2 項の規定に基づき当該道路の道路管理者である地方公共団体へ譲与することとなっています。

◇法 令 等◇

道路法第 90 条第 2 項
取扱規則第 22 条の 2
基本通知 7 - 土 22 の 2 - 1 ~ 4

Q 3－13	事業実施中の道路法による譲与
国営土地改良事業の実施中に、道路法第 90 条第 2 項に基づく譲与はできるか。	

A 3－13	事業実施中でも、土地改良財産である道路が道路認定された場合は、施設完了のを行った後、道路法による譲与ができます。
--------	---

☆回答の詳細☆

土地改良財産である道路は、国営土地改良事業の実施中においても、路線の認定がなされれば、当該道路の施設完了のを行った後、道路法第 90 条第 2 項の譲与をすることができます。

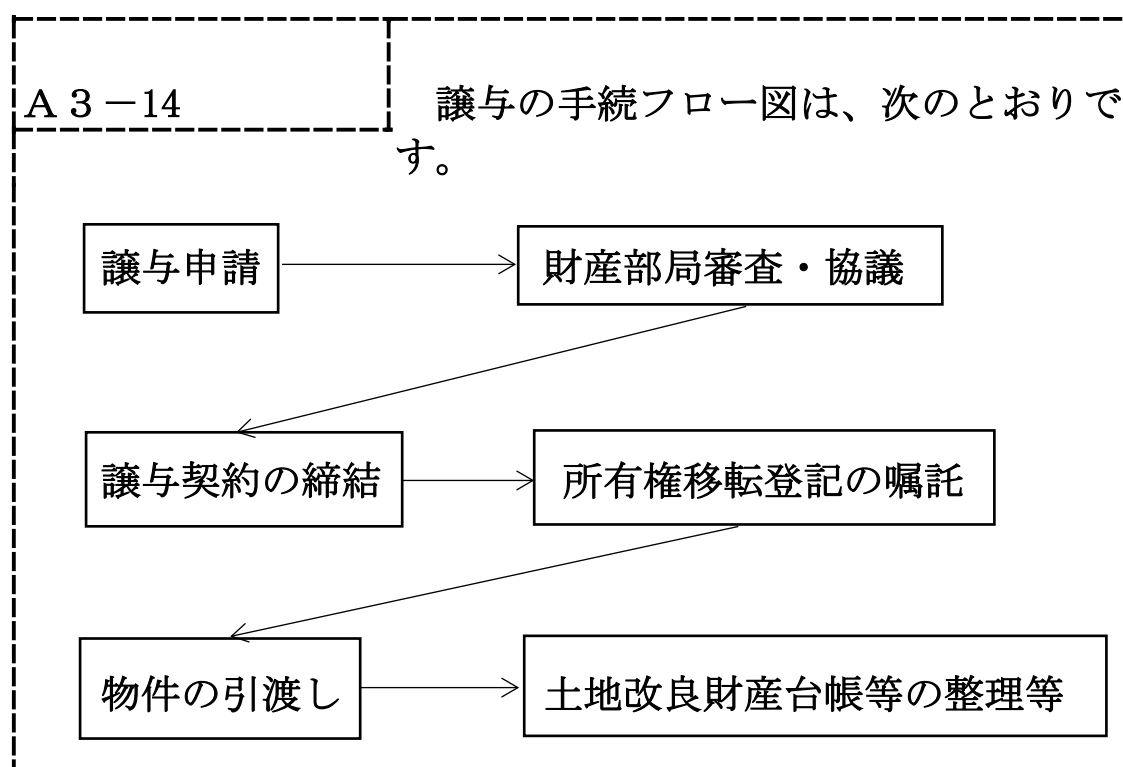
◇法 令 等◇

道路法第 90 条第 2 項

取扱規則第 22 条の 2

基本通知 7－土 22 の 2－1～4

Q 3 -14	管理費内譲与の手続
管理費内譲与の手続きはどのようなになっているのか。	



☆回答の詳細☆

法第94条の4第1項の規定に基づく譲与の手続きは、次のとおりです。

(1) 事前協議の実施

財産部局と譲与を受けようとする者との間で譲与財産の種類、申請方法、添付資料や譲与契約の内容、譲与手続の進め方、その他について十分協議しておく必要があります。

(2) 譲与申請

譲与申請書に次の書類を添付する必要があります。

ア 譲与申請財産の機能等に関する現況調書

- イ 土地改良施設として使用する必要がなくなった理由
又は使用不可能となった原因
- ウ 申請者が管理受託者以外の場合には、管理受託者の意見書
- エ 管理費用に係る支出明細書等
- オ 管理による収入の明細書
- カ 都道府県等からの補助金等がある場合には、その明細書及びその者の意見書
- キ 関係図面

(3) 内容審査

譲与申請書の提出を受け、次の内容の審査を行います。

- ア 譲与資格の有無
- イ 譲与施設と土地改良財産台帳との照合
- ウ 譲与範囲の決定
 - ・ 当該土地改良財産の評価
 - ・ 譲与申請者が支出した管理費用の算定
 - ・ 譲与申請に係る土地利用計画の確実性
 - ・ 譲与申請者以外の管理費用負担者との調整

エ 協議

譲与することを適当と認めた後、部局長と譲与の相手方との間で次の事項について協議します。

- ・ 譲与契約の内容
- ・ 土地の所有権移転登記の嘱託手続
- ・ 譲与施設の引渡方法

オ 契約

協議が成立した場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を締結します。

- ・ 相手方の氏名又は名称及び住所
- ・ 当該一般土地改良財産に係る土地等の明細
- ・ 譲与の条件
- ・ 引渡の年月日
- ・ 関係図面
- ・ その他必要な事項

カ 譲与物件の引渡し及び受領証の提出

譲与契約書に定められた日に譲与物件をその所在する場所において相手方に引渡します。その際、譲与を受けた者は、受領証を提出する必要があります。

キ 譲与手続上の注意事項

- ・ 譲与は、譲与申請者が譲与を受けようとする施設の管理のために実質的に負担した管理費用の範囲内で認められます。このため、負担した管理費用より譲与を受けようとする財産の評価額が高い場合には、負担した管理費用に見合う分のみ譲与され、残りの部分は売り払いを受けることとなります。
- ・ 土地改良財産の評価は、原則、国有財産評価基準について（平成 13 年 3 月 30 日付け財理第 1317 号財務省理財局長通知）に準拠して行い、当該土地改良財産の「適正な時価」を求めることとなります。

◇法 令 等◇

取扱規則第 22 条

基本通知 7－土 22－1 ～－4

Q 3－15	譲与施設に国営更新事業等で工事を施行する場合の取扱い
条件付譲与を行った施設に国営更新事業等で工事を施行する場合には、どのような手続きが必要になるのか。	

A 3－15	国営事業実施担当部局は、条件付譲与施設への工事施行にあたっては、あらかじめ、当該財産の取扱い等について譲与の相手方と協議し（基本通知 2－0－3 協議）、契約を締結することになります。 詳細はQ 1－13 の回答を参照してください。
--------	--

4. 他目的使用等及び財産使用

Q 4 - 1	他目的使用等の概要
他目的使用等とは、どのような手続か。	

A 4 - 1	土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度で、他の用途又は目的に使用させ又は収益させることです。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産は、国有財産のうち行政財産に属します。
行政財産は、原則として貸付、交換、売払い、譲与、信託、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することが制限されています。
ただし、例外として行政財産の用途又は目的を妨げない限度で、使用又は収益を許可することができるとされています。
- 2 土地改良財産の他目的使用等は、
 - ① 未委託施設及び直轄管理施設に係るものは、法第 94 条の 4 の 2 第 1 項により財産管理の部局長が、
 - ② 管理委託施設に係るものは、令第 59 条により土地改良区等の管理受託者が、Q 4 - 2 の回答に示す基本通知に定める所要の手続を経て、その本来の用途又は目的を妨げな

い限度で他の用途又は目的に使用させ又は収益させることができることとなっています。

ただし、当該財産を利用することが関係農家の利益に反しない場合に限ります。

◇法令等◇

国有財産法第 18 条第 1 項、第 6 項

法第 94 条の 4 の 2

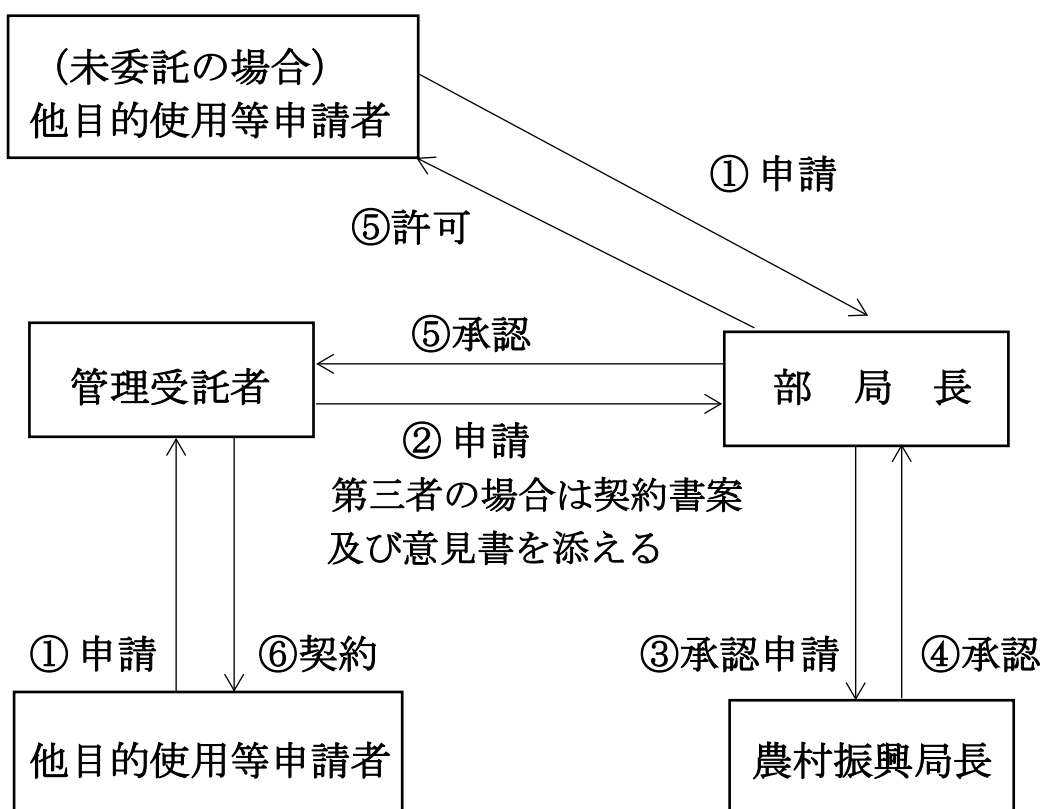
令第 59 条

基本通知第 5

Q 4 - 2	他目的使用等の申請手続
他目的使用等の申請手続は、どのようなになっているのか。	

A 4 - 2

他目的使用等の手続フロー図は、次のとおりです。〔他目的使用等フロー図 取扱規則第 11 条、第 12 条〕



(注) 農村振興局長の承認を必要とするものは、土地改良財産のうちダム、頭首工、揚水施設並びに水路を発電事業又は水道事業の用に供する場合で、国が建設費負担相当額を徴収する場合です。

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産を土地改良区等へ管理委託している場合の他目的使用等については、管理受託者である土地改良区等が①自ら使用し又は収益する場合と、②第三者に使用させ又は収益させる場合があります。

いずれの場合にあっても、あらかじめ、農林水産大臣の承認（取扱規則第 11 条の規定により部局長の承認）を受けることを要します（令第 59 条第 1 項）。

なお、申請書及び契約書は、基本通知 5－0－3 様式第 3 号及び参考様式 1 及び 2 に準じて作成して下さい。

- 2 土地改良財産を部局長が自ら管理している場合の他目的使用等については、当該使用等を要望する者から申し出があり、当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該財産を利用することが関係農家の利益に反しない場合に限り、所定の許可申請書を提出させ許可することになります。

- 3 他目的使用等の申請書及び添付書類の作成上の注意点は、次のとおりです。

- ① 当該財産と他目的使用等との位置関係を示した写真を添付
- ② 関係図書については、他目的使用等の内容を明確に示すため、位置図、平面図、縦断図等に色塗。

- 4 なお、土地改良財産の他目的使用等の申請・承認手續については、令和 3 年度から農林水産省共通申請サービス（e-MAFF）を開始していますので、管理受託者から地方農政局等への申請については、オンラインによる申請をご活用ください。

◇法令等◇

令第 59 条第 1 項

取扱規則第 11 条、第 12 条

基本通知 5－0－1～5－土 12－3

(参考様式1)

他 目 的 使 用 等 申 請 書

年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏 名 殿

住所
名称
氏名

土地改良財産について、下記のとおり使用をしたいので、承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

1 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲

2 使用又は収益の用途又は目的及び方法

3 使用又は収益の期間

年 月 日から

年 月 日間

年 月 日から

4 使用料

5 使用又は収益の条件

6 その他必要な事項

(参考様式2)

番 年 月 号 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇 〇 農 政 局 長

土地改良財産の他目的使用等について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったこのことについては、承認します。

Q 4－3	農業用排水路に廃水を排出させる場合の取扱い
農業用排水路に廃水を流したいという他目的使用等の申請に対して、承認を与える場合の判断基準は何か。	

A 4－3	廃水の排出が農業用排水路本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該水路を利用することが関係農家の利益に反しないかが判断基準となります。 具体的には、家庭からの浄化水や雑排水等の廃水が農業用水の水質、排水量等に与える影響を審査し、施設能力や管理方法等を十分に検討する必要があります。 なお、土地改良区は、定款に他目的使用に関する規定を定め、他目的使用規程を設けて対応します。
-------	--

☆回答の詳細☆

- 1 用排水分離や下水道整備などの進捗状況からみると、大部分の農業用排水路については、当分の間は、農業用としての機能を保持しながら、管理等に支障のない範囲内で地域における生活廃水等をも受け入れていかざるを得ないのが実情です。
- 2 したがって、土地改良区等の管理者は、水路の他目的使用等がその本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該水路を利用することが関係農家の利益に反しな

いかが判断の基準となります。

このため、一般的に土地改良区は、定款第4条に「管理事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。」旨を規定し、『〇〇土地改良区他目的使用規程』を設けて、地域の実情を考慮しながら個別的に対応しています。

特に、農業用用水路への排水については、下流の耕作物に悪影響がない範囲であることが重要であるため、水質の検討が重要となります。

水質の目安としては、「農業（水稻）用水基準」（昭和46年10月4日農林水産技術会議）を参考にして下さい。

- 3 なお、農業用排水施設への家庭雑排水その他の廃水の排出については、その排出する者の一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である場合（当該農業用排水施設の原形に変更を及ぼす場合を除く。）には、当該農業用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、他目的使用等には該当しないものとしています。

◇法令等◇

法第2条、第15条、第57条
基本通知5-0-1、5-0-9

◇引用文献◇

「農業（水稻）用水基準」（昭和46年10月4日農林水産技術会議）

項 目	農業用水基準
p H (水素イオン濃度)	6. 0～7. 5
C O D (化学的酸素要求量)	6mg／L 以下
S S (浮遊物質量)	100mg／L 以下
D O (溶存酸素)	5mg／L 以上
T-N (全窒素濃度)	1mg／L 以下
E C (電気伝導度)	0. 3mS／cm 以下 30mS/m 以下
重金属	
A s (ヒ素)	0. 05mg／1 L 以下
Z n (亜鉛)	0. 5mg／1 L 以下
C u (銅)	0. 02mg／1 L 以下

Q 4 - 4	施設の一部又は用地上に広告看板の設置要望がある場合の取扱い
他目的使用等の形態として、土地改良財産の揚水機場の屋上又は水路敷地上に、特定商品を広告する看板を立てる要望への取扱いはどうすべきか。	

A 4 - 4	特定の私企業へ便益を供するものであり、土地改良財産の目的を妨げる典型的なものであるため、承認又は許可することはできません。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 国有財産法精解 P326 では、土地改良財産の用途又は目的を妨げない限度の判断について、「用途」とは、当該財産が供用されている具体的な態様を意味し、「目的」とは、当該財産を供用することによって達成しようとする抽象的な行政目的を意味すると解されています。
- 2 他目的使用等の許可の場合に、当該財産の用途は妨げないと判断される場合であっても、当該財産の目的を妨げることとなる場合があります。国有財産法精解 P351 で、この典型的な使用事例として、「庁舎の屋上に特定商品を広告するためのネオン搭を設置」させることとされています。
- 3 したがって、管理者としては、施設の管理に支障がないと判断しても、土地改良財産の揚水機場の屋上又は水路敷

地上に特定商品を広告する看板を立てさせることは、当該財産の設置目的に反するものであり承認又は許可することができません。

◇法令等◇

国有財産法第 18 条

基本通知 5－0－1

Q 4－5	レジャー利用させる場合の取扱い
土地改良財産である調整池の敷地等を、地方公共団体が水辺公園として使用する場合等レジャー利用する場合の取扱いはどうすべきか。	

A 4－5	当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであれば、他目的使用等をさせることがあります。その場合、他目的使用等契約で、使用する場合の安全対策及び責任等を明確にする必要があります。
-------	--

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産である貯水池や調整池については、用水の配水により水位の変動が伴うため、他の用途に使用する場合は利用形態、汚濁の防止、安全対策の措置等を検討して、施設の用途又は目的を妨げないものであれば他目的使用等をさせることができます。
- 2 管理者としては、人身事故を防ぐための安全施設やごみの処理方法やし尿処理の方法等、調整池の本来の機能（調整機能や水質等）を妨げることをないように、十分に使用申請者等と協議する必要があります。
また、他目的使用契約書等において事故防止対策や責任の所在等に関する規定を設ける必要があります。

◇法令等◇

令第 59 条

基本通知 5－0－1

Q 4－6	携帯電話等の中継施設の設置
携帯電話の中継施設を、土地改良財産である揚水機場の屋上に設置する場合の取扱いはどうすべきか。	

A 4－6	高度の公共性を有し、使用申請者が電気通信事業者の場合は、他目的使用等が認められます。
-------	---

☆回答の詳細☆

- 1 揚水機場の屋上に携帯電話の中継施設を設置する使用については、基本通知 5－土 11－2 に掲げる高度の公共性を有するものに該当し、使用申請者が電気通信事業者の場合には、他目的使用等が認められます。
- 2 なお、使用期間は、10 年を超えない期間（ただし、使用料が当該期間内に改定された場合には、当該改定までの期間）とし、特段の事情がない限り、最大限の期間において承認するものとします。
また、使用申請者が電気通信事業者であることを証明する証書（写し）を、申請書類に添付させます。

◇法令等◇

取扱規則第 11 条第 3 項
基本通知 5－土 11－2

Q 4－7	他目的使用等に係る使用期間
他目的使用等の期間が5年を超える場合とは、取扱規則第11条第3項において「農村振興局長が別に定める場合」とあるが、どのような場合か。	

A 4－7	次のように高度の公共性を有するものの場合です。 1 電気通信事業者、電気事業者等に、送電施設の設置のため使用させる場合 2 ガス事業者（ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業者をいう。）に、ガス事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合 3 水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）に、水道事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合 4 地方公共団体に、下水道の排水施設及びその附属設備を設置するため使用させる場合 5 道路管理者に、道路法の規定に基づく道路及びその附属設備を設置するため使用させる場合（ただし、道路法第20条第1項に規定する兼用工作物となる場合を除く。） 6 鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。）等に鉄道施設を設置するため使用させる場合 7 個人住宅に進入するために設置する橋梁等軽微な工作物設置のために使用させる場合で、地域の実情等を考慮し部局長が適当と認めるとき
-------	---

☆回答の詳細☆

基本通知 5－土 11－2 に定められているもので、1 から 7 に掲げたような高度の公共性を有する場合は、

使用期間は、10 年を超えない期間（ただし、1 に掲げる場合において、使用料が当該期間内に改定された場合には、当該改定までの期間）とし、特段の事情がない限り、最大限の期間において承認するものとします。

◇法 令 等◇

基本通知 5－土 11－2

Q 4－8	他目的使用料の算定及び徴収
土地改良財産の他目的使用等の使用料の算定及び徴収は、 どうするのか。	

A 4－8	使用料は、基本通知 5－0－4 に基づいて算定し、管理委託している財産については管理受託者が、部局長が自ら管理する財産については国（地方農政局等）が徴収することとなります。
-------	---

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産の他目的使用等の使用料については、基本通知 5－0－4 に基づき算定することとなっています。

なお、次の使用形態区分によりそれぞれ算定されますが、①及び②の使用料は、施設使用負担額と維持管理費負担額の合計額となります。

- ① 農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合（かんがい用水の水利使用に従属しない場合に限る。）

※ 当該利水が、かんがい用水の水利使用に従属しない場合の使用料は、建設費負担相当額に維持管理費負担相当額を加えて得た額であり、建設費負担相当額は当該財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び都道府県、市町村、土

地改良区等の各負担者がそれぞれの負担割合で算定された額を徴収し、維持管理費負担額は当該財産の管理者が徴収することとなります。

- ② 農業用排水施設を小水力発電用水、畜産用水等の利水の用に供させる場合（かんがい用水の水利使用に従属する場合に限る。）又は農業用排水施設に廃水を排出させる場合
- ③ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合
- ④ ①から③に掲げる以外の場合（建設費負担相当額について、基本通知以外の方法により使用料を定める場合は、農村振興局長の承認を受けることとなります。）

2 土地改良財産に係る他目的使用等については、所定の手続を経て行わせるもので、使用料は管理委託している財産については管理受託者が、部局長が自ら管理する財産については国（地方農政局等）が徴収することとなります。

◇法令等◇

基本通知 5－0－4

Q 4－9	他目的使用料が無償の場合
他目的使用等において使用料が無償となるのは、どのような場合か。	

A 4－9	国有財産法上の無償貸付等に該当する場合であり、次のとおりです。 1. 国有財産法第 18 条第 7 項の規定に該当する場合 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合 2. 国有財産法第 19 条において準用する同法第 22 条第 1 項に規定する場合（同項各号は次のとおり） - 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき - 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき - 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急処置の用に供するとき - 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法第 2 条第 14 号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき - 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法第 2 条第 5 号の緊急事態応急対策の実施の用に供すると
-------	---

き

六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項の国民の保護のための措置又は同法第 172 条第 1 項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき

☆回答の詳細☆

1 「地方公共団体」とは、地方自治法第 1 条の 3 に定める都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区をいいます。

また、「特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの」とは、国有財産法施行令第 12 条の 8 に定めるものであり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社法第 1 条に規定する会社が該当します。

2 「公共団体」とは、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区が該当します。

3 「公共用若しくは公用に供する政令で定める施設」とは、国有財産法施行令第 15 条の規定により掲示板、巡査派出所、公衆便所その他公共用又は公用に供する施設で財務大臣が定めるもののうち、その敷地面積が 50m² を超えないものをいいます。

また、「公共用又は公用に供する施設で財務大臣が定めるもの」とは、昭和 49 年 1 月 24 日大蔵省告示第 12 号により、次のものをいいます。

- ①防災上必要な気象、地象及び水象の観測施設並びに防災上必要な通信施設
- ②公害の防止のために必要な監視及び測定施設
- ③火災報知機、消火栓及び消防の用に供する資材器具保管施設

- ④街灯、カーブミラー及び横断歩道橋の橋脚
- ⑤有線ラジオ放送業務のための電柱その他の中継施設及び
末端施設並びに有線放送電話業務のための電柱その他の
中継施設
- ⑥避難小屋及び展望台
- ⑦遺跡、名勝地その他の歴史的文化的価値があるものを表示
する石碑類、地すべり防止区域等の特定区域を表示する標
識その他の標識類

◇法令等◇

国有財産法第18条第7項、第19条、第22条第1項
基本通知5-0-4(3)

Q 4－10	他目的使用者が交替する場合の取扱い
他目的使用等の使用者が交替する場合の取扱いは、どうするのか。	

A 4－10	管理者は、現行の他目的使用等の契約を解除し、新しい使用申請者との他目的使用等の契約が必要です。
--------	---

回答の詳細☆

- 1 他目的使用等の契約は、土地改良財産（公共用財産）の使用等に係る法律行為の一つですが、管理受託者が自由に行えるものではなく、あらかじめ、財産管理の部局長の承認（行政処分に該当する。）を得て締結されるものです。

なお、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を使用又は収益させることについては、国有財産法第 18 条第 8 項の規定で借地借家法の規定（借地期間の法定更新）は適用しないものとされています。

- 2 他目的使用等の契約事項の変更は、取扱規則第 11 条第 4 項の規定により、令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までとされています。

（参考：第 3 号から第 6 号まで）

三 使用又は収益の用途又は目的及び方法

- 四 使用又は収益の期間
- 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
- 六 使用又は収益の条件

使用者に関しては、同令第 59 条第 2 項第 2 号に規定され変更事項に該当しないので、使用者が交替する場合は現行の他目的使用等契約を解除し、新規の使用者から申請を行わせることになります。

◇法令等◇

国有財産法第 18 条第 3 項、第 8 項
令第 59 条第 2 項
取扱規則第 11 条第 4 項

Q 4－11	他目的使用範囲が拡大する場合の取扱い
他目的使用等の使用範囲が拡大する場合の取扱いは、どうするのか。	

A 4－11	使用する財産の拡大する範囲は、契約の変更事項には該当しないので、新規の使用申請が必要となります。
--------	---

☆回答の詳細☆

Q 4－10 の回答のとおり、他目的使用等の契約事項の変更は、令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までとされており、使用又は収益の財産の範囲は同令第 59 条第 2 項第 1 号であり、変更事項に該当しないものです。

したがって、使用等のために拡大する財産の範囲については、別途に新規の使用申請を行うことになります。

◇法令等◇

令第 59 条第 2 項

取扱規則第 11 条第 4 項

Q 4－12	他目的使用等の目的、使用期間等の変更
他目的使用等の目的、使用の期間、予定収入、使用の条件を変更する場合は、どのように取り扱うのか。	

A 4－12	管理者は、あらかじめ他目的使用者と協議・調整し、変更内容が適切と認められる場合は、締結している他目的使用等契約を変更することとなります。
--------	---

☆回答の詳細☆

Q4－10 の回答のとおり、他目的使用等の契約事項の変更は、令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに該当する場合に行うことができます。

したがって、管理者は、他目的使用者から変更したい旨の申し出があった場合には、あらかじめ協議・調整し、該当事項の変更の内容が適切と認められる場合は、締結している他目的使用等契約を変更することとなります。

◇法令等◇

令第 59 条第 2 項

取扱規則第 11 条第 4 項

Q 4－13	他目的使用等の更新手続の管理受託者への事務委任
他目的使用等の更新手続を管理受託者へ事務委任できないのか。	

A 4－13	手続の事務委任はできません。
--------	----------------

☆回答の詳細☆

- 1 他目的使用等の契約の更新については、公共用財産の継続的使用となるものであり、行政処分としての承継行為は財産管理の部局長が行うこととなっており、事務委任はできません。

◇法令等◇

令第59条

基本通知5－0－2

Q 4－14	他目的使用等の承認手続の期間
他目的使用等や改築、追加工事等の承認に必要な処理期間はどれくらいか。	

A 4－14	他目的使用等と改築、追加工事等の標準処理期間は、3カ月となっています。
--------	-------------------------------------

☆回答の詳細☆

- 1 行政手続法の施行に伴い、行政庁は、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を設定することになりました。
- 2 土地改良財産に係る他目的使用等及び改築、追加工事等の標準処理期間は、「行政手続法の施行に伴う土地改良法等に基づく処分に係る審査基準等の設定について」（構造改善局総務課施設管理室長、農政部管理課長通知）により『土地改良法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について』が定められ3カ月となっています。

◇法令等◇

「行政手続法の施行に伴う土地改良法等に基づく処分に係る審査基準等の設定について」（平成6年9月13日6－9）

Q 4－15	同一目的（国営附帯事業）で財産を使用する場合の取扱い（財産使用）
土地改良財産である幹線用水路を、国営土地改良事業と同一の目的で関連する県営土地改良事業等で使用する場合は、どのように取扱うべきか。	

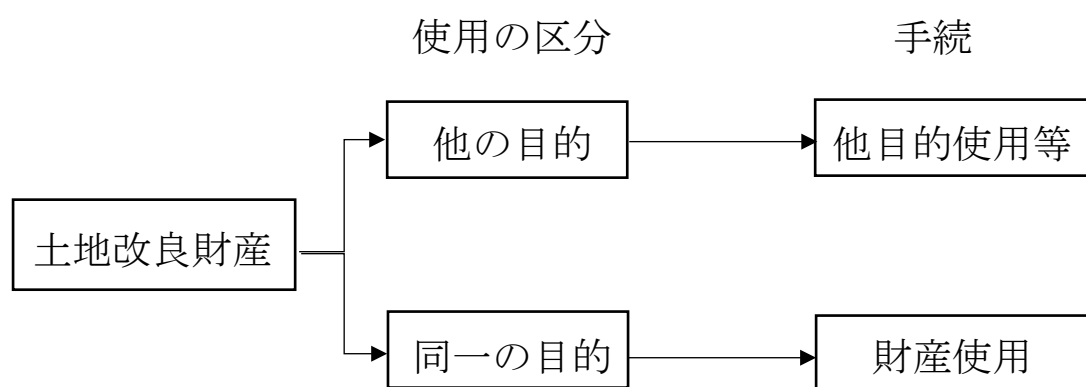
A 4－15	国営の水路に県営で分水工や水路の接続等の工事を施行することは、一般的に財産使用であると解釈されています。 また、財産使用に伴い改築、追加工事等が必要となる場合には、同時に手続を行います。
--------	---

☆回答の詳細☆

- 1 国営土地改良事業に附帯する県営・団体営土地改良事業及び国営土地改良事業の受益地内において行われる関連土地改良事業において土地改良財産を使用することは、当該財産の設置目的を達成するものであると判断されます。
- 2 このように、土地改良財産を同一の目的で使用する場合は、一般的に財産使用であると解釈され、一定の使用申請（参考様式3～8参照）が必要です。
- 3 国営附帯事業で国営造成施設へ取付けて支線水路を施行する場合は、当該施設の原形を変更することとなるので、財産使用及び改築、追加工事等の手続が必要となります。

なお、申請書の中で工事期間中の用地の使用や工事によって生じた工作物の帰属等も明確にする必要があります。

[財産使用概念図]



(例) 国営附帯関連事業

◇法令等◇

国有財産法第18条

(参考様式3)

財 産 使 用 申 請 書

年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏 名 殿

住 所
名 称
氏 名

土地改良財産について、下記のとおり使用をしたいので、承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象となる土地改良財産の範囲
- 2 使用の用途又は目的及び方法
- 3 使用の期間
年 月 日から 年間
- 4 使用の条件
- 5 その他必要な事項

(参考様式4)

(管理受託者が第三者に財産使用をさせる場合)

財 産 使 用 申 請 書

年 月 日

〇〇農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

管理受託者

住 所

〇〇土地改良区

理事長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで管理委託協定を締結した〇〇地区に係る土地改良財産について、下記の者により使用をしたい旨の申し出があったので、承認を得たく、管理受託者の意見書、関係書類及び関係図面を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象となる土地改良財産の範囲(管理台帳の関係部分の写し)
- 2 使用者の氏名又は名称及び住所
- 3 使用の用途又は目的及び方法
- 4 使用の期間

年 月 日から 年間

- 5 使用の条件

別添の財産使用等契約書(案)のとおり

- 6 その他参考となるべき事項

(参考様式5)

(管理受託者自らが財産使用する場合)

財 産 使 用 申 請 書

年 月 日

〇〇農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

管理受託者

住 所

〇〇土地改良区

理事長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで管理委託協定を締結した〇〇地区に係る土地改良財産について、下記により使用をしたいので、承認を得たく、関係書類及び関係図面を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象となる土地改良財産の範囲 (管理台帳の関係部分の写し)
- 2 管理受託の年月日
- 3 使用の用途又は目的及び方法
- 4 使用の期間

年 月 日から 年間

- 5 使用の条件

別添の財産使用等契約書 (案) のとおり

- 6 その他参考となるべき事項

(参考様式6)

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇〇農政局長

土地改良財産の使用について

年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったこの
ことについては、承認します。

(参考様式7)

(部局長が財産使用をさせる場合)

財 産 使 用 申 請 書

年 月 日

〇〇農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
氏 名 又は 名 称

この度、貴局が管理する土地改良財産について、下記により使用したいので、許可を得たく、関係書類及び関係図面を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象となる土地改良財産の範囲(管理台帳の関係部分の写し)
- 2 使用の用途又は目的及び方法
- 3 使用の期間

年 月 日から 年間

- 4 使用の条件

別添の財産使用等契約書(案)のとおり

- 6 その他参考となるべき事項

(注) 本申請書は、土地改良調査管理事務所を経由して提出してください。

(参考様式 8)

番 号
年 月 日

氏 名 殿

〇〇農政局長

土地改良財産の使用について

年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったこの
ことについては、許可します。

Q 4－16	新たな受益地が水路等を使用する場合の取扱い
新たな受益地が土地改良財産である水路等の管理受託者である土地改良区に地区編入され、当該水路等を使用する場合はどう取扱うのか。	

A 4－16	土地改良区の新たな受益地は、土地改良法所定の手続を経て地区に編入されます。なお、財産管理の部局では特に手続を要しません。
--------	---

☆回答の詳細☆

- 1 新たな受益地が土地改良財産である水路等の管理受託者である土地改良区に地区編入し、当該水路等を使用する場合には、土地改良区は、法第 48 条第 3 項の規定に基づき「施行に係る地域」の変更を行う必要があります。
- 2 国営土地改良事業の完了地区における受益地の増減については、関係する土地改良区の「地区」の管理、すなわち、法所定の地区編入や地区除外の手続により整理するもので、特にこの旨を財産管理の部局に報告する必要はありません。

◇法令等◇

法第 48 条

Q 4－17	農業用排水施設に小水力発電を設置する場合の取扱い
農業用排水施設に小水力発電を設置する場合は、どのような手続きが必要となるのか。	

A 4－17	農業用排水施設に小水力発電を設置する場合は、他目的使用等の承認申請及び発電用の水利権の取得（使用者が取得）が必要となります。
--------	--

☆回答の詳細

- 1 農業用排水施設に小水力発電を設置する場合、使用者が発電用の水利権を取得し、土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、他目的使用等が認められます。

なお、小水力発電の設置に当たって、当該財産の原形に変更を及ぼす場合には、併せて改築、追加工事等の手続きが必要となります。

- 2 他目的使用料の徴収は、管理委託している財産については管理受託者が、部局長が自ら管理する財産については国（地方農政局等）が行うこととなります。

ただし、当該利水が、かんがい用水の水利使用に従属しない場合の使用料は、建設費負担相当額に維持管理費負担相当額を加えて得た額となります。建設費負担相当額は当該財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合

に応じて按分し、国及び都道府県、市町村、土地改良区等の各負担者がそれぞれの負担割合で算定された額を徴収し、維持管理費負担額は当該財産の管理者が徴収することとなります。

当該利水が、かんがい用水の水利使用に完全従属し、小水力発電のために別途土地改良施設の操作を要しない場合においては、他目的使用等の承認に係る管理委託財産の対象範囲を限定し、他目的使用等の手続の簡素化及び他目的使用料の低減等を図っています。

Q 4－18	再調達原価の算出方法
他目的使用料を算出する場合、他目的使用等にかかる施設の建設に要した費用（事業費）の再調達原価の算出は、どのようにするのか。	

A 4－18	再調達原価は他目的使用に係る施設の建設に要した経費（事業費）に他目的使用の契約または許可時を 1.000 とした時価換算係数を乗じて算出します。
--------	---

Q 4－19	消流雪用水の取扱い
用水路を使用していない非かんがい期間に消流雪用水を通水させる場合、使用料は徴収すべきか。	

A 4－19	用水路を使用していない非かんがい期間に消流雪用水を通水させる場合においても使用料は徴収する必要があります。 使用料は、建設費負担相当額に維持管理費負担相当額を加えて得た額であり、建設費負担相当額は当該財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び都道府県、市町村、土地改良区等の各負担者がそれぞれの負担割合で算定された額を徴収し、維持管理費負担額は当該財産の管理者が徴収することとなります。 また、当該他目的使用等が補助事業適用利水に係るものについては、当該補助事業に係る補助率を建設費負担割合から控除した率により算定した額を徴収することとなります。 ただし、他目的使用等の目的が、国有財産法第 18 条第 7 項又は第 19 条において準用する同法第 22 条第 1 項に規定する無償使用に該当する場合には、使用料を無償とすることができます（基本通知 5－0－4 の(3)）
--------	---

5. 改築、追加工事等

Q 5 - 1	改築、追加工事等の概要
改築、追加工事等とは何か。	

A 5 - 1	土地改良財産について、国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事です。例えば、農業用排水路（以下「水路」という。）を水道事業の用に供するために、水路の嵩上げをする工事や分水工の設置工事等が該当します。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産について、国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事、例えば、水路を水道事業の用に供するために、水路の嵩上げをする工事や分水工の設置工事等を改築、追加工事等と定義（令第 61 条、取扱規則第 14 条、第 14 条の 2）しています。

なお、当該財産の維持、保存及び運用のためにする改築、追加工事等は、管理の範囲内であり承認の制限を受けません（令第 56 条）。

- 2 財産管理の部局長又は管理受託者は、当該工事を行おうとする者がある場合には、土地改良財産取扱規則及び基本通知

に定める所要の経路を行われます。

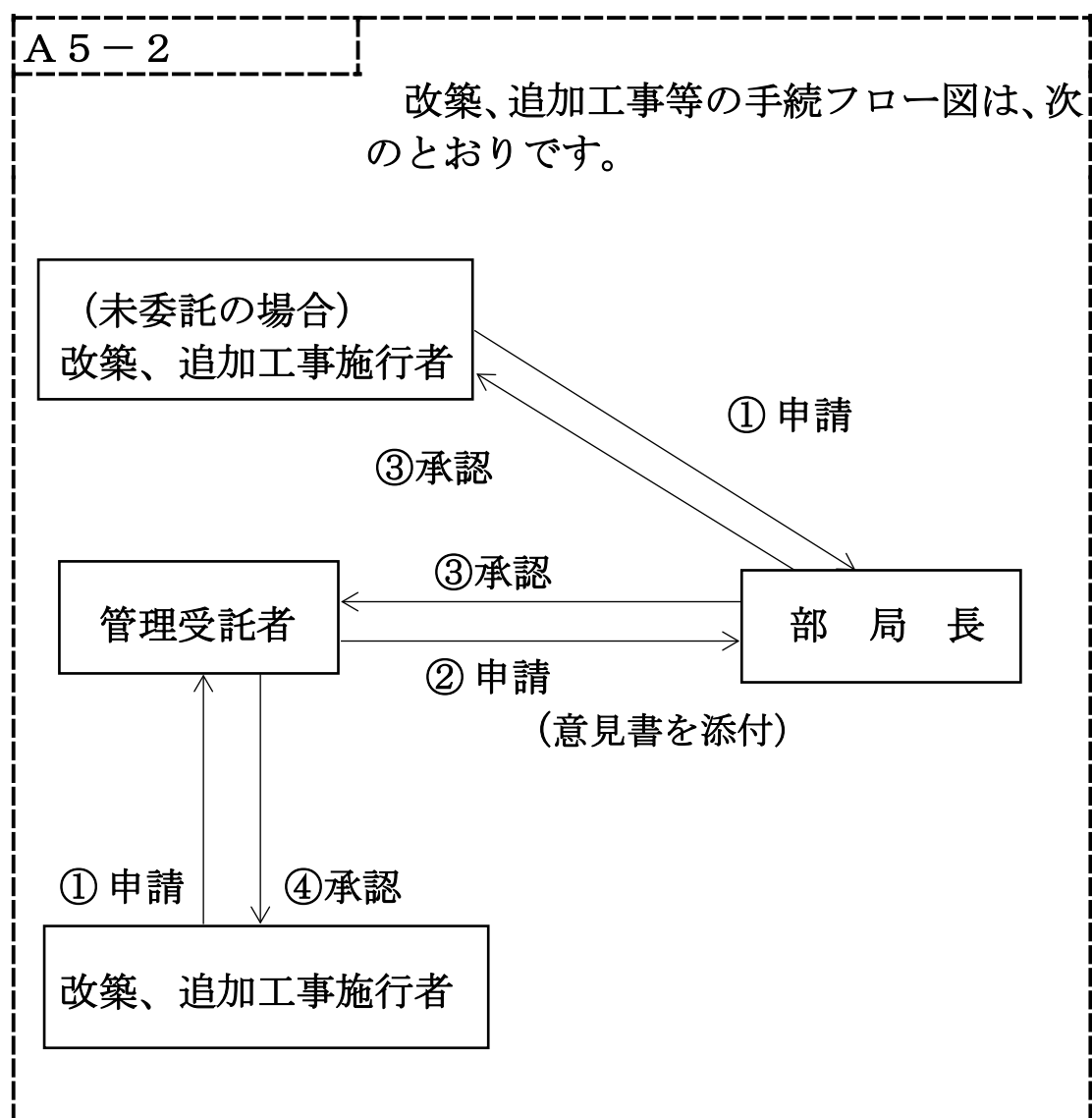
◇法令等◇

令第 56 条、第 61 条

取扱規則第 5 条、第 14 条、第 14 条の 2

基本通知 6-土 5・14-1、6-土 5-1、6-土 14 の 2-1

Q 5 - 2	改築、追加工事等の申請手続
改築、追加工事等の申請手続は、どのように行うのか。	



☆回答の詳細☆

- 1 土地改良財産を土地改良区等へ管理委託している場合の改築、追加工事等については、管理受託者である土地改良区

等が自ら当該工事を実施する場合（令第61条）と、第三者が当該工事を実施しようとする場合（取扱規則第5条第1項第4号に規定する管理委託の条件）があります。

第三者に当該工事を実施させる場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認（取扱規則第14条の規定により部局長の承認）を受ける必要があります。

なお、管理受託者が自ら当該工事を実施する場合については当該承認を要しません。

- 2 土地改良財産を部局長が自ら管理している場合の改築、追加工事等については、当該工事等を行おうとする者から申出があり、当該工事の理由、内容、生じた土地又は工作物の取扱い等を審査の上、当該財産の管理上支障等がない場合には、所定の承認申請書を提出させ承認することになります（同取扱規則第14条の2）。
- 3 改築、追加工事等の申請に係る審査の留意点は、次のとおりです。
 - (1) 当該工事によって当該土地改良財産に影響がないかを構造計算等によりチェックするとともに、以下の点についてもチェックします。
 - ① 当該財産の機能（水路の通水機能等）に支障はないか。
 - ② 当該財産の維持管理上支障はないか。
 - ③ 今後、当該財産を改修する場合に支障はないか。
 - ④ 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項が、具体的に記述（当該工事が原因で国又は第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、工事施行者の負担において必要な措置を講じる等）されているか。
 - (2) 当該工事により生じる工作物等がある場合は、その取扱いが具体的に明記されているかチェックします。
 - ① 改築、追加工事等により生じた工作物等の取扱いについ

ては、竣工後の工作物等をその設置目的、機能、管理方法等の観点から検討を行い、当該工事の施行者の所有するものと国に寄附し、又は帰属させるものとに区分する必要があります。

- ② 国に寄附又は帰属させる場合には、管理受託者においてその工作物の維持管理費用が新たに必要となる場合もあるので、事前の協議、調整が必要です。
- ③ 改築、追加工事等により、現行土地改良財産を用途廃止する場合は、その財産の取扱い（費用負担含む）についても明確にしておくことが必要です。

(3) 申請書の様式については、基本通知様式第4号及び参考様式9及び10に準じて作成しているかチェックします。

なお、改築、追加工事等を伴う他目的使用等の申請書の様式は、参考様式11～14に準じて作成して下さい。

- (4) 工事の施行期間が適正（十分な期間が確保されているか等）であるかチェックします。
- (5) 改築、追加工事等により当該財産台帳の記載事項が変更になった場合は、取扱規則第24条の規定により台帳記載事項を変更する必要があります（管理受託者が行う管理台帳への変更も含む）。

また、改築、追加工事等が完了した場合は、管理委託協定書の別記財産調書、財産図面等に変更が生じたときには管理受託者と打合せの上、管理委託協定の一部変更を行う必要があります。

- (6) 改築、追加工事等を施行するに当たって、特に、年間通水をしている水路又は取水量が増加する代かき期等に係る改築、追加工事等については、農業用水の確保等に留意し工事の許可条件等に対応措置を明確にしておく必要があります。
- (7) 改築、追加工事等の申請書及び添付書類の作成上の留意点は、次のとおりです。

- ① 当該財産と改築、追加工事等との位置関係等を示した写真を添付。

- ② 工事の内容の別添資料に、位置関係検討資料や構造計算等の内容を簡潔に整理した説明書及びそのバック資料を添付。
- ③ 関係図面については、改築、追加工事等の内容を明確に示すため、位置図、平面図、縦断図等に色塗。

◇法令等◇

取扱規則第5条、第14条、第14条の2

基本通知6-土5・14-1、6-土5-1、6-土14の2-1

(参考様式9)

改 築、追 加 工 事 等 承 認 申 請 書

年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏 名 殿

住 所
名 称
氏 名

土地改良財産について、下記のとおり改築、追加工事等（以下「工事」という。）をしたいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 工事をしようとする理由
- 2 工事に係る土地改良財産の明細
- 3 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 4 工事の施行期間
- 5 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属する場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 6 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 7 その他必要な事項

(参考様式 10)

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇 〇 農 政 局 長

土地改良財産の改築、追加工事等について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったこのことについては、承認します。

(参考様式 11)

他目的使用等及び改築、追加工事等承認申請書

年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏 名 殿

住 所
名 称
氏 名

土地改良財産について、下記のとおり使用及び改築、追加工事等（以下「工事」という。）をしたいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 使用又は収益の用途又は目的及び方法又は工事をしようとする理由
- 2 使用又は収益及び工事の対象となる土地改良財産の範囲
- 3 工事の内容(別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。)
- 4 使用又は収益の期間及び工事の施行期間
- 5 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属する場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 6 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 7 その他必要な事項

(参考様式 12)

(管理受託者が第三者に他目的使用等及び改築、追加工事等をさせる場合)

他目的使用等及び改築、追加工事等申請書

年 月 日

〇〇農政局長
(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)

管理受託者
住 所

〇〇土地改良区
理事長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで管理委託協定を締結した〇〇地区に係る土地改良財産について、下記の者により使用及び改築、追加工事等(以下「工事」という。)をしたい旨の申出があったので、土地改良財産取扱規則第 11 条及び管理委託協定書第〇条の規定に基づき承認を得たく、管理受託者の意見書、関係書類及び関係図面を添えて申請します。

記

- 1 使用者及び工事施行者の氏名又は名称及び住所
- 2 使用又は収益の用途又は目的及び方法又は工事をしようとする理由

- 3 使用又は収益及び工事の対象となる土地改良財産の範囲
(管理台帳の関係部分の写し)
- 4 工事の内容(別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。)
- 5 使用又は収益の期間及び工事の施行期間
- 6 使用又は収益による管理受託者の予定収入
- 7 使用又は収益の条件
別添の他目的使用等契約書(案)のとおり
- 8 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国
に寄附し、又は帰属する場合にあっては、当該寄附又は帰属
に関する事項
- 9 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理
に関する事項
- 10 その他必要な事項
(使用又は収益が土地改良財産の本来の用途又は目的を妨
げず、かつ、関係農家の利益に反しない旨の説明書を添付す
ること)

(参考様式 13)

(部局長が他目的使用等及び改築、追加工事等をさせる場合)

他目的使用等及び改築、追加工事等申請書

年 月 日

〇〇農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
氏名又は名称

この度、貴局が管理する土地改良財産について、下記により使用及び改築、追加工事等（以下「工事」という。）をしたいので、土地改良法第94条の4の2第1項及び土地改良財産取扱規則第12条及び第14条の2の規定に基づき許可及び承認を得たく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 使用又は収益及び工事の対象となる土地改良財産の範囲
- 2 使用又は収益の用途又は目的及び方法又は工事をしようとする理由
- 3 工事の内容(別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。)
- 4 使用又は収益の期間及び工事の施行期間

5 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項

6 その他必要な事項

(参考様式 14)

番 年 月 号 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇 〇 農 政 局 長

土地改良財産の他目的使用等及び改築、追加工事等について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあったこのことについては、承認します。

Q 5 - 3	改築、追加工事等に伴う土地の増減の取扱い
改築、追加工事等の結果、施設の敷地面積に増減が生じる場合はどのように取扱うのか。	

A 5 - 3	土地が増える場合には、国に寄附させ、又は帰属させます。また、不用地が発生した場合には、部局長で用途廃止しますが、法第 94 条の 4 の規定に基づき管理受託者への管理費内譲与又は寄附者に譲与する場合があります。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 改築、追加工事等に伴う施設及び施設の敷地等の取扱いについては、部局長及び管理受託者は当該工事の承認を与える前に、当該工事施行者と協議してその取扱いを明確にしておく必要があります。
- 2 必要な土地が不足する場合については、工事施行者において確保することとなりますが、土地が増える場合で土地改良施設と一体になるものは国に寄附させ、又は帰属させることとします。
 なお、不用地が発生した場合は、部局長で用途廃止しますが、管理委託している場合には、法第 94 条の 4 の規定に基づき管理受託者に管理費内譲与又は寄附者に譲与を行います。

◇法令等◇

法第 94 条の 4

取扱規則第 22 条

基本通知 7－土 22－1～4

Q 5 - 4	区分地上権の設定地において、他事業の工事が施行される場合の取扱い
区分地上権を設定して水路管を埋設している土地に、他の事業者のガス管が横断して埋設されるような場合の取扱いはどうするのか。	

A 5 - 4	施設の原形に変更を及ぼす場合は改築、追加工事等の手続をさせ、及ぼさない場合は、地上権設定地の工事協議として取扱います。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 区分地上権とは、土地改良事業により管水路、トンネル等の施設を設置する場合に、土地の空中や地下の一定範囲に限定して、この空中又は地下を立体的に区分し、その部分のみに設定される地上権をいいます。
- 2 したがって、区分地上権設定地における工事の内容によって、次のような取扱いとなります
 - (1) 他の事業者の工事に伴い、土地改良施設に変形を及ぼす場合には、改築、追加工事等又は原因者工事等として取扱います。
 - (2) 土地改良施設に変形を及ぼさない場合には、区分地上権設定地での工事協議として取扱います。手続は、Q 9 の各回答を参照して下さい。
 - (3) 土地改良施設に変形を及ぼさないが、当該施設の現状を

維持し、又はその効用を保持するための工事を地上権設定区域外で施行する必要がある場合には、原因者工事として取扱います。

手続は、Q 6 の各回答を参照して下さい。

なお、工事内容によっては、以上の取扱いの複合手続（改築、追加工事等及び地上権設定地の工事協議）も考えられます。

Q 5－5	改築、追加工事等に伴う相互所管換
他省庁の行う工事のために、土地改良財産である施設を移設する場合の取扱いはどうするのか。	

A 5－5	改築、追加工事等の手続を経て、土地については、工事完了後に相互所管換を行います。
-------	--

☆回答の詳細☆

- 1 他省庁の行う工事により土地改良財産を移設する必要がある場合は、当該工事施行者からの改築、追加工事等の協議手続を経て、土地については、工事完了後に、相互所管換の手続（参考様式 19 参照）を行います。

（参考）

「所管換」とは、各省各庁の長の間において、国有財産の所管を移すことをいいます。

「相互所管換」とは、A省所管の財産をB省に所管換すると同時にB省所管の財産をA省に所管換することです。

- 2 また、所管換については、国有財産法第 12 条、国有財産法施行令第 7 条の 2 により、当該財産を所管する各省各庁の長は財務大臣に協議しなければなりません。土地の場合は $1,500\text{m}^2$ 以内、建物は述べ面積が 600m^2 以内、土地、建物以外のものにあつては各区分ごとに見積価格が 1 千万円以内の場合は、財務大臣の協議は要しないこととなっています。

Q 5－6	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に伴う他目的使用等及び改築、追加工事等の申請手続き（従来型）
防災情報ネットワーク事業実施に伴う他目的使用等及び改築追加工事等の申請手続きについて	

A 5－6	土地改良財産に対して、国営造成施設 防災情報ネットワーク事業により防災上 重要な土地改良施設の観測情報を得ることを目的としてデータ送信装置等を設置することがありますが、この場合は、 国を他目的使用者として他目的使用等及び改築、追加工事等の申請が必要となります。 他目的使用等の申請手続の流れについては、Q 4－2に準ずるものとなります。
-------	--

Q 5－7	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業で整備した資機材の取扱い（緊急3か年対策型）
国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業で整備した資機材の取扱いはどのようにすべきか。	

A 5－7	1 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業で整備した資機材については、「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業実施要領にかかる運用について」（平成31年2月7日付け事務連絡。令和2年1月30日追記）に基づき、土地改良財産の付属設備として、土地改良財産の管理受託者が適切に管理する必要があります。このため、整備した資機材は、原則として土地改良財産台帳に編入し、土地改良財産として取り扱います。 2 土地改良財産台帳への編入手続については、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業実施要綱第3に規定する事業実施主体から管理受託者に対し、取扱規則第5条第2項第1号に基づく改築、追加工事等の申請を行い、承認の際に土地改良財産台帳へ記載するものとします。
-------	---

◇法令等◇

「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業実施要領にかかる運用について（平成31年2月7日付け事務連絡。令和2年1月30日追記）

6. 原因者工事

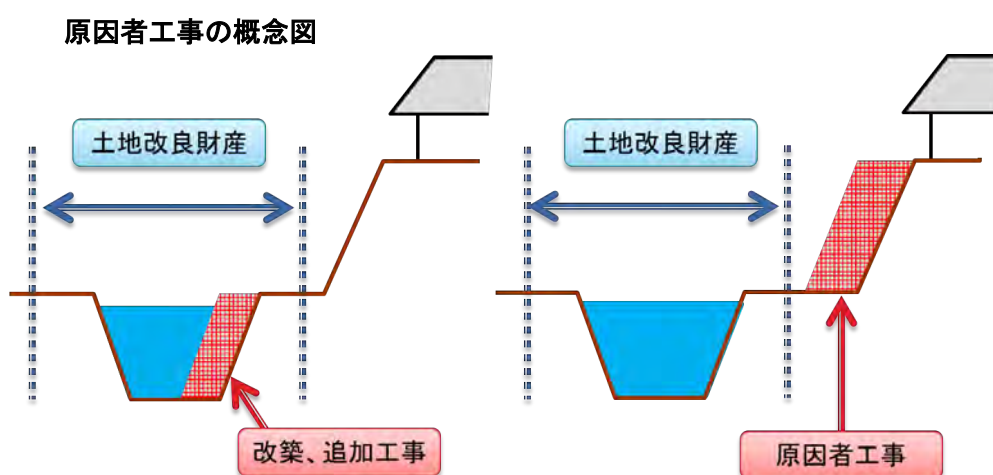
Q 6 - 1	原因者工事の概要
原因者工事とは何か。	

A 6 - 1	国営土地改良事業の工事以外の工事が行われることにより土地改良財産に何らかの支障等が生ずると見込まれる場合において、これを未然に防止し、当該土地改良財産の現状を維持し、又はその効用を保持するために必要となる工事で、土地改良財産の存置する区域外で行われる工事をいいます。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 原因者工事とは、土地改良財産に国営土地改良事業の工事以外の工事が行われることにより、当該財産に何らかの支障等が生ずると見込まれる場合において、これを未然に防止し、当該財産の現状を維持し、又はその効用を保持するために必要となる工事をいいます。
- 2 当該工事を施行者に行わせる場合には、部局長又は管理受託者は、当該施行者と原因者工事契約を締結することとしています。
- 3 なお、改築、追加工事との相違は、改築、追加工事等は土地改良財産である工作物に対して変更等の工事を行うも

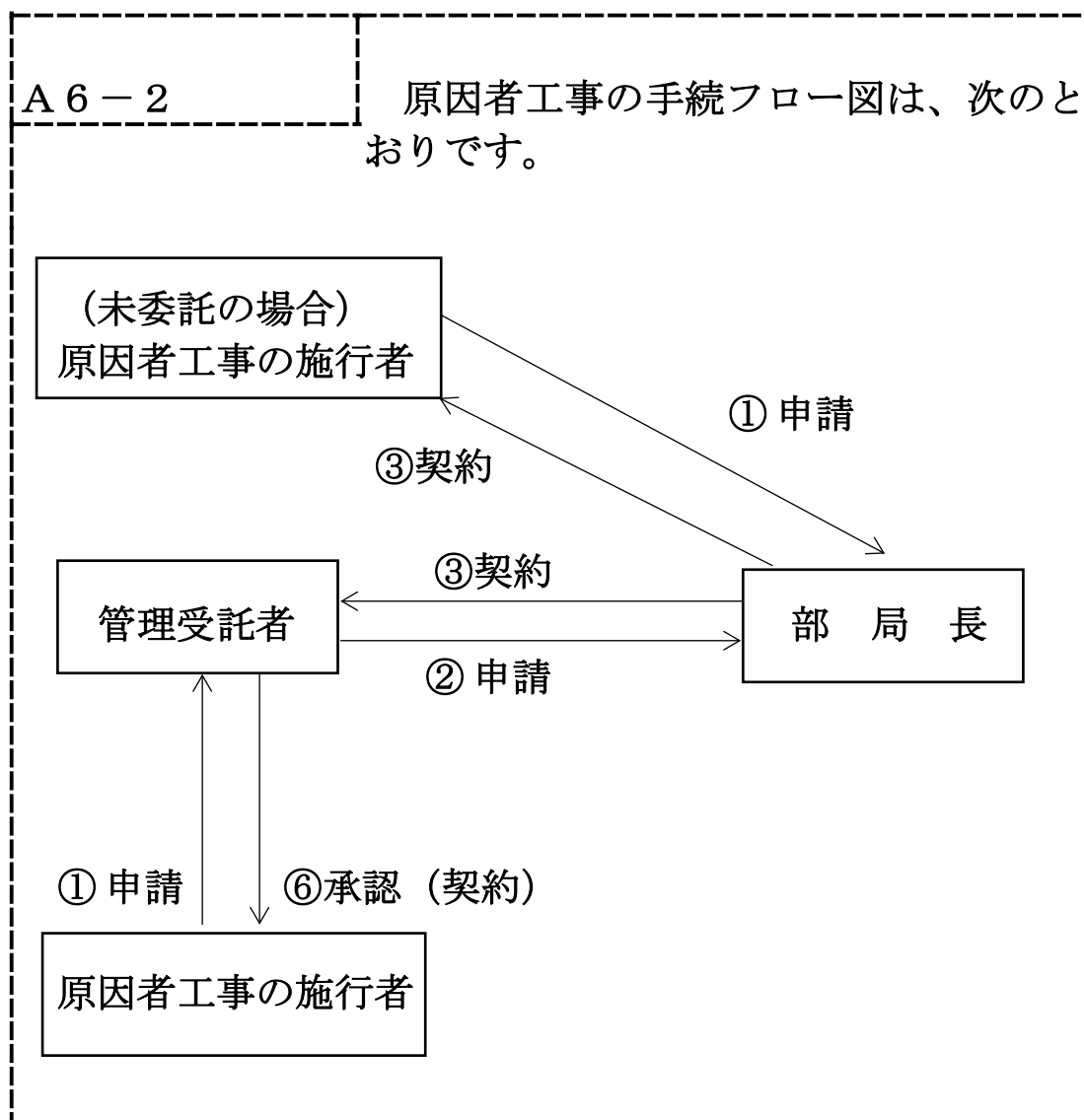
のであり、原因者工事は土地改良財産に直接変更等の工事を行うものではなく、土地改良財産の区域外で行われる工事をいい、例えば用水路には直接的に手を加えないが、当該用水路の現状の維持、効用の保持をするためにする土留工の工事等が該当します。



◇法令等◇

取扱規則第5条第2項第2号、第15条
基本通知6-土5-2、6-土15-1

Q 6 - 2	原因者工事の申請手続
原因者工事の申請手続は、どのように行うのか。	



☆回答の詳細☆

- 1 原因者工事の申請に係る審査の留意事項は、次のとおり

です。

- (1) 管理委託されている土地改良財産の原因者工事については、以下に示す手続が必要となります。

なお、申請書及び契約書の様式については、基本通知様式5号、様式第6号及び参考様式15、16に準じて作成します。

〈原因者工事の施行者からの申し出〉



〈管理受託者の検討〉



〈部局長へ承認申請〉



〈財産部局の検討〉



〈部局長の承認〉



〈原因者工事契約の締結〉



〈原因者工事の施行と完了〉

- 2 直轄管理又は未委託財産に係る原因者工事にあつては、
(1)と同様な手順で財産管理の部局長が原因者工事の施行者と直接に契約を締結することとなります。

- 3 原因者工事の申請書及び添付書類についての留意点は、次のとおりです。

- (1) 当該財産と原因者工事との位置関係等を示した写真を貼付
(2) 工事の内容の別添資料に、位置関係検討資料や構造計算等の内容を簡潔に整理した説明書及びそのバック資料を添付。
(3) 関係図面については原因者工事の内容を明確に示すため、

位置図、平面図、縦断図等に色塗。

- 4 原因者工事については、単独での工事の事例が少なく、施設への工事が伴うため改築、追加工事等として事務処理されていることがあります。

したがって、管理受託者は、土地改良財産の存置する周辺の区域での工事の施行者から申し出があった場合には、あらかじめ、財産部局とその処理方法等を打ち合わせる必要があります。

◇法令等◇

取扱規則第5条第2項第2号、第15条
基本通知6-土5-2、6-土15-1

(参考様式 15)

原因者工事承認申請書

年 月 日

〇〇土地改良区

理事長 氏 名 殿

住 所
名称又は氏名

土地改良財産について、下記のとおり原因者工事（以下「工事」という。）をしたいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 工事をしようとする理由
- 2 工事に係る土地改良財産の明細
- 3 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 4 工事の施行期間
- 5 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属する場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 6 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 7 その他必要な事項

(参考様式 16)

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇 〇 農 政 局 長

土地改良財産の原因者工事について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって、申請のあったこの
ことについては、承認します。

Q 6 - 3	土地改良財産の敷地の原形を変更する場合
土地改良財産である開水路の隣接地に県営土地改良事業でファームポンドを設置する際に、財産の敷地の原形を変更してしまう場合は、どのように取扱うのか。	

A 6 - 3	国営土地改良事業に関連する事業において、土地改良財産の敷地の原形を変更するような工事を施行することは、財産使用及び改築、追加工事に該当します。 また、土地改良財産の区域外でファームポンドが設置されとしても、土地改良財産の敷地の原形を変更する場合は、改築、追加工事等の手続きが必要となり、財産使用及び改築、追加工事等の手続きで取扱います。
---------	--

☆回答の詳細

このような工事は、土地改良財産への影響について十分な協議をし、工法等を検討する必要があります。

したがって、財産の存置する区域内（敷地内）工事が含まれることから、財産使用及び改築、追加工事等の手続きで取り扱います。

◇法令等◇

基本通知 6 - 土 5 - 2、6 - 土 15 - 1

7. 共有持分の付与

Q 7 - 1	共有持分付与の概要
共有持分付与とは何か。	

A 7 - 1	国営土地改良事業の完了後において、基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産で、発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業（以下「公益事業」という）の用に兼ねて供する必要が生じた場合にあっては、法第94条の4の2第2項に基づき、公益事業を行う者に共有持分を与えることです。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 共有持分の付与は、次に示す要件に適合する場合に行われます。
 - (1) 公益事業の用に兼ねて供するため特別の必要があること
 - (2) 土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げないこと
 - (3) 土地改良施設の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること
 - (4) 次のいずれかに該当することにより共有持分の付与が土地改良施設の有効利用に資すると認められること
 - ① 農用地面積の減少等社会的、経済的变化により基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること
 - ② 農業水利施設の整備等農業用水の利用の合理化を行うことにより基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること
 - ③ 農業水利施設について改築、追加工事等を行ったことにより基幹的な土地改良施設の機能が高められていること
 - ④ その他土地改良施設の有効利用に資するものと認めら

れること

- 2 部局長は、この場合には公益事業者と共有持分付与の対象施設、共有持分の付与割合、共有持分付与の対価の額、支払い方法、管理の方法及び費用の分担等を協議し、共有持分付与に関する協定書を締結します。

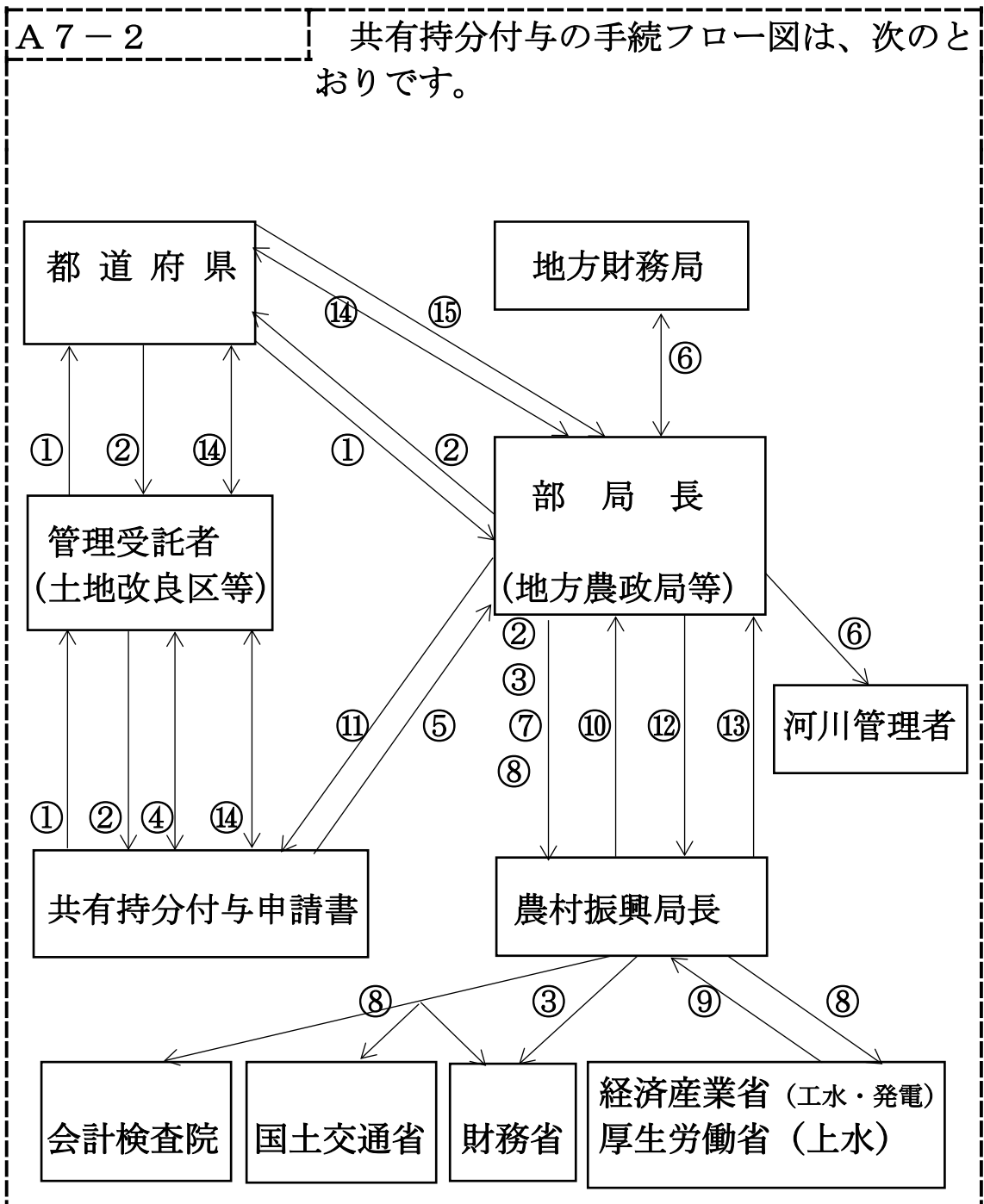
◇法令等◇

法第94条の4の2第2項

取扱規則第22条の3

基本通知第8

Q 7 - 2	共有持分付与の手續
共有持分付与の手續は、どのようになっているのか。	



☆回答の詳細☆

共有持分付与の手続の骨子は、次のとおりです。

なお、手続様式は、基本通知 8－土 22 の 3－1～3（様式第 15 号～第 17 号）を参照して下さい。

- ① 共有持分付与の事前協議
（付与申請者→管理受託者→都道府県経由→地方農政局等）
- ② 共有持分付与の事前調査及び調整
（地方農政局等→農村振興局、地方農政局等→都道府県→管理受託者→申請者）
- ③ 共有対価交付金の歳入歳出の予算措置
（地方農政局等→農村振興局→財務省）
- ④ 共有持分付与に係る管理受託者からの意見聴取
（付与申請者←→管理受託者）
- ⑤ 共有持分付与申請
（付与申請者→地方農政局等）
- ⑥ 地方財務局、河川管理者との協議・回答
（地方農政局等←→地方財務局、河川管理者）
- ⑦ 共有持分付与承認申請及び基幹的土地改良施設の大指
定申請（地方農政局等→農村振興局）
- ⑧ 関係省庁への概要説明（⑥の協議が整った時点）
（農村振興局→財務省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、会計検査院）
- ⑨ 共有持分付与に係る関係省庁への協議・回答
（農村振興局←→厚生労働省、経済産業省）
- ⑩ 共有持分付与承認及び基幹的土地改良施設の大指
定

(農村振興局→地方農政局等)

- ⑪ 共有持分付与協定及び共同管理に関する協定の締結、
管理委託の変更協定締結
(地方農政局等←→付与申請者、都道府県、管理受託者)
- ⑫ 共有持分付与協定の締結報告 (地方農政局等→農村振興局)
- ⑬ 共有対価交付額の決定通知 (農村振興局→地方農政局等)
- ⑭ 共有対価に係る会計事務処理
 - a 共有対価の納入通知 (地方農政局等→付与申請者)
 - b 共有対価の納入 (付与申請者→地方農政局等)
 - c 共有対価交付金の請求 (都道府県→地方農政局等)
 - d 共有対価交付金の交付 (地方農政局等→都道府県)
 - e 共有対価交付金の請求 (土地改良区等→都道府県)
 - f 共有対価交付金の交付 (都道府県→土地改良区等)
- ⑮ 共有対価交付金の精算報告書の提出
(都道府県→地方農政局等)

◇法令等◇

法第94条の4の2第2項

取扱規則第22条の3

基本通知8-土22の3-1~3

Q 7 - 3	共有持分付与の対価算定
共有持分付与の対価の算定は、どのようにするのか。	

A 7 - 3	対価は、施設が数年間使用されているので、付与の振り分けの対象となる工事費相当額は支出済み費用を時価換算した額のうち、施設の耐用年数から既使用年数を控除した年数（残存耐用年数）に相当する額となります。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 共有持分付与の対価は、相手方と協議して定めることとなりますが、共同工事で造成されたものと同様の効果を生じさせる趣旨のものであるので、共同工事の場合の工事費の費用振り分けと同様の方法で算定された額を基準にして決定されます。
- 2 しかし、共有持分を付与する施設は、既に持分付与までの間使用されてきているので、振り分けの対象となる工事費相当額は支出済み費用を時価換算した額のうち、施設の耐用年数から既使用年数を控除した年数（残存耐用年数）に相当する額となります。

◇法令等◇

基本通知 8 - 0 - 6

土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について

（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1598 号農林水産省農村振興局企画部長通知）

※支出済費用換算係数については毎年度算出

8. 他用途転売

Q 8 - 1	他用途転売の概要
土地改良財産を他用途に売払いする場合とは、どのようなことか。また、その手続はどのようにすべきか。	

A 8 - 1	国営干拓地において、農家に配分された農地が公園、工場、住宅等の用地に転用されたことにより不要となる道水路等の財産を、転用に係る用地の取得者等に売払いすることです。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 国営干拓完了地区の配分農地が社会的経済的状況の変化に伴い、公園施設、工場敷地、住宅団地、公共施設等の用地に転用された場合には、当該転用の地域に存在する道路、水路、堤防等の土地改良財産は使用する目的が失われることになります。
- 2 このような場合には、土地改良財産管理部局としては、当該財産を管理委託又は譲与の協定等の対象から除き（地区全部が転用された場合は協定等の解除、解約）、公共用財産の用途を廃止し、普通財産として売払い等の処分を行います。

◇法令等◇

国有財産法第1条、第6条、第8条第1項ただし書、
第14条、第20条、第29条、第31条
国有財産法施行令第4条、第9条、第10条の4、
第11条第9号、第13条、第16条の7
国有財産法施行細則第1条の5、第8条、第9条
会計法、予算決算及び会計令
農林水産省所管国有財産取扱規則

Q 8 - 2	他用途転売契約の指定期日
売買契約書の契約事項に「指定期日」の条項があるが、この内容及び対処方法はどのようなものか。	

A 8 - 2	土地改良財産の売買契約締結の日から、買受者の事業計画、資金計画等を勘案して適当と認められる期日を指定します。なお、契約締結の日からこの指定期日までの期間を準備期間といい、この期間は一般的には2年を基準とすることとしています。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 「指定期日」とは、国有財産法第 29 条に規定する「その用途に供しなければならない期日」のことであり、買受者が当該財産を指定用途（買受けの際に利用目的を指定されたものをいう。）に供しなければならない始期のことです。
- 2 このような契約事項は、買受者が指定された用途に当該物件（財産）を供するには契約締結時から相当の準備期間が必要であり、この期間を認めるとともに、適当な限度にこれを制限する必要があるからです。

また、買受者の施設の建設計画が3年以上にわたるときは、次により指定期日を定めることとしています。

 - （1）施設建設計画から年度毎の整備区域を明示できる場合・・・毎年度の建設計画に基づく竣工予定日から1年を超えない範囲内
 - （2）（1）以外の場合・・・建設計画に基づく最終年度の竣工予定日から1年を超えない範囲内

なお、指定用途に供するというのは、当該財産の全部が指定用途に適合したことが確認できる状態になることであり、単に工事の着手、事前措置及び手続等をしたのみでは、指定用途に供したとは認められないものです。

◇法令等◇

国有財産法第 29 条

「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」
(昭和 41. 2. 22 蔵国有第 339 号)

Q 8 - 3	他用途転売契約の指定期間
売買契約書の契約事項に「指定期間」の条項があるが、この内容及び期間の定めは何年か。	

A 8 - 3	指定された用途に供しなければならない期間をいい、売払いの場合には 10 年から準備期間を除いた期間とされています。
---------	--

☆回答の詳細☆

この指定期間は、指定期日の翌日を始期として、次の区分により指定することとされています。

- (1) 売払いをする場合（(2) の場合を除く。）・・・10 年から準備期間（5 年を超えるときは 5 年）を除いた期間
- (2) 植林を目的として売払いをする場合・・・20 年
- (3) 譲与する場合・・・10 年
- (4) 貸し付けする場合・・・貸付期間から準備期間を除いた期間

◇法 令 等◇

国有財産法第 29 条

「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」

(昭和 41. 2. 22 蔵国有第 339 号)

Q 8 - 4	他用途転売の土地の価格
売払いする土地の価格は、どのように定められるのか。	

A 8 - 4	土地の価格は、その評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑定評価額は地方財務局（又は財務事務所）との協議を経て決定されます。
---------	---

☆回答の詳細☆

- 1 土地の価格を評価する場合は、不動産鑑定士に依頼することとなるので、事前に鑑定書案の提出時期、鑑定費用等について打ち合わせを行う必要があります。
 なお、鑑定評価額については、管轄の財務事務所との協議を要するので鑑定評価書案の段階で、売払い価格評定調書案を作成し、事前に協議しておくこととなります。
- 2 土地改良財産部局としては、国有財産法第 14 条協議等の手続を管轄する地方財務局と行うこととなります。
 このため、他用途転売の要望が提出された時点で、あらかじめ、協議の窓口である財務事務所に説明を行い指示を受ける必要があります。

◇法令等◇

基本通知 7—農 21—1

Q 8 - 5	アバラ他転
アバラ他転とは何か。	

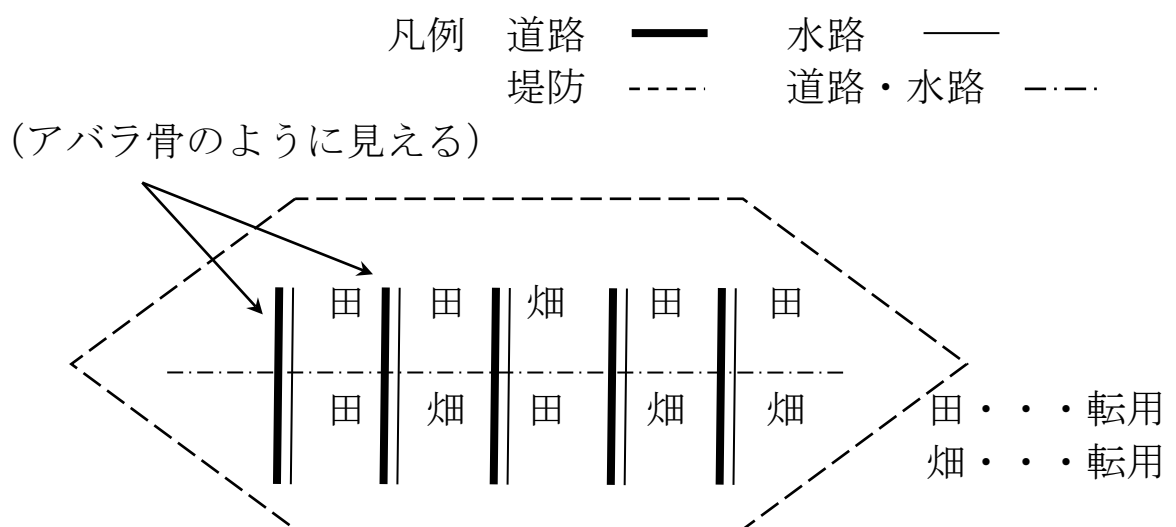
A 8 - 5	干拓地の用途を廃止した土地改良財産を他の用途に売払いする場合に、当該財産が、あたかも「アバラ」骨のような構成をしているので、実務の表現として通称「アバラ他転」といいます。
---------	---

☆回答の詳細☆

干拓地における土地改良財産とは、干拓堤防（附帯施設を含む。）、道路、用排水路等ですが、これらは、あたかも縦横に「アバラ」骨のように構成されています。

このため、財産処分の実務の表現では、外因により他の用途へ売払いすることになった土地改良財産の処分を通称「アバラ他転」といいます。

〔アバラ他転イメージ図〕



9. 地上権設定地の工事協議

Q 9 - 1	地上権設定地の工事協議の概要
地上権設定地の工事協議とは何か。	

A 9 - 1	土地改良施設の維持・保全等のために 区分地上権が設定されている土地に、所有権者が工作物を構築する場合は、区分地上権設定契約書の特約条項に基づき、事前に地上権者の同意を得るために行うものです。
---------	--

☆回答の詳細☆

国営土地改良事業等により管水路及びトンネル等の施設が設置され、当該施設の維持・保全等のために区分地上権が設定されている場合には、当該地上権設定地の所有権者は、当該地上権設定地に建物又は工作物を構築しようとするときは、区分地上権設定契約書の特約条項に基づき、地上権者の同意を得るために、事前に工事の内容等につき協議を行うことになります。

区分地上権設定契約書記載例（抜粋）

第1条の（7）特約事項

- ① 甲は、この土地に建物及び工作物を設置しようとするときは、事前に乙に協議するものとする。
- ② 甲は、水路施設保全のためにこの土地の地表面に1平方

メートル当たり〇〇トン以上の重荷をかけてはならない。

- ③ 甲は、この土地の区分地上権設定範囲に影響を及ぼす地表の掘削若しくは形質の変更を行ってはならない。

(参考)

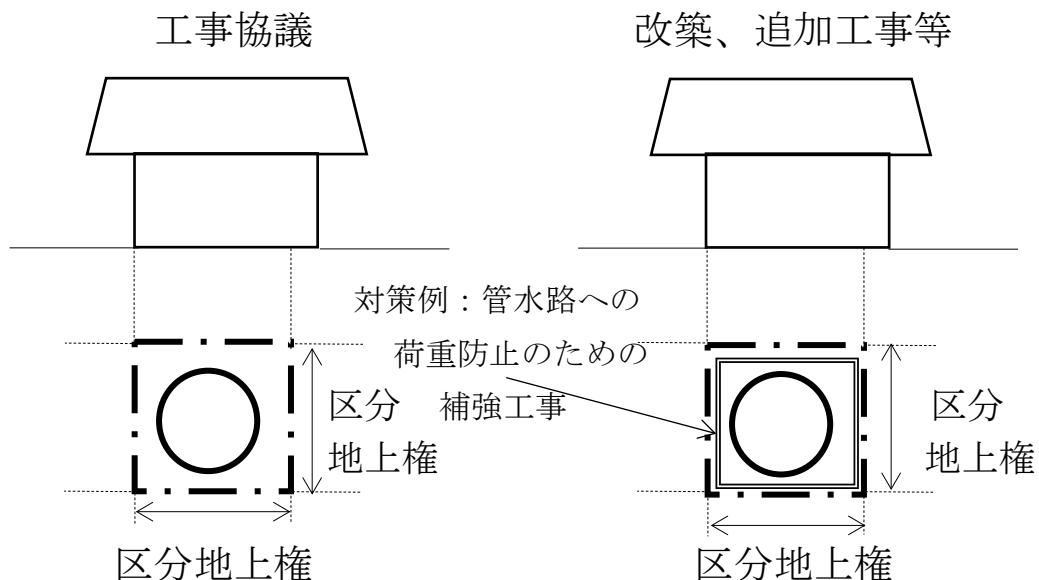
地上権・・・ 工作物や竹木を所有するために他人の土地を利用する権利です。(民法第 265 条)

工作物とは、建物、橋、道路、テレビ塔、高速道路、地下鉄、トンネルといった地上及び地下のすべての建物のことです。

竹木とは、植林の目的となる植物をいい、稲、麦、桑、茶といった耕作の目的となる植物は含みません。

区分地上権・・・ 地下や空中の一部だけに地上権があれば十分な場合に、上下の範囲を定めて地上権を設定するものです。(民法第 269 条の 2)

〔工事協議と改築、追加工事等の比較概念図〕

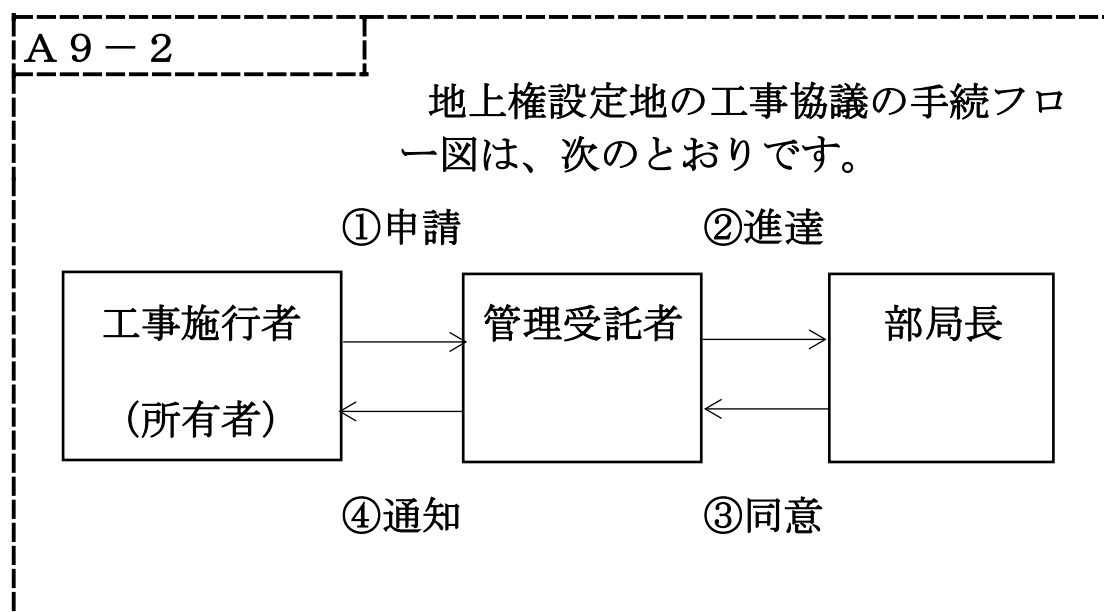


◇法令等◇

民法第 265 条【地上権の内容】

第 269 条の 2【地下・空間を目的とする地上権】

Q 9 - 2	地上権設定地の工事協議の手續
地上権設定地の工事協議の手續は、どのようにするのか。	



☆回答の詳細☆

1 地上権設定地の所有者は、当該設定地に建物等を構築する場合は、地上権者である部局長に管理受託者を經由して協議書（参考様式 17～19 参照）を提出し同意を得ることとなります。

なお、構造計算の結果、埋設管をより強度の高い管種に布設替え等する場合には、改築、追加工事等の申請書を併せて提出させます。

2 地上権設定地の工事協議に当たっては、当該工事によって当該土地改良財産に影響がないかを構造計算書等によりチェックするとともに、以下の点についても審査します。

- (1) 当該土地改良財産の機能（水路の通水機能等）に支障はないか。
- (2) 当該土地改良財産の維持管理上支障はないか。
- (3) 将来、当該土地改良財産を改修する場合に支障はないか。
- (4) 工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項が具体的に記述（当該工事が原因で国又は第三者に損害を与え、若しくは与える恐れがあるときは、工事施行者の負担において必要な措置を講じる等）されているか。

3 また、地上権設定地の工事協議の申請書（参考様式 23～26 参照）及び添付書類の作成上の留意点は、以下のとおりです。

- (1) 手続申請書類はA 4 サイズ（図面はフリー）
- (2) 当該財産と設定範囲との位置関係を示した写真を添付
- (3) 工事の内容の別添資料に、工事協議に係る土地改良財産の範囲、区分地上権設定地の範囲及び当該工事に係る設計書、設計図、構造計算等の内容を簡潔に整理した説明書及びそのバック資料等を添付
- (4) 関係図面については当該工事の内容を明確に示すための位置図、平面図、縦断図等の色塗

◇法令等◇

民法第 269 条の 2

(参考様式 17)

工 事 協 議 書

年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

住 所
名 称
氏 名

土地改良財産（地上権設定地）について、下記のとおり工事をしたいので、同意を得たく、関係書類に関係図面を添えて協議します。

記

- 1 工事をしようとする理由
- 2 工事に係る土地改良財産の明細
- 3 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 4 工事の施行期間
- 5 その他必要な事項

(参考様式 18)

土地改良財産（地上権設定地）の工事協議書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

管理受託者 住 所
〇〇土地改良区
理事長 〇 〇 〇 〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで管理委託協定を締結した〇〇地区に係る土地改良財産（地上権設定地）について、下記の者より工事实施の協議をしたい旨の申出があり、検討した結果、管理上支障ないと判断しますので、工事实施の同意を得たく、関係書類及び関係図面を添えて協議します。

記

- 1 施行者の氏名又は名称及び住所
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事に係る土地改良財産の明細
- 4 工事の内容
- 5 工事の施行期間
- 6 その他必要な事項

(参考様式 19)

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 氏 名 殿

〇 〇 農 政 局 長

土地改良財産（地上権設定地）の工事協議について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって協議のあったこのことについては、同意します。

Q 9 - 3	地上権設定地における工作物の設置基準等
地上権設定地に設置する工作物の設置基準は、どのように定めるのか。	

A 9 - 3	地上権設定地であっても区分地上権の場合は、設定契約の特約事項で示した構造・規模の工作物であれば設置が可能です。 なお、特約事項に具体的な荷重条件等が明記されていない場合は、最新の土地改良事業計画設計基準等により、工作物の構造・規模の検討を行います。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 地上権（一般地上権）の設定は、当該設定地の上下にわたって排他的支配権を有することとなることから、工作物の設置はできません。
しかし、地上権（区分地上権）の設定地については、当該設定契約書に「この土地に建物及び工作物を設置しようとするときは、事前に乙（地上権者）に協議するものとする。」や「工作物の保全のためにこの土地の地表面に1平方メートル当たり〇〇トン以上の荷重をかけないものとする。」等の特約事項が記載されている場合は、特約事項に従い所定の手続をすれば、工作物の設置は可能です。
- 2 特約事項に具体的な荷重条件等が明示されていない場合は、当該施設の設置当時の土地改良事業計画設計基準等ではなく、協議時点における同基準等により工作物の構造・規模を検討の上荷重条件等を定めることとなります。

◇法令等◇

民法第 269 条の 2

Q 9 - 4	地上権設定対価の返還請求
地上権設定地が他の公共事業の道水路敷地となるため、土地改良財産の管水路を移設する場合に地上権を抹消することになった場合、当初の地上権設定対価の返還を請求することができるか。	

A 9 - 4	返還請求はできません。
---------	-------------

☆回答の詳細☆

当該地上権設定契約書に特段の定めがない限り、また、事例のように土地の所有者に原因がない場合には、地上権者からの一方的な権利放棄とみなされ、一般論として地上権設定対価の返還請求権はないものと解されています。

なお、財産管理の部局は、管水路の移設等の取扱いの方法を含めて公共事業者と協議・調整することが必要です。

Q 9 - 5	地上権の設定範囲
管水路を埋設する場合に区分地上権は、どのように設定されるのか。	

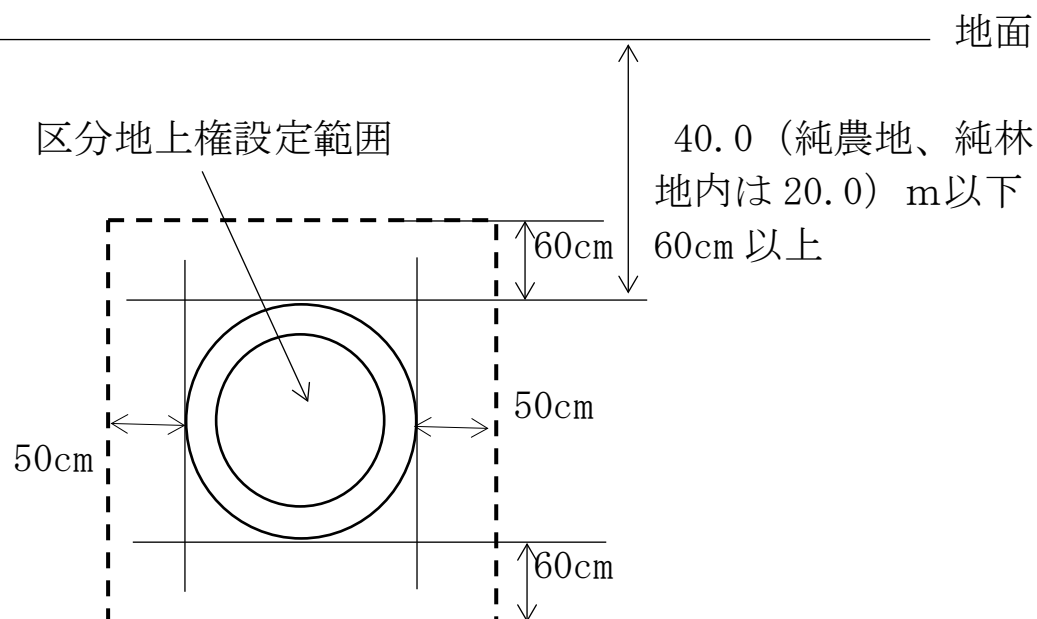
A 9 - 5	原則として、土被りが 60 c m 以上、40. 0 m 以下（純農地、純林地内にあつては 20. 0m 以下）の場合に設定されています。
---------	--

☆回答の詳細☆

区分地上権設定の対象範囲は、原則として、土被りが 60 c m 以上 40. 0m 以下（純農地、純林地内にあつては 20. 0m 以下）の場合です。

なお、土被りが 60 cm 未満の場合には土地の取得を検討します。

〔設定範囲概念図〕



◇法令等◇

「地上権設定の取扱指針について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け
54 構改 D 第 223 号) の記の 3 の (1) のア

Q 9 - 6	ほ場整備事業実施に伴う地上権の変更の取扱い
管水路に係る地上権設定地が、ほ場整備事業に伴う換地処分により変更になる場合に、地上権の抹消及び再設定の手続は、どのように取扱うべきか。	

A 9 - 6	地上権設定地を、ほ場整備事業の地域に含める編入協議において、地上権の抹消及び再設定に係る手続を事業主体が行うことの条件を付して承認することとなります。
---------	--

☆回答の詳細☆

- 1 部局長は、地上権設定地を土地改良事業の地域に含めることの法第5条第6項の規定による編入承認をしようとするときは、取扱規則第23条によりその内容を審査、承認することとなっています。
この承認の条件として、地上権の抹消及び再設定に係る手続を、ほ場整備事業施行者が行うことを付すこととなります。
- 2 また、財産管理部局及び管理受託者は、埋設されている管水路の維持管理上に支障がないように、ほ場整備事業の計画を樹立する前に土地改良財産の保存及び維持管理等の方法について十分な協議が必要です。

◇法令等◇

法第5条第6項
取扱規則第23条

Q 9－7	抵当権設定地への地上権設定
抵当権が設定されている土地に地上権を設定できるのか。	

A 9－7	抵当権者の同意があれば地上権は設定 できます。
-------	------------------------------------

☆回答の詳細☆

抵当権と地上権は独立した権利ですので、抵当権を設定している土地に地上権を設定できます。

なお、担保価値の低下や登記順位の変更等について、事前に抵当権者（債権者）の同意をとっておく必要があります。

◇法令等◇

民法第 369 条【抵当権の内容】

Q 9－8	地上権設定地の上部への捨土行為
地上権設定地の上部に捨土される場合は、どのように対応すべきか。	

A 9－8	工作物の設置の場合に準じて、設定契約の特約事項で示した荷重以内の捨土であれば可能です。 なお、特約事項に具体的な荷重条件等が明記されていない場合は、最新の土地改良事業計画設計基準等により、荷重や捨土厚の検討を行います。
-------	---

☆回答の詳細☆

Q 9－3 の回答のとおり、設定契約書に「この土地に建物及び工作物を設置しようとするときは、事前に乙（地上権者）に協議するものとする。」や「工作物の保全のためにこの土地の地表面に 1 平方メートル当たり〇〇トン以上の荷重をかけないものとする。」等の特約事項が記載されている場合は、捨土についても、工作物の場合に準じて、特約事項に従い所定の手続をすれば、捨土も可能です。

なお、管理者は、日常の巡視等により、当該事案の早期発見に努めることが必要です。

◇法 令 等◇

民法第 269 条の 2

Q 9－9	不用となった地上権の取扱い
改築、追加工事等により不用となる地上権（農水省）がある場合には、どのように取り扱うべきか。	

A 9－9	国が地上権の抹消登記を行います。
-------	------------------

☆回答の詳細☆

改築、追加工事等により不用となった施設がある場合には、当該土地に設定された地上権は、土地所有者と協議の上、国で抹消登記を行うこととなります。

Q 9－10	道路管理者から地上権の解除（抹消）を要求された場合の取扱い
道路管理者から地上権の解除（抹消）を要求された場合、どのように取扱うのか。	

A 9－10	基本的には、地上権の解除（抹消）に応じるべきではありません。 ただし、道路管理者から強い抹消要請があるときは占有協議への変更を求められることがあり、その際は埋設管等の施設が保全されるよう協議する必要があります。
--------	---

☆回答の詳細☆

地上権は土地改良施設の所有を目的に設定した権利なので、道路管理者からの地上権解除（抹消）要求に応じることは、土地改良施設の保全のため、また、登記上の第三者への対抗要件を失うことになるので適切ではありません。

ただし、道路管理者から強い抹消要請があるときは、占有協議への変更を求められることが想定され、その際は占有条件の付与について十分に協議する必要があります。

10. 国営土地改良事業の完了に伴う事務手続

Q10－1	国営土地改良事業実施中に行う土地改良財産関係の整理事務
国営土地改良事業実施中に毎年度行う必要のある財産関係の整理事務は、どのようなものか。	

A10－1	土地改良施設整理台帳（付属図面を含む。）の整理、不用地の処理、補償施設の処理、他目的使用等、農業水利ストック情報データベースシステムへの情報登録、道路協議など他の法令関連の協議関係資料の整備保存等を行います。
-------	--

☆回答の詳細☆

毎年度に行う整理事務は、次のとおりです。

なお、各事項についての担当課（係）については、「国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の移管等に関する事務について」第4を参照して下さい。

1 土地改良施設整理台帳の整理

建設関係部課は、毎年度に造成した施設について土地改良施設整理台帳に速やかに登載整理し、その状況等を常に把握します。

2 不用地の処理

建設関係部課は、工事計画の変更等によって生じた不用地がある場合は、取扱規則第18条及び基本通知7－土18

－ 1 に準じて用途廃止等の手続を経て、売払い等の処理をします。

3 補償施設の処理

建設関係部課は、補償工事によって生じた工作物がある場合には、取扱規則第 21 条により譲与の処理をします。

4 他目的使用等

工事完了又は施設完了以前における造成済みの施設については、その時点においてまだ本来の用途又は目的に供されておらず、かつ、関係農家の利益に反しないか否かの客観的判断が困難であることから、他目的使用等については電柱、水道管、ガスパ等、社会通念上やむを得ないもので、かつ、国営土地改良事業に支障を及ぼさないものに限り、建設関係部課が管理関係部課に協議の上、取扱規則第 12 条及び基本通知 5－0－3 に準じて取扱います。

5 農業水利ストック情報データベースシステムへの情報登録

建設関係部課は、毎年度行った工事に関する施設の諸元や補修履歴等の基本情報について、管理関係部課と連携し、農業水利ストック情報データベースシステムへの情報登録や情報の更新を行います。

6 関係書類の整備保存

建設関係部課は、道路法、河川法等他の法令の規制を受ける工事を行った場合は当該法令の規定に基づく協議等の関係書類を整備の上、保存しておきます。

また、不用地の処理、補償施設の処理及び他目的使用等の処理を行った場合も同様です。

〔財産関係整理事務の流れ概念図〕

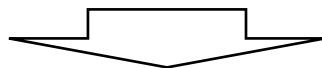
Q10- 1

事業実施中	① 土地改良施設整理台帳の整理 ② 不用地の処理 ③ 補償施設の処理 ④ 他目的への使用等 ⑤ 関係書類の整備保存等
-------	--



Q10-2

完了数年前	① 土地改良施設整理台帳の総括的整理 ② 占・使用台帳の整理 ③ 他目的使用等調書の整理 ④ 施設の維持管理要領、操作規程、保安規程 ⑤ 水利権協議関係書類の整備等 ⑥ 建設関係部課から管理関係部課への通知 (完了前年度のみ)
-------	---



Q10-3

完了	① 土地改良施設整理台帳の作成 ② 管理委託及び譲与関係事務 ③ 施設完了認定事務
----	---

◇法令等◇

取扱規則第12条

基本通知 5-0-3

「国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の移管等に関する事務について」(平成8年3月28日 8-14)

Q10－2	完了数年前に行う財産関係の整理事務
国営土地改良事業完了の数年前から行う必要のある財産関係の整理事務はどのようなものか。	

A10－2	土地改良施設整理台帳（付属図面を含む。）の総括的整理、占・使用台帳の整理、土地改良施設台帳の整理、他目的使用等調書の整理、施設の維持管理要領、操作規程及び保安規程の作成、水利権協議関係書類の整理等を行い、完了前年度に建設関係部課から管理関係部課に通知します。
-------	--

☆回答の詳細☆

土地改良事業完了数年前から建設関係部課においては、毎年度の整理事務（Q10－1 参照）のほか、次の整理事務を行います。

- 1 土地改良施設整理台帳（付属図面含む。）の総括的整理
土地改良施設整理台帳の総括表の整理等を行います。また、付属図面は、現場と一致するように作成します。
- 2 占・使用台帳の整理
占・使用台帳を協議相手先別に整理します。
- 3 他目的使用等調書の整理
他目的使用等調書を申請者別に整理します。
- 4 土地改良施設台帳の整理

土地改良施設台帳（資産評価）を施設ごとに整理します。

- 5 施設の維持管理要領、操作規程、保安規程の作成準備
管理委託及び譲与に備えて、施設の維持管理要領、操作規程、保安規程の作成準備を行います。
- 6 水利権協議関係書類の作成
協議経過資料を作成し、関係書類を作成します。
- 7 建設関係部課から管理関係部課への通知（完了前年度）
「国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の移管等に関する事務について」第3の1のとおりです。

◇法令等◇

「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」（平成24年11月20日付け24農振第1507号）

Q10－3	完了年度に行う財産関係の整理事務
国営土地改良事業完了年度に行う必要のある財産関係の整理事務は、どのようなものか。	

A10－3	土地改良施設整理台帳（付属図面を含む）の作成、管理委託関係書類の作成、譲与関係書類の作成、施設完了を行う場合は認定関係事務を行います。
-------	--

☆回答の詳細☆

完了年度においては、毎年度の整理事務及び完了数年前の整理事務（Q10－1、Q10－2参照）のほか、次の整理事務を行います。

1 土地改良施設整理台帳（付属図面含）の作成

国営土地改良事業で造成したすべての施設を記載した土地改良施設整理台帳を完成し、土地改良財産台帳の作成に備えます。

なお、土地改良施設整理台帳の様式は、土地改良財産台帳の様式と統一化されており、若干の修正作業と編集作業で土地改良財産台帳が作成されます。

2 管理委託及び譲与関係事務

管理委託の主な手続は、次のとおりです。

- ① 建設関係部課から管理関係部課への通知
- ② 管理関係部課は上記①の通知があった場合には、管理受託予定者を確認の上、管理委託計画を樹立

- ③ 管理関係部課は管理受託予定者との協議を行い、管理委託に伴う注意事項を周知
- ④ 建設関係部課から管理関係部課への土地改良施設の移管
- ⑤ 管理関係部課は管理委託協定の締結
なお、譲与の場合も同様の手続となります。(Q 2 - 2、Q 3 - 2)

3 施設完了を行う場合の認定関係事務

施設完了を行う場合は、認定に必要な書類等を作成し、管理委託又は譲与の手続を行います。

◇法令等◇

「国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の移管等に関する事務について」第2、第3

Q10－4	土地改良財産台帳の付属図面
土地改良財産台帳に付属する図面は、どのようなものか。	

A10－4	事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等です。
-------	-------------------------

☆回答の詳細☆

土地改良財産台帳に付属する図面については、取扱規則第24条に規定する第1号様式の「調製要領6」に、事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等とされています。

これらの図面は、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について」別添2「土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」に基づき作成された「工作物の部」に付属する工事関係図面の全体位置図、施設図郭割図、施設管理図（工事平面図）、水路路線図、水利縦断図、管割図、構造図と、「土地の部・権利の部」に付属する関係図面の全体位置図、用地管理図（用地平面図）、境界杭設置調書が該当します。

◇法令等◇

取扱規則第24条

「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」
（平成24年11月20日付け24農振第1507号）

Q10－5	財産台帳の図面作成上の留意事項
土地改良財産台帳の付属図面作成上の留意事項は何か。	

A10－5	財産を正確に表示し、明確に判明するように図面を作成するほか、管理受託者が日常使用しやすい図面を工夫することが大切です。
-------	---

☆回答の詳細☆

土地改良財産台帳の付属図面の作成上の留意点は、次のとおりです。

- ① 付属図面の原本は電子化図面データの作成要領（案）等の定めに準拠し作成すること。
- ② 施設別の付属図面では表題欄に施設名称と施設番号（農業水利ストック情報データベースで使用する番号）を表示すること。
- ③ 工事成果を用いる場合、最終契約図面の集合・修正等により作成すること。
 なお、ひとつの施設がいくつかの工事で整備される場合でも工事完了の都度に整備を進めること。
- ④ C A Dデータのある付属図面にあっては、G I Sデータの移行や再利用を考慮し、C A D情報や公共座標情報の保持に努めること。なお、座標を表示する場合は、測地系の種類（世界測地系（日本測地系 2011（JGD2011）など）を表示すること。
- ⑤ C A Dデータのない付属図面にあっては、スキヤニング等により図面データの作成を行うこと。その場合のファイル形

式はPDFもしくはTIFFとし、解像度は200dpi とすること。

- ⑥ 付属図面は「現場業務電子化支援システム（エクスプレス（EXP））運用規程」に基づき、現場業務電子化支援システム（EXP）へ登録すること。
- ⑦ 線的な施設で測点を表示する場合、始点から終点まで一連の測点番号とすること。
- ⑧ 図面番号は図面内容に応じて一連の番号を記載すること。
- ⑨ 副本は、A2版の付属図面を二つ折りにして、施設系を「施設管理図」、用地系を「用地管理図」として製本し（図面は適宜縮小）、保存に耐える表紙に施設名及び施設番号を記載すること。
- ⑩ 「施設管理図」は、全体位置図・施設図郭割図・水路路線図・水理縦断図・施設管理図、「用地管理図」は、全体位置図・施設図郭割図・用地管理図として区分すること。

◇法令等◇

「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」（平成24年11月20日付け24農振第1507号）

「土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」

「電子化図面データの作成要領（案）」（平成23年3月農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）

Q10－6	土地改良施設の資産評価の概要
土地改良施設の資産評価とはどのようなものか。	

A10－6	資産評価は、貸借対照表に計上する土地改良施設の資産価値を求めるために行うものです。 土地改良施設の資産価値は、施設の建設に要した金額（取得価額）から、時の経過等によって目減りした額（減価償却累計額）を差し引いて算出した現在の価値（期末残高）で評価します。
-------	---

☆回答の詳細☆

平成30年の土地改良法の一部改正により、土地改良施設を管理する全ての土地改良区は、原則として、貸借対照表を作成し、公表することとされました。

貸借対照表を作成することにより、「いくらで建設され（取得価額）」、「これまでに、どの程度の価値が目減りしていて（減価償却累計額）」、「現在はどの程度の価値があるか（期末残高）」といった情報を定量的に把握することが可能となります。

資産評価の結果については「土地改良施設台帳」に整理され、期末残高が貸借対照表に転記されるとともに、減価償却の方法や取得価額、減価償却累計額、土地改良区の負担額等の関連する情報については、財務諸表に対する注記によって示されることとなります。

なお、区画整理で造成した施設のうち、資産評価の対象となる土地改良区が保有する施設についても、資産評価に関する

情報を整理する必要があることに留意して下さい。

◇法令等◇

法第 29 条の 2、法第 57 条の 9

「土地改良施設の資産評価マニュアルの制定について（平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2941 号農林水産省農村振興局整備部長通知）

Q10－ 7	土地改良施設台帳の作成
土地改良施設台帳はどのように作成するのか	

A10－ 7	土地改良施設台帳は、土地改良施設の 資産評価により算出された取得価額、減 価償却累計額及び期末残高等を整理することにより作成し ます。
--------	--

☆回答の詳細☆

賃借対照表に土地改良施設の期末残高を計上するためには、土地改良区が所有又は管理している土地改良施設をリスト化した土地改良施設台帳を作成する必要があります。

土地改良施設台帳には、土地改良区の維持管理計画に位置付けられている施設（管理受託施設を含む。）を登録することから、資産評価の対象外となった施設についても記載対象に含まれます。

◇法 令 等◇

法第 29 条の 2、法第 57 条の 9

「土地改良施設の資産評価マニュアル」（平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2941 号農林水産省農村振興局整備部長通知）

11. 土地改良財産管理事務

Q11－1	施設整理台帳と財産台帳の調製
土地改良施設整理台帳とは何か。また、土地改良財産台帳とは何か。	

A11－1	土地改良施設整理台帳とは、国営土地改良事業で造成された土地改良財産すべてについて、事業実施中に整理する台帳です。 土地改良財産台帳とは、土地改良財産について記載したものを部局長が財産の管理のため事業完了又は施設完了時に作成し、備える台帳です。
-------	--

☆回答の詳細☆

- 1 土地改良施設整理台帳とは、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前において造成されている土地改良財産のすべてを整理して記載したものです。
- 2 土地改良財産台帳とは、法第 94 条の 5 の規定に基づき土地改良財産について、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに記載したものを部局長が財産の管理のために、事業完了又は施設完了時において作成し、備えるものです。
また、土地改良施設整理台帳の様式と土地改良財産台帳の様式は、平成 8 年 3 月 28 日の取扱規則等の改正で統一が図られています。

◇法 令 等◇

法第 94 条の 5

取扱規則第 24 条

基本通知 9－土 24－ 1 ～ 9－土 24－ 7

Q11－2	財産使用する場合の土地改良施設整理台帳等の記載の取扱い
同一目的で土地改良財産を使用（財産使用）する場合の土地改良施設整理台帳等の記載はどのように取り扱うのか。	

A11－2	国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について（平成24年11月20日24農振第1507号）様式第3号の（表-17）V－2－5（他目的使用調書）に準じて、巻末に財産使用調書として整理します。
-------	---

Q11－3	管理状況報告
令第 64 条の規定による管理状況報告は、どのように行うのか。	

A11－3	管理状況報告書は、当該施設が滅失又は損傷に際して行われる災害復旧事業（土地改良法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する事業をいう。）に係る計画をもってこれに替えるものとなっています。
-------	---

☆回答の詳細☆

法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する事業とは、農用地、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設についての災害復旧をいいます。

従来、管理状況の報告は、管理受託者から農林水産大臣あてに提出しなければならないこととされていましたが、規制緩和推進計画（平成 7 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき、管理受託者の負担の軽減等を図るため、平成 9 年 11 月 26 日付けで基本通知が改正されました。

この改正で、管理状況の報告項目の合理化・簡素化が図られ、結果的に管理受託者からの報告に替えて、都道府県知事から提出される災害復旧計画の内容により当該報告の内容が把握されることとなりました。

なお、近年、既存施設のストックマネジメントへの関心が高まっていることを受け、施設所有者として、土地改良財産の管理の状況及び滅失又は損傷の状況、また、改築、追加工事等の状況について、適時適切に把握しておくことが重要となっています。

このため、毎年度行っている管理受託者会議等を活用し、土地改良財産の管理の状況について確認することが大切です。

◇法 令 等◇

法第 2 条第 2 項第 5 号

令第 64 条

基本通知 10－ 0 － 1

Q11－4	財産が滅失・損傷した場合の報告
令第60条の規定による、天災その他の事故により土地改良財産が滅失・損傷した場合の被害報告は、どのようにするのか。	

A11－4	被害報告は、当該施設に対して行われる災害復旧事業（法第2条第2項第5号に規定する事業をいう。）に係る計画をもってこれに替えるものとなっています。
-------	---

☆回答の詳細☆

- 1 令第60条、取扱規則第26条及び基本通知10－0－1の規定により滅失又は損傷を受けた場合の被害報告は、当該施設に対して行われる災害復旧事業（法第2条第2項第5号に規定する事業をいう。（Q11－3参照））に係る計画をもってこれに替えるものとなっています。
- 2 財産管理の部局長は、農林水産省所管国有財産取扱規則第31条の規定により、天災その他の事故により管理する国有財産が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、国有財産法施行令第19条各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければなりません。
ただし、損傷については、損害見積価格が100万円を超えた場合となっています。
- 3 損傷の損害見積価格が500万円を超えた場合は、船舶、航空機を除いて、財務大臣への通知義務があります。
- 4 なお、上記に関わらず、別途、会計検査院法第27条の規定により会計検査院長への亡失報告も必要です。

5 従来、滅失等の被害についての具体的な報告は、管理受託者から農林水産大臣あてに提出しなければならないこととされていましたが、規制緩和推進計画（平成7年3月31日閣議決定）に基づき、管理受託者の負担の軽減を図るため、平成9年11月26日付けで基本通知が改正され、法に基づく滅失等の報告は、管理受託者からの報告に替えて、都道府県知事から提出される災害復旧計画の内容により当該報告の内容が把握されることとなりました。

6 なお、近年、既存施設のストックマネジメントへの関心が高まっていることを受け、施設所有者として、土地改良財産の管理の状況及び滅失又は損傷の状況、また、改築、追加工事等の状況について、適時適切に把握しておくことが重要となっています。

このため、毎年度行っている管理受託者会議等を活用し、土地改良財産の管理の状況について確認することが大切です。

◇法 令 等◇

会計検査院法第27条

国有財産法施行令第19条

法第2条第2項第5号、令第60条

農林水産省国有財産取扱規則第31条、取扱規則第26条、
基本通知10-0-1

12. 国営更新事業

Q12－1	国営更新事業の概要
国営更新事業とは、どのような事業か。	

A12－1	国営更新事業とは、国営土地改良事業の完了地区において、老朽化の進行、耐用年数の到来等により、主として土地改良施設等を更新、補修等するための変更又は新設を行う土地改良事業をいいます。
-------	--

☆回答の詳細☆

国営土地改良事業の完了地区においては、土地改良施設の老朽化の進行、耐用年数の到来等に伴い、主に、その更新、補修のために行う当該施設の変更又は当該施設に代わる土地改良施設の新設を行う事業が実施されています。

なお、現在、主として実施しているものは以下のとおりです。

- ① 国営かんがい排水事業
- ② 国営造成土地改良施設整備事業
- ③ 国営施設機能保全事業
- ④ 国営施設応急対策事業
- ⑤ 国営農地防災事業

◇法 令 等◇

法第85条、第85条の3

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」（平成8年3月28日8構改A第205号構造改善局長）

Q12－2	工事施行部分の通知
国営更新事業での工事施行部分について、どのようにして管理受託者に知らせるのか。	

A12－2	財産管理の部局長（国営土地改良事業の事業所長等の長を含む。）が毎年度、管理受託者と調整の上、工事実施計画及び工事工程を管理受託者に通知することになっています。
-------	--

☆回答の詳細☆

- 1 財産管理の部局長は、「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第3の1の（2）により、管理を委託した旧事業財産について国営更新事業の工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該財産の管理受託者との間で協定を締結することになっています。
- 2 締結される「国営〇〇土地改良事業の実施に伴う管理委託財産に関する協定書」第2条の例示で、農林水産省（国営〇〇事業の事業所等の長を含む。）は、毎年度、あらかじめ管理受託者と調整の上、当該年度の工事実施計画及び工事工程を管理受託者に通知することとなっています。

なお、管理受託者への通知は、原則として書面によるものとします。

◇法 令 等◇

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第3の1（2）

Q12－ 3	工事施行部分の財産の管理
国営更新事業の工事施行部分の財産の管理は、どこが行うのか。	

A12－ 3	国営更新事業による工事施行部分の土地改良財産の管理は、施行中は事業所が、引渡し後は管理受託者が行います。
--------	---

☆回答の詳細☆

国営更新事業の実施中であっても管理受託者による維持管理は継続して行われていることから、当該財産に係る管理委託の協定は解除しません。

したがって、工事施行中、一時的に事業所が施設を占有している間の施設管理は事業所が行いますが、工事完了後は管理受託者へ速やかに引渡しを行い、従前どおり、管理受託者が管理することとなります。

◇法 令 等◇

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第3の1（2）

Q12－ 4	不用となった土地等の取扱い
国営更新事業による工事等の結果、不用となった土地等の取扱いは、どうするのか。	

A12－ 4	管理受託者に当該土地の所在、面積その他必要な事項を通知し、速やかに返還させることとなっています。
--------	---

☆回答の詳細☆

農林水産省（国営〇〇事業の事業所等の長を含む。）は、施設の工事等の結果不用となった土地等がある場合には、管理受託者に当該土地等の所在、面積その他必要な事項を通知し、速やかに返還させることとなっています。

なお、不用地の処分については、Q 5－ 3 の回答のとおり、部局長が管理受託者への管理費内譲与等を行います。

◇法 令 等◇

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第 3 の 2

Q12－ 5	土地改良財産台帳の調製方法等
国営更新事業完了後の土地改良財産台帳の調製及び整理替は、どのように行うのか。	

A12－ 5	国営更新事業の工事の完了又は施設完了をしたときは、速やかに土地改良財産台帳の調製及び整理替を行うこととなっています。
--------	---

☆回答の詳細☆

- 1 部局長は、国営更新事業の工事の完了又は施設完了をしたときは、速やかに土地改良財産台帳の調製及び整理替を行うこととなっています。
- 2 国営更新事業が国営造成土地改良施設整備事業の場合には、更新事業財産を旧事業財産台帳の口座に整理替し、旧事業財産の該当部分を朱書き訂正の上、備考欄に国営更新事業の名称及び整理替の年月日を付記します。
国営造成土地改良施設整備事業以外の場合には、旧事業財産を更新事業財産の口座に整理替し、更新事業財産の該当部分を朱書き訂正の上、備考欄に国営完了地区事業の名称、地区の名称及び整理替の年月日を付記します。
- 3 なお、国営施設機能保全事業や国営施設応急対策事業のように、単純な更新や一部補修等を行う事業については、新設された施設の有無や水使いの変更、地域の概況の変化等を踏まえ、土地改良財産台帳の調製方法について判断すること

となります。

- 4 また、土地改良財産台帳の調製等に当たっては、国営土地改良事業の完了地区と更新事業の実施地区との受益地域の重複状況や、工事施行内容等を総合的に勘案して行う必要があります。

◇法 令 等◇

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第2

Q12－6	国営更新事業完了後の管理委託協定書の取扱い
国営更新事業の工事が完了又は施設完了した後は、旧財産の管理委託協定書をどのように取扱うのか。	

A12－6	財産の整理区分により協定を変更し、又は新たな協定を締結することとなります。
-------	--

☆回答の詳細☆

部局長は、国営更新事業の工事の完了又は施設完了をし、土地改良財産台帳の調製及び整理替が行われた後に必要があるときは、現行の管理委託協定書を変更し、又は新たな協定を締結することとなっています。

◇法 令 等◇

「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳の取扱要領について」第3の1

Q12－ 7	管理使用させる場合の取扱い
国営更新事業において管理使用させるとは、どのような場合か。	

A12－ 7	水路の新路線を造成後、旧路線を廃止し、新路線を管理委託するまでの間、当該水路を使用させる場合、又は、土地改良事業の内容が土地改良施設の新設を主体とする場合であって、地元土地改良区等の要請等の実情から、その新設土地改良施設を管理使用することが合理的と認められる場合等が該当します。
--------	--

☆回答の詳細☆

国営更新事業で造成した土地改良施設が旧事業の土地改良財産に属さない場合であり、例えば、旧路線とは違う場所に水路を新設後、旧路線を用途廃止した場合が該当します。

この場合は、新たに造成した新路線は旧路線の管理受託者に引き渡せないので、管理委託するまでの間は管理使用としての取扱いとなります。

◇法 令 等◇

「工事中の国営土地改良施設の管理使用に係る取扱指針について」（昭和 57 年 8 月 13 日付け 57-70 構造改善局建設部長通知）

Q12－ 8	国営更新事業の工事で支障となる他目的使用等施設の取扱い
国営更新事業の工事で支障となる他目的使用等施設について、どのように取扱うのか。	

A12－ 8	他目的使用等施設が工事の支障となる場合は、他目的使用者の負担で原状回復を行わせる必要があります。
--------	--

☆回答の詳細☆

国営更新事業の工事で他目的使用等施設が支障となる場合、他目的使用者の負担で原状回復することを他目的使用契約書に明記し、他目的使用者の負担で原状回復を行わせる必要があります。

◇法 令 等◇

「国営更新事業における他目的使用施設の移転等の取扱いについて（平成 15 年 5 月 28 日付け 15 農振第 590 号設計課長通知）」

「他目的使用の手続の適切な実施について」（平成 30 年 9 月 3 日付け 30 農振第 1746 号農林水産省農村振興局整備部水資源課長通知）

13. 管理一般（土地改良区等による施設管理）

Q13－1	施設へのゴミの不法投棄
土地改良区が所有又は管理している水路等に、ゴミが不法投棄された場合には、どのように対応すべきか。	

A13－1	法第56条第2項の協議制度を活用し、市町村がゴミ投棄禁止条例の制定をすることなどについて、土地改良区から働きかける方法があります。 また、日頃から水路や水路周辺の巡回を行い、不法投棄等の未然防止や早期発見に努めることが重要です。
-------	---

Q13－ 2	土地改良区造成施設の管理委託
土地改良区が造成した農業用排水施設について、他の団体に管理委託できるか。	

A13－ 2	土地改良区が自ら管理するものであり、管理委託はできません。 ただし、操作運転業務を中心とした業務委託は可能です。
--------	---

☆回答の詳細☆

法第 57 条の規定により、土地改良区が造成した施設は、自らが管理することになっていますので、他者に管理を委託することはできません。

ただし、操作運転業務を中心とした業務委託（（例）電気機器保安点検を（財）〇〇電気保安協会に委託）することは可能です。

なお、土地改良区の下部組織として集落単位の水利組合等による管理は、一般的に行われています。

◇法 令 等◇

法第 57 条

Q13－ 3	施設が法定外公共物上の場合の管理権
法定外公共物上に土地改良区が自ら改修工事を行った施設がある場合は、当該施設の管理権限はどうなるのか。	

A13－ 3	施設の管理権限は、土地改良区にあります。
--------	-----------------------------

☆回答の詳細☆

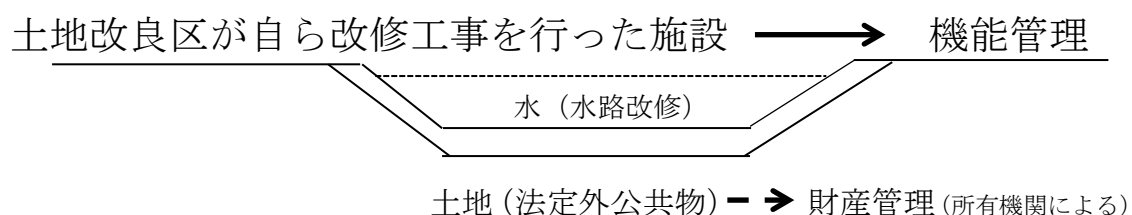
- 平成 12 年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」により、法定外公共物のうち機能を有しているものについては、市町村からの申請に基づき無償で譲渡されているところです。

このため、土地（法定外公共物）の管理は市町村の財産管理部局が行い、工作物の管理は土地改良区が行うことになります。

- 土地改良施設の改築、追加工事等は、工作物に対するものと解釈されており、土地改良区がその手続を行います。

しかし、土地の所有者である市町村から、一定の手続行為を指示された場合には、その指示に従う必要があります。

〔施設及び土地の管理概念図〕



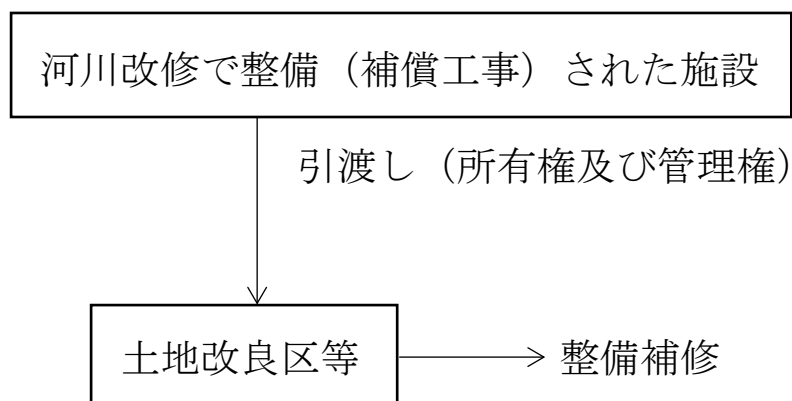
Q13－4	河川改修により引渡しを受けた施設の管理と整備補修
河川改修工事で整備され、土地改良区が引渡しを受けた施設の管理及び整備補修はどのように取扱うのか。	

A13－4	引き受け者である土地改良区が管理及び整備補修を行うこととなります。
-------	-----------------------------------

☆回答の詳細☆

河川改修で整備され、地元土地改良区へ引渡された施設については、河川改修工事による補償工事として施行された施設と考えられます。この場合、当該施設の所有権及び管理権は土地改良区にあると解釈されることから、整備補修についても土地改良区が行うこととなります。

〔施設の管理概念図〕



Q13－ 5	ため池や水路への土砂や汚濁水流入
土地改良区が所有又は管理している施設（ため池・水路）に、開発行為に起因して土砂流入や汚濁水流入があった場合はどう取扱うのか。	

A13－ 5	民法上の妨害排除請求等（民法第 198 条、第 199 条等）を行うか、水質汚濁防止法による知事に対する意見の申し出（水質汚濁防止法第 24 条第 3 項、同法施行令第 9 条第 5 号）を行う方法があります。 また、汚濁水の流入施設が法第 57 条の 2 の規定に基づく管理規程を定めている場合には、法第 57 条の 3 の規定により予定外排水の排除のための措置（排出の停止、廃水の減量）について、当該廃水を排出する者に求めることができます。 なお、土砂や汚濁水の処理方法等について、開発行為を行うおととする者と事前に十分な協議を行い、被害を未然に防止するよう努めることが重要です。
--------	---

☆回答の詳細☆

地区内で開発行為が行われたために、土地改良区が所有又は管理している施設に建設残土（建設発生土）捨場から土砂や汚濁水の流入があった場合の調整制度は次のとおりです。

1 民法上の妨害排除請求等

① 土地改良区所有の施設の場合

所有権に基づく物件的請求権を有します。

したがって、その原因者に対して妨害排除請求（支障の原因の差止等の請求）又は妨害予防請求（支障を生じるおそれの原因の差止等の請求）を行うことができます。

② 土地改良区が管理受託等している場合

占有（事実上の支配）を確保するための占有権の内容として占有訴権を有します。

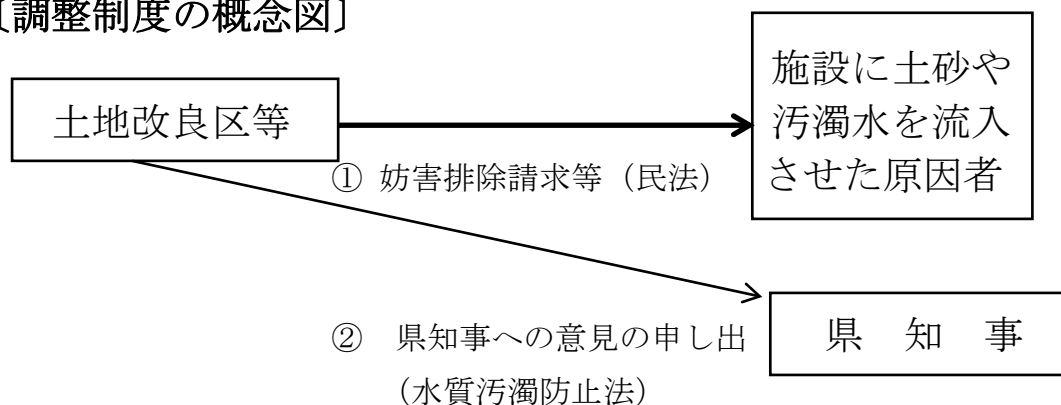
したがって、その原因者に対して占有保持の訴（民法第198条）又は占有保全の訴（民法第199条）を提起できます。

2 水質汚濁防止法による知事に対する意見の申し出

公共用水域の管理を行う者（土地改良区も含む。）は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該公共用水域の水質の汚濁の防止に関して意見を述べることでできるとされています。（水質汚濁防止法第24条第3項、同法施行令第9条第5号）

3 法第57条の3の規定に基づく措置

〔調整制度の概念図〕



◇法令等◇

法第57条の3

民法第198条、第199条

水質汚濁防止法第24条第3項、水質汚濁防止法施行令第9条第5号

Q13－ 6	ため池への漁業権の設定
土地改良区が所有又は管理しているため池に漁業権を設定したいとの要望にどのような対応をすべきか。	

A13－ 6	農業用水の貯水を目的とするためのため池の施設の管理上、水量の確保、水質の汚濁等が考えられ、このように取水等に支障がある場合は、漁業権の設定に同意することは困難です。
--------	---

☆回答の詳細☆

漁業権は、個別漁業権の内容について適格性を有する者が、都道府県知事の免許を受けられるものです。(漁業法第72条)

なお、免許をしない場合とは、同法第71条第1項第4号の規定に「免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とされています。

また、農業用水の貯水を目的とするため池において、管理操作、水質等に支障が生じることが想定される場合には、漁業権の設定に同意することは困難と考えられます。

◇法 令 等◇

漁業法第3条、第71条第1項第4号、第72条

Q13－ 7	水路に浄化水等を放流する場合の取扱い
土地改良区が所有又は管理している農業用排水路へ、浄化水や家庭排水等を放流させる場合はどのように取扱うのか。	

A13－ 7	Q 4－ 3 の回答を参照してください。
--------	----------------------

Q13－ 8	水路に進入路（床版等）を設置させる場合の 取扱い
土地改良区が所有又は管理している農業用排水路に、宅 地等への進入路（床版等）を架ける場合はどう取扱うのか。	

A13－ 8

土地改良区は、管理に支障が生じるか
否かを調査し、適当と認められる場合に
は他目的使用等の手続を行います。なお、使用料等の定め方
は、維持管理費や地域の実情に応じて算定することが大切で
す。

また、設置する床版等には、水路への転落防止措置を講じ
るよう指導、助言を行う必要があります。

◇法 令 等◇

農業用排水路における安全管理の手引（令和２年３月農
村振興局水資源課）

Q13－ 9	農道の交通規制
土地改良区が所有又は管理している農道において、一般交通・大型車両等に対する交通規制はできるのか。	

A13－ 9	都道府県公安委員会に申請し、交通規制をすることができます。
--------	--------------------------------------

☆回答の詳細☆

- 1 都道府県公安委員会は、道路法交通法第4条の規定により必要があると認めるときは、道路における交通規制をすることができますとなっています。

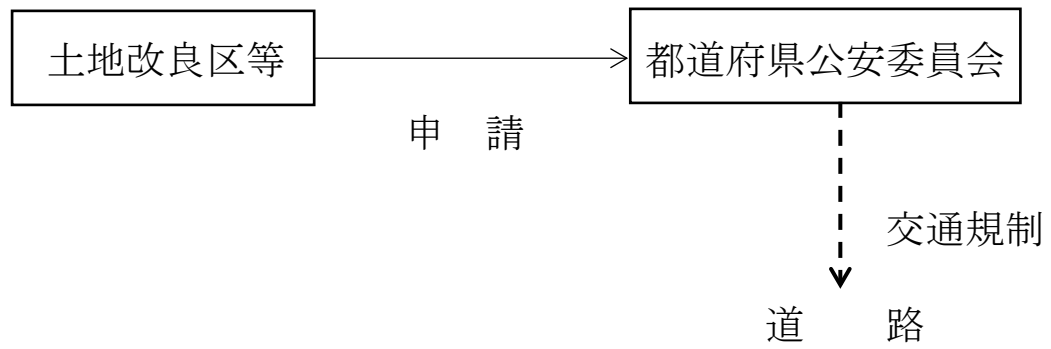
道路とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいいます。

農道は、一般交通の用に供するその他の場所に該当します。
- 2 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通事故に起因する障害を防止するために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができますとなっています。

ただし、土地改良区と市町村間で十分な調整をし、対応

策を検討することが肝要です。

〔交通規制申請の概念図〕



◇法令等◇

道路法第2条

道路交通法第4条

道路運送法第2条第8項

Q13－10	農道の使用及び形状変更
土地改良区所有の農道について、隣接者から法面の使用及び形状変更願いが出された場合はどう取扱うのか。	

A13－10	基本的には、農道としての本来の用途を妨げる行為は許可等を行うことはできないものです。 しかし、支障がない又は軽微な場合には、Q13－8の回答のように他目的使用等に準じて手続きをとります。
--------	---

Q13－11	農道改修による残地（赤線である既設農道）の取扱い
赤線である既設農道を拡幅改修した結果、部分的に旧道路敷地が残った場合は、どのように処理するのか。	

A13－11	残地は、土地の所有者である市町村において処分することとなりますので、隣接者が買受けしたい場合は事前に関係部課と調整して下さい。
--------	---

Q13－12	水路の安全管理対策について
水路の安全管理対策とはどのようなものか。	

A13－12	水路の管理者である土地改良区等が、行政、自治会・地域住民、老人会、学校関係者等と協力して水路の危険を把握した上で、必要な箇所に必要な対策を検討、実施するものです。
--------	---

☆回答の詳細☆

近年の農村地域の都市化、混住化に伴い、水路への転落事故の発生やその危険性が増大しており、施設の管理に当たっては、より一層の安全性の確保が求められています。

また、水路の安全管理対策は土地改良区等の施設管理者が単独で行うよりも、行政、地元自治会や地域住民、老人会、学校関係者等と協力して実施することで、より高い効果が期待されます。

このため、地域住民等とも協力し、地区内の水路において、どこに、どのような危険が存在するのか把握した上で、必要な対策（ハード面、ソフト面）について検討し、実施していくことが重要です。

〔参考〕農業用排水路における安全管理の手引（農林水産省農村振興局水資源課 令和2年3月発行）

Q13-13	土地改良施設が道路敷地を使用する場合の対応
道路敷地を使用して土地改良施設を設置する場合にはどのような対応が必要か。	

A13-13	施設造成後、道路占用許可条件に基づき施設の移設や撤去を求められることがないよう、事前に将来の道路計画等について十分な打合せを行うことが大切です。
--------	--

☆回答の詳細☆

道路の占用の許可等を受けて設置した施設については、道路管理者から道路の改良工事等で支障となる場合、道路占用許可条件に基づき、移設や撤去を求められる場合があります。このため、施設造成前に道路管理者と行う協議の中で、将来の道路計画の有無等について十分確認を行った上で、施設を設置する必要があります。

また、施設造成後に道路管理者から施設の移設や撤去を求められた場合には、道路計画等の妥当性、土地改良施設への影響回避の可否、移設や撤去の方法、費用負担者等について十分な協議が必要となります。

Q13－14	地上権設定期間満了時の対応について
国営土地改良事業実施の際に設定した地上権の期間が満了する場合はどのように取扱うのか。	

A13－14	将来の国営更新事業計画等を考慮の上、適切な期間更新の方法について検討し、地上権の期間更新手続を行います。
--------	---

☆回答の詳細☆

国営土地改良事業で設定した地上権の期間が満了する場合には、将来の更新事業計画や機能保全計画の有無、土地改良区等関係機関の意向も踏まえた上で、「国営更新事業による期間更新」、「国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業（権利設定等事業）による更新」などによる期間更新の方法を検討、実施することとします。

◇法 令 等◇

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要領

Q13－15	鉱業法第 64 条に基づく協議の取扱い
鉱業権者より鉱山法第 64 条による協議があった場合にはどのように対応するのか。	

A13－15	Q 9－2（地上権設定地の工事協議の 手続）に準じて承認手続を行ってくだ さい。
--------	---

☆回答の詳細☆

鉱業権者は、かんがい排水施設等の 50m 以内において鉱物を採掘するには、鉱業法第 64 条に基づき、管理庁又は管理人の承諾を得ることとなっており、協議を受けた管理庁又は管理人は同条ただし書きの規定により、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができないとされています。

鉱業権者より協議を受けた管理受託者は、部局長に協議書を提出し、同意を得ることとなります。

なお、当該手続は、地上権設定地の工事の協議の手続に準じて行うものとします。

◇法 令 等◇

鉱業法第 64 条